

千葉県国民健康保険運営方針（案）

平成 2 9 年 1 1 月

千 葉 県

骨子案からの主な修正・追加箇所には下線を引いています。

目 次

第 1 方針策定に当たって

1	策定の背景	1
2	策定の目的	1
3	位置付け	1
4	対象期間	2
5	検証・見直し	2

第 2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方

1	国民健康保険の現状	3
2	運営に当たっての基本的な考え方	
(1)	基本的な考え方	10
(2)	国保運営上の各主体の役割	10
(3)	国への働きかけ	11

第 3 今後の取組（各論）

1	国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
(1)	医療費等の見通し	12
(2)	財政運営に係る基本的な考え方と取組	14
(3)	財政安定化基金の運用	15
(4)	県繰入金の活用	16
2	保険料の標準的な算定方法	
(1)	総論	17
(2)	国保事業費納付金の算定方法	17
(3)	標準的な保険料の算定方法	18
(4)	保険料負担の激変緩和	18
3	保険料の徴収の適正な実施	
(1)	収納対策	21
(2)	目標収納率	22

4	保険給付の適正な実施	23
5	医療費の適正化の取組	25
6	その他	
	(1) 市町村が担う事務の効率的な運営の推進	27
	(2) 保険者努力支援制度の活用	27
	(3) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	27
	(4) 被用者保険等との連携	28
	(5) 施策の効率的な実施のための取組	28

(参考)

1	データ集	29
2	策定の経過（最終的に経緯をまとめる予定）	

第1 方針策定に当たって

1 策定の背景

- 国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度である。
- しかし、国民健康保険（国民健康保険組合が運営するものを除く。以下同じ。）は、無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多いといった問題を抱えており、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれている。
- このような状況を踏まえ、国が約3,400億円の財政支援の拡充を行うとともに、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととされた。
- 一方、市町村は、地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、資格管理・保険給付の決定、保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。

2 策定の目的

- 「千葉県国民健康保険運営方針」は、県と市町村が共通認識を持って保険者としての事務を実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るために、県が策定する国民健康保険の運営に関する統一的な方針である。

3 位置付け

- 本方針は、平成30年4月1日から施行される改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2第1項の規定による「都道府県国民健康保険運営方針」である。

- なお、都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性を確保することとされている（法第82条の2第5項）。
- また、市町村は、本方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めることとされている（法第82条の2第8項）。

4 対象期間

- 本方針は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間を対象期間とする。

5 検証・見直し

- 県は、本方針に基づく取組状況等を毎年度把握・検証し、市町村、千葉県国民健康保険運営協議会及び関係機関等と情報共有を図るとともに、中間年（平成32年度）において、必要に応じた見直しを行う。

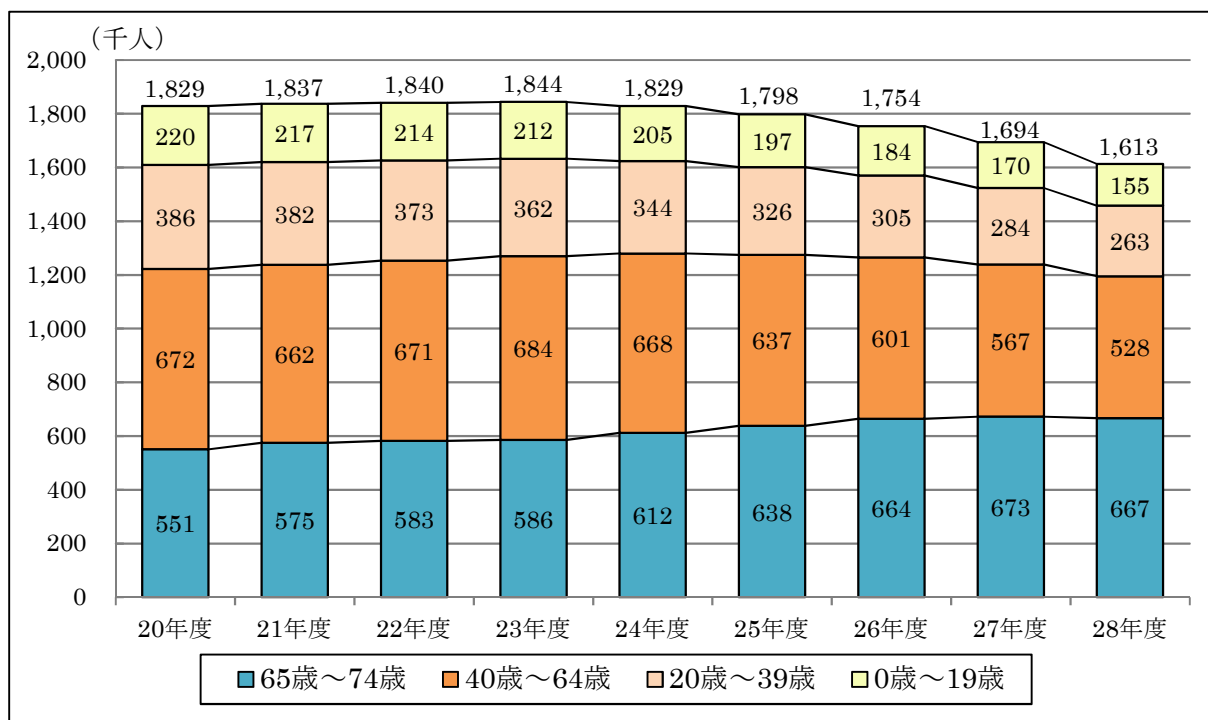
第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方

1 国民健康保険の現状

(1) 被保険者数

- 本県の国民健康保険の被保険者数は、平成24年度から減少しており、平成28年度は約160万人となっている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、本県においては、今後、総人口が減少するとともに、75歳に到達することにより後期高齢者医療制度へ移行する者の著しい増加が見込まれることから、被保険者数の減少は続いていくものと考えられる。

[図表1] 被保険者数の推移



【出典：国民健康保険実態調査報告（保険者票）】 [平成28年度は速報値]

※ 各年度9月末時点の被保険者数

[図表2] 千葉県の将来推計人口

(単位：人)

	平成22年 (2010年)	平成37年 (2025年)	増減数	増減率
総人口	6,216,289	5,987,027	▲229,262	▲3.7%
(0～64歳人口)	4,876,998	4,189,262	▲687,736	▲14.1%
(65～74歳人口)	776,600	715,559	▲61,041	▲7.9%
(75歳以上人口)	562,691	1,082,206	519,515	92.3%

【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）】

(2) 保険者規模

- 平成29年8月末時点の県内の保険者数は54団体(37市16町1村)であるが、そのうち被保険者数が3,000人未満の保険者は8団体で、平成20年度と比較すると4団体増えており、被保険者数の減少に伴い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模団体が増加傾向にある。

【図表3】 規模別保険者数の推移

被保険者数	平成20年度	平成29年8月
10万人以上	5団体	4団体
5万人～10万人	3団体	2団体
1万人～5万人	29団体	29団体
3千人～1万人	13団体	11団体
3千人未満	4団体	8団体

【出典：千葉県国民健康保険事業年報・月報】

※ 平成20年度は年度平均の被保険者数により区分

(3) 単年度実質収支、決算補填等目的の法定外繰入、繰上充用

- 多くの市町村は、毎年度、多額の決算補填等を目的とした法定外繰入を行うことで単年度収支の均衡を図っており、単年度収支差引額から決算補填等目的の法定外繰入額を差し引いた実質収支は、恒常的に赤字となっている。
- また、平成28年度において、3団体が当該年度の収支不足により繰上充用を行っており、平成20年度と比較すると2団体増えている。

【図表4】 財政収支等の状況

(単位：百万円)

	平成20年度	平成24年度	平成28年度
単年度収支差引額 (赤字団体数)	814 (23)	<u>3,638</u> (20)	<u>4,492</u> (18)
決算補填等目的の 法定外繰入額 (実施団体数)	18,750 (27)	<u>15,957</u> (29)	<u>10,987</u> (23)
単年度実質収支 (赤字団体数)	▲17,935 (34)	▲ <u>12,318</u> (33)	▲ <u>6,495</u> (30)
繰上充用額 (実施団体数)	1,849 (1)	<u>11,592</u> (1)	<u>5,869</u> (3)

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】 [平成28年度は速報値]

※ 本方針においては、「単年度実質収支＝単年度収支差引額－決算補填等目的の法定外繰入額」としている。

(4) 保険料の賦課方法及び収納率

- 国民健康保険法に基づく保険料を賦課しているのは11団体、地方税法に基づく保険税を賦課しているのは43団体となっている。
- 賦課方式（医療分）は、1団体が2方式（所得割・均等割）、37団体が3方式（所得割・均等割・平等割）、16団体が4方式（所得割・均等割・平等割・資産割）を採用している。
- 賦課割合（医療分）は、応能割が58%を占めており、所得に応じた賦課が多い。
- 保険料収納率（現年分）は、平成22年度以降は上昇しており、平成28年度は89.97%であるが、平成27年度においては全国平均を1.92ポイント下回っており、全国順位は45位と低迷している。

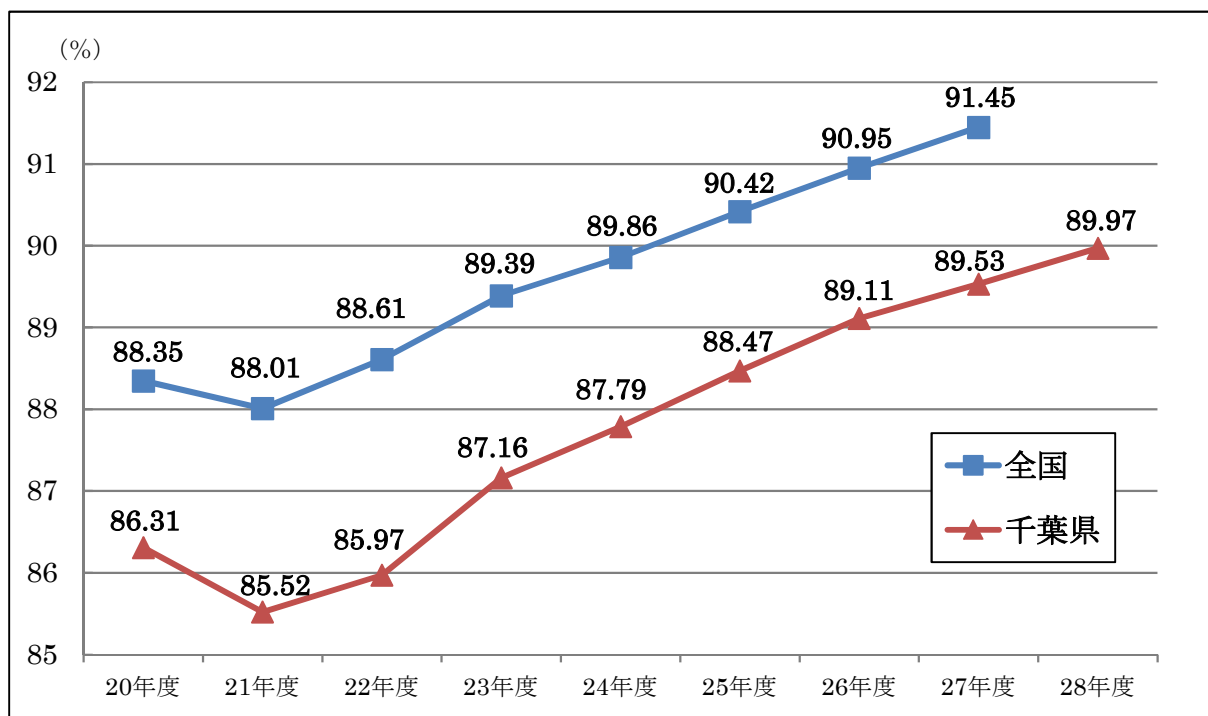
【図表5】 保険料の賦課方法・収納率等に関する状況（平成28年度）

項目	状況
保険料・保険税の別	料方式：11団体 税方式：43団体
賦課方式（医療分）	2方式：1団体 3方式： <u>37</u> 団体 4方式： <u>16</u> 団体
応能割・応益割の割合（医療分）	<u>57.7:42.3</u>
所得割・資産割・均等割・平等割の割合（医療分）	<u>57.1：0.6：26.6：15.7</u>
賦課限度額（医療分）	政令限度額どおり： <u>40</u> 団体 政令限度額未満： <u>14</u> 団体
告示方式・明示方式の別	告示方式： <u>3</u> 団体 明示方式： <u>51</u> 団体
保険料調定額（現年分）	<u>1,558</u> 億円
保険料収納額（現年分）	<u>1,402</u> 億円
保険料収納率（現年分）	<u>89.97</u> %
保険料軽減世帯数	<u>464,266</u> 世帯
保険料減免状況	実施保険者数： <u>53</u> 団体 減免世帯数： <u>40,680</u> 世帯 減免総額： <u>467,136</u> 千円

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】[速報値]

※ 平成28年度の年度平均世帯数は988,131世帯

[図表 6] 保険料収納率（現年分）の推移

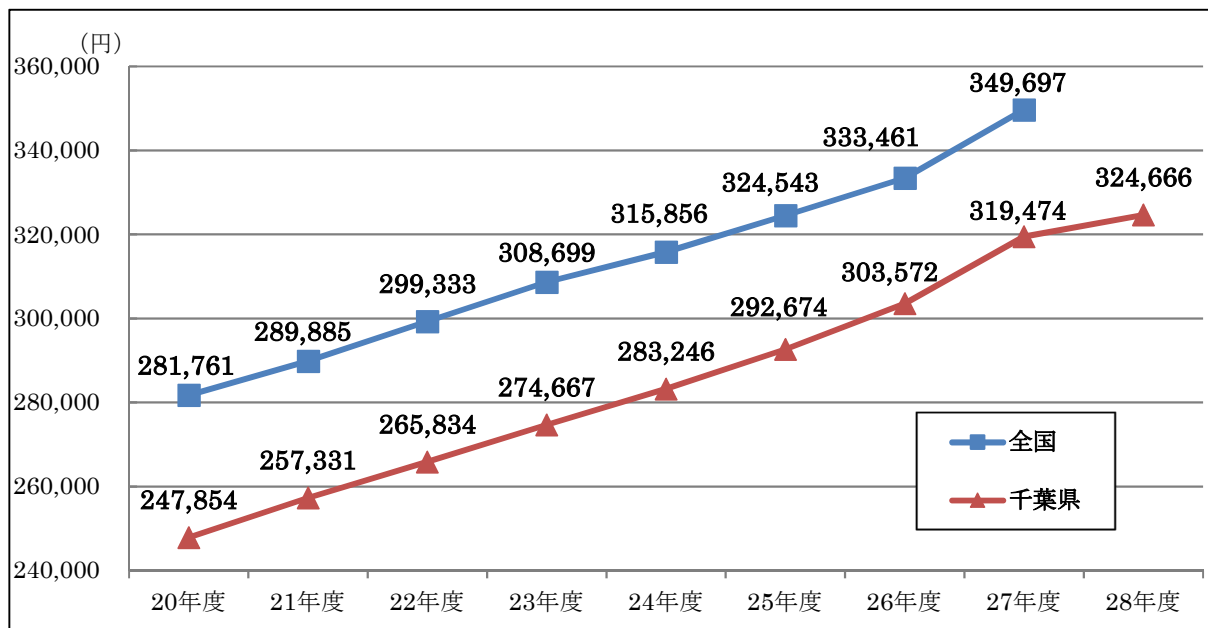


【出典：国民健康保険事業年報】[平成28年度は速報値]

(5) 1人当たり医療費

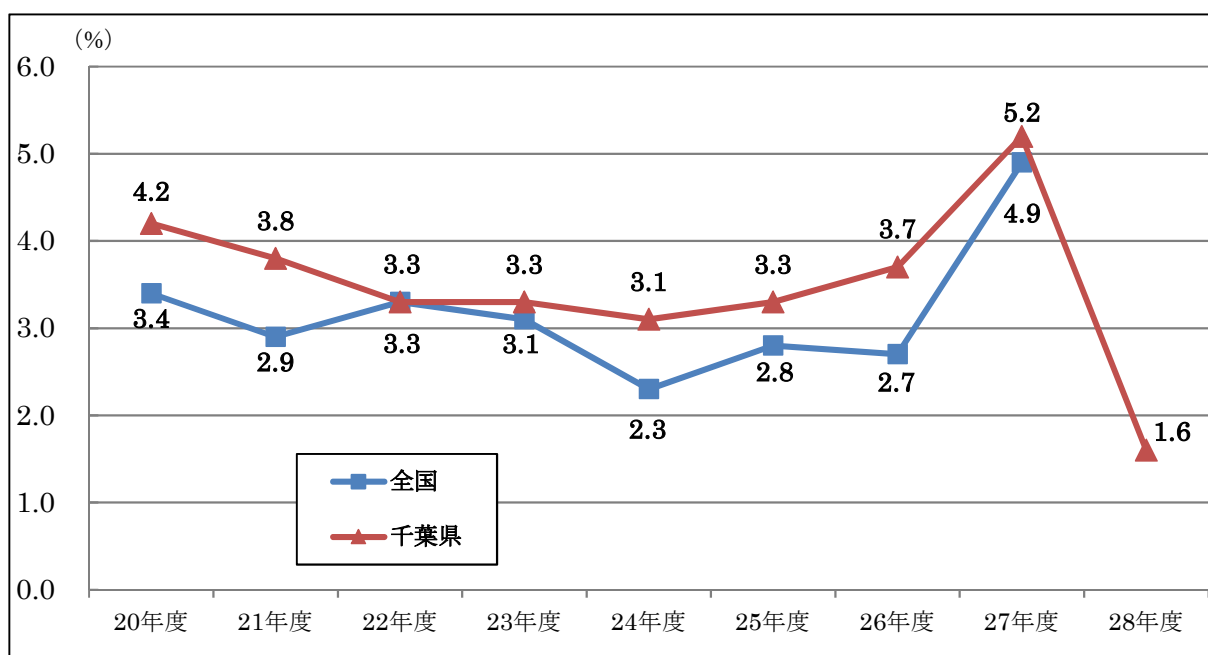
- 本県の1人当たり医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により年々増加しており、平成28年度は324,666円となっている。
- 全国平均と比較すると低い水準であるが、伸び率は全国平均を上回る水準で推移しており、全国との差は徐々に縮まっていくものと見込まれる。

【図表7】 1人当たり医療費の推移



【出典：国民健康保険事業年報】 [平成28年度は速報値]

【図表8】 1人当たり医療費の伸び率の推移



【出典：国民健康保険事業年報】 [平成28年度は速報値]

(6) 医療費適正化等の取組状況

- 本県の特定健診受診率は全国平均を上回る38.7%となっているが、特定保健指導実施率は20.2%となっており、全国平均を下回っている。なお、国が示す目標値（特定健診受診率：60%、特定保健指導実施率：60%）には届いていない。
- データヘルス計画の策定や後発医薬品使用割合などは、概ね全国平均並みの取組状況となっている。

[図表9] 医療費適正化等の取組に関する状況（平成27年度）

項目	千葉県 【実施・策定割合】	全国 【実施・策定割合】
特定健診受診率	38.7%	36.3%
特定保健指導実施率	20.2%	23.6%
メタボリックシンドローム 該当者割合	16.5%	16.9%
メタボリックシンドローム 予備群該当者割合	10.7%	10.6%
データヘルス計画策定状況	33 団体【61.1%】 (28年7月1日時点)	1,131 団体【65.9%】 (28年7月1日時点)
医療費通知実施状況	54 団体【100%】	1,680 団体【97.9%】
後発医薬品差額通知実施状況	52 団体【96.3%】	1,587 団体【92.5%】
後発医薬品使用割合（数量ベース）	64.04% (28年3月分)	63.09% (28年3月分)
レセプト点検効果額（1人当たり）	1,291 円	1,866 円
レセプト点検効果率	0.51%	0.67%

(7) まとめ

ア 被保険者等の状況

- 被保険者数は平成24年度以降、減少に転じており、今後も減少が続くことが見込まれる。
- 財政運営が不安定となるリスクの高い小規模団体の増加が見込まれる。

⇒ 保険者規模の縮小による財政リスクの増加への対応が必要。

イ 国保財政、保険料収納率の状況

- 市町村国民健康保険特別会計の単年度実質収支は恒常的に赤字であり、多額の決算補填等を目的とした法定外繰入が行われている。
- 繰上充用の総額は年々減少してきているが、平成20年度と比較すると繰上充用の実施団体数は2団体増え、3団体となっており、依然、多額の繰上充用が行われている。
- 収納率は平成22年度以降、上昇を続けているが、全国平均を下回っており、全国順位は45位と低迷している。

⇒ 計画的に財政収支の改善を図るとともに、効果的な収納対策を継続することが必要。

ウ 医療費の状況

- 1人当たり医療費は年々増加しており、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展等のため、今後も増加することが見込まれる。
- なお、本県においては、国保加入者は各年齢層で減少するものの、後期高齢者の著しい増加が見込まれるところであり、医療保険制度全体を見越した対策が必要である。

⇒ 医療費適正化の取組等により、1人当たり医療費の伸び幅を抑制することが必要。

2 運営に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- 本県の国民健康保険の運営は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれるため、国民健康保険に関わる各主体は、「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指す」ことを基本理念として共有するものとする。

(基本理念) 持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

(2) 国保運営上の各主体の役割

ア 被保険者（県民）の役割

- 社会保障制度の中核をなす国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度は、保険料や公費等を財源に保険給付を行うことで被保険者の医療費の負担を支え合っていることから、国民健康保険制度を維持していくための主要な財源の一つである保険料を適切に納付する。
- 自ら健康の保持増進に努めるとともに、特定健診等を積極的に受診し、自らの健康情報を把握し、早期治療・予防に努める。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持つなど、医療機関等の機能に応じた受診や残薬管理等に努める。また、平日の診療時間内に受診可能であるのに、夜間・休日急病診療所を受診することや、同じ病気でいくつもの医療機関等を受診することを差し控えるなど、適切な受診に努める。さらに、後発医薬品の使用に関して医師・歯科医師・薬剤師に相談の上で後発医薬品の使用が可能な場合には、積極的な使用を心掛ける。

イ 保険医療機関等の役割

- 医療等を受ける者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療等を提供する。
- 関係法令・通知等の定めるところにより、診療報酬等（受領委任を受けて請求する柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費を含む）を適正に請求する。
- 地域における病床機能の分化や連携の推進に協力するとともに、市町村等が行う保健事業や地域包括ケアシステムの構築のための施策等への積極的な協力や支援を行う。

ウ 国民健康保険団体連合会の役割

- 診療報酬等の審査支払業務を適切かつ確実に実施するとともに、市町村等が行う事務の共同処理、国保データベース（KDB）データ等の積極的な提供、研修の実施等により、市町村等が担う事務の質的向上や効率化を図る。

エ 市町村の役割

- 国民健康保険の保険者として、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等の地域に密着した事業を引き続き担い、被保険者の個々の事情に応じたきめ細かい対応を行う。
- 被保険者の健康保持や疾病予防を支援するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム構築に積極的に取り組む。

オ 県の役割

- 市町村とともに国民健康保険の保険者となり、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の実施の確保などの事業運営において中心的な役割を担う。
- 市町村に対して技術的助言や研修、情報提供等を行うことにより、市町村の取組を支援するとともに、市町村が担う事務の効率化・標準化等について市町村や国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と検討し、推進を図る。
- 「千葉県保健医療計画」、「千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画」（医療費適正化計画）、「健康ちば21」、「千葉県高齢者保健福祉計画」、「千葉県障害者計画」等に掲げる関連施策との連携及び関係機関との協力を図る。

(3) 国への働きかけ

- 国民健康保険の抱える構造的な問題は、今回の制度改正によって解決したわけではなく、特に、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤の確立は大きな課題である。
- 県及び国民健康保険に関わる主体は、様々な機会をとらえて、地域の抱える課題及びその対応について、国に提言・要望し、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた働きかけを行う。

第3 今後の取組（各論）

1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

(1) 医療費等の見通し

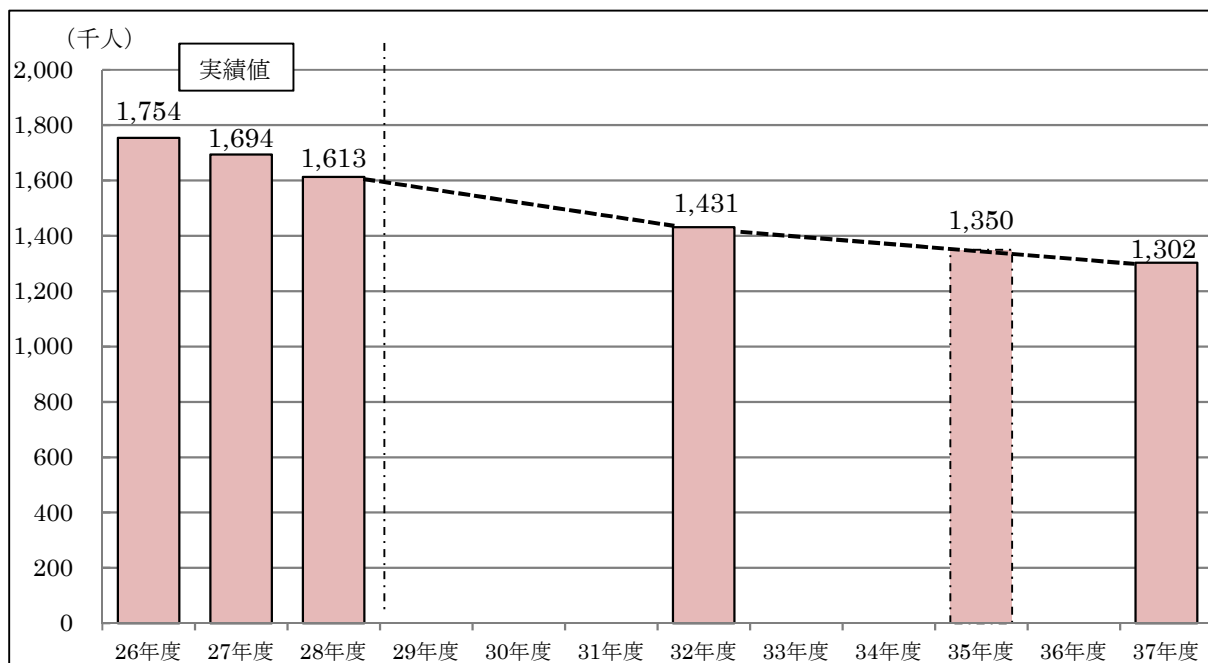
ア 総論

○ 少子高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、国保被保険者の減少や1人当たり医療費の増加等が見込まれる中、中長期的に安定的な国保財政の運営を図っていくための参考として、被保険者数や医療費等に関する将来の見通しを示す。

イ 被保険者数の見通し

○ 近年の国保被保険者数の動向や将来推計人口等を参考に、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度までの国保被保険者数の推計を行ったところ、平成28年度と比較して、平成37年度の被保険者数は約31万人（19.3%）減少することが見込まれる。

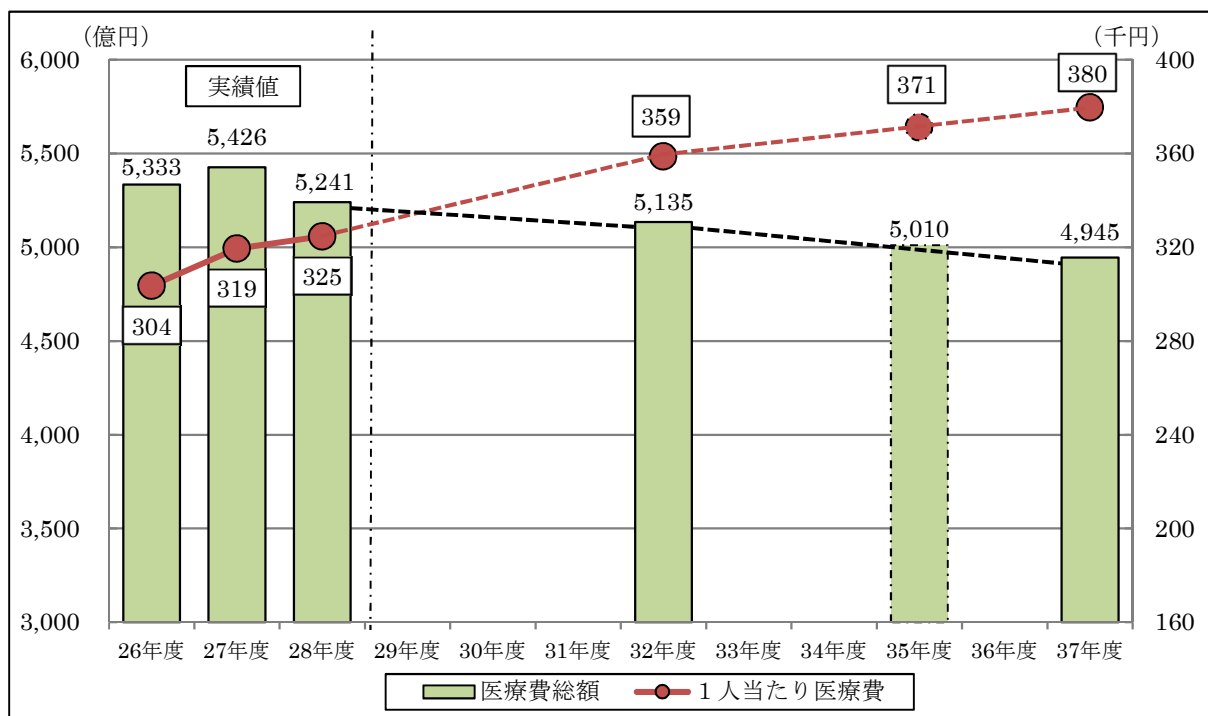
[図表10] 被保険者数の見通し



ウ 医療費の見通し

○ 近年の医療費の動向や上記イで推計した国保被保険者数を基に、平成37年度までの医療費の推計を行ったところ、平成28年度と比較して、平成37年度の1人当たり医療費は約55,000円（16.9%）増加するが、国保被保険者の減少に伴い、医療費総額は約296億円（5.6%）減少することが見込まれる。

[図表 1 1] 医療費の見通し



[図表 1 2] 被保険者数・医療費の見通し

区分	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 35 年度	平成 37 年度
被保険者数(千人)	1,613	1,431	1,350	1,302
1人当たり医療費(円)	324,666	358,773	371,099	379,669
医療費総額(億円)	5,241	5,135	5,010	4,945

※ 平成 28 年度は速報値

【被保険者の推計方法】

○ 5歳階級別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所[平成25年3月推計]）に5歳階級別推計国保加入率を乗じて算出。

※ 5歳階級別推計国保加入率は、平成28年度の5歳階級別被保険者数を基に、平成30年度までは社会保険適用拡大の影響等を加味した加入率の調整を行い、平成31年度以降は平成30年度の推計国保加入率で固定。

【医療費の推計方法】

（1人当たり医療費の推計）

○ 平成28年度の「未就学児」、「前期高齢者」、「未就学児・前期高齢者以外」の3区分の1人当たり医療費を基に、直近3カ年（平成26年度～平成28年度）の平均伸び率を乗じて算出。

※ 各区分の被保険者数は、5歳階級別推計被保険者数を基に算出。

（医療費総額の推計）

○ 各区分の推計1人当たり医療費に各区分の推計被保険者数を乗じて算出した医療費を合算して算出。

(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組

ア 総論

- 国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計において単年度の収支が均衡していることが原則である。

イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

- 従来、市町村は、個々の市町村ごとの保険給付費等から国庫負担金等の公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を集めるために必要な保険料率を設定していたが、平成30年度以降は、県全体の保険給付費等から公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を基に、県が市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金の額を基礎とし、保健事業に要する費用等を加味して保険料率を設定することが基本となる。
- 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。
- 現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみると、形式的な財政収支の均衡を図るために、多額の決算補填等のための法定外の一般会計繰入が行われるなど、多くの市町村が実質的な赤字となっている。また、一部の市町村では国民健康保険特別会計の単年度収支不足による繰上充用が行われていることから、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である。
- 市町村において行われている法定外の一般会計繰入の内訳は、その目的に応じ、
 - ・ 決算補填等を目的としたもの
 - ・ 保健事業に係る費用についての繰り入れなどの決算補填等目的以外のものに分類できる。
- このうち、「決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金」を解消または削減すべき対象としての「赤字」とする。
- 決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、解消・削減を図るべきである。しかしながら、法定外一般会計繰入の早急な解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある。

- このため、市町村は、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入について、その必要性や額の妥当性等を改めて整理・検討した上で、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること等により、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める。
- また、平成29年度以降の繰上充用金の増加分については、発生した会計年度の翌年度内に計画を策定し、原則として発生した会計年度の翌々年度までに解消を図る。
- なお、平成28年度以前の繰上充用金（平成28年度以前の累積赤字）については、平成30年度に計画を策定し、原則として本方針の対象期間内での解消に取り組む。
- 県は、毎年度、各市町村の国民健康保険特別会計の状況を適切に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、市町村の国保財政の安定的な運営の推進を図る。

ウ 県の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

- 県に新たに設置する国民健康保険特別会計も同様に、必要な支出を国保事業費納付金や国、県などの公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。
- 具体的な財政運営に当たっては、市町村における事業運営が健全に行われることも重要であるため、市町村の財政状況をよく見極めた上で、収支均衡のとれた財政運営に努める。

(3) 財政安定化基金の運用

ア 財政安定化基金の趣旨

- 国保財政の安定化のため、医療費の増加や保険料の収納不足等により財源不足となった場合に、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、以下の場合に資金の貸付・交付を行うものである。
 - ・ 保険料の収納が不足する市町村に対して資金の貸付を行う。
 - ・ 「特別な事情」により保険料の収納が不足する市町村に対して資金の交付を行う。
 - ・ 医療費の増加等により県の国民健康保険特別会計に財源不足が生じた場合に、県に資金の貸付（県の国民健康保険特別会計への繰入れ）を行う。

イ 交付を行う場合の「特別な事情」の基本的な考え方

- 多数の被保険者の生活に影響を与える災害が発生した場合等の予算編成時に見込めなかった事情により、収納額が低下し、財政収支の不均衡が生じた場合とする。

ウ 交付を行う場合の交付額の算定の考え方

- 県が、交付を受ける市町村の「特別な事情」や元々の収納率の設定状況等に
応じて、その交付の範囲を財源不足額の2分の1以内で適切に決定する。

エ 交付を行った場合の市町村の補填の考え方

- 交付を行った場合の補填方法は、国、県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填することとされている。このうち、市町村が行う補填については、交付を受けた当該市町村が補填することを原則とする。

オ 激変緩和への活用の考え方（平成35年度までの特例）

- 上記アの本来の目的として活用される部分とは別に、平成35年度までの特例として、国保事業費納付金制度の導入等に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和するために、財政安定化基金を活用できるとされており、県は、激変緩和措置を講じる際に、財政安定化基金の特例分を最大限活用する。

(4) 県繰入金（法第72条の2第1項）の活用

- 県は、医療給付費等の9%相当額を県の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れ、その一部は特別交付金として各市町村の特殊な事情に応じた財政の調整等を行うために活用し、残りの額は県全体の国保事業費納付金として集めるべき額に充当する。
- 県繰入金（特別交付金分）の交付に当たっては、個々の市町村の財政安定化や本方針に定める取組の推進等を図るため、保険者努力支援制度における評価指標等も考慮しつつ、適切に交付基準等の設定を行う。
- また、国保事業費納付金制度の導入等に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和するため、県繰入金の一部を活用する。

2 保険料の標準的な算定方法

(1) 総論

ア 趣旨

- 県が国保の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村は、県が保険給付費等交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等を支払いに要する費用に充てるための原資の一部として、市町村ごとに割り当てられた国保事業費納付金を県に納付することとされた。
- また、平成30年度以降も、保険料率の決定は引き続き各市町村が行うこととなるが、県は、市町村が保険料率の決定を行う際の参考として、標準保険料率を算定・公表することとされている。
- 県は、保険料算定方式や標準的な収納率等の国保事業費納付金・標準保険料率の算定において必要となる事項の標準を定めるほか、国のガイドライン（「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について」）で示された算定方法を原則とし、国保事業費納付金・標準保険料率を算定する。
- なお、標準保険料率の算定に当たっては、県内統一の算定方法に基づき算定する市町村標準保険料率とは別に、各市町村が実際に採用している算定方法に基づく標準保険料率の算定も併せて行う。

イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方

- 本県においては、市町村間の医療費水準や保険料収納率等に格差が存在することから、医療費適正化や収納率向上へのインセンティブを確保するため、国保事業費納付金・標準保険料率の算定に当たって、市町村ごとの医療費水準や収納率等の実績を反映させる。
- なお、一部の市町村から、県内市町村の保険料水準の統一を目指すべきとの意見もあったことから、将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討していく。

(2) 国保事業費納付金の算定方法

ア 配分方式

- 納付金の各市町村への配分方式は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれ2方式（所得割・均等割）とする。

イ 医療費水準の反映割合（医療費指数反映係数 α の設定）

- 医療分の納付金の各市町村への配分に当たっては、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を全て反映させる（ $\alpha = 1$ とする）。

ウ 応能割分・応益割分の配分割合（所得係数 β の設定）

- 納付金総額の応能割分と応益割分の配分割合は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれ全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準に応じて毎年度設定される係数（所得係数 β ）により決定する（応能割：応益割＝ β ：1となる）。

エ 賦課限度額の設定

- 賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分についてそれぞれ国が政令で定める限度額と同額とする。

（3）標準的な保険料の算定方法

ア 標準的な算定方式

- 標準的な保険料の算定方式は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれ2方式（所得割・均等割）とする。

イ 標準的な収納率

- 標準的な収納率については、各市町村の収納率の実績を踏まえ、市町村別に毎年度設定する。

（4）保険料負担の激変緩和

- 平成30年度からの国保事業費納付金制度の導入等に伴い、保険料負担が急激に増加することのないよう、当面、平成35年度までの6年間、県繰入金、財政安定化基金の特例分及び国の調整交付金における暫定措置（追加激変緩和）を活用し、一定の基準を設けて激変緩和措置を講じる。
- なお、平成36年度以降の激変緩和措置の取扱いは、今後の国保財政の動向等を踏まえて判断する。

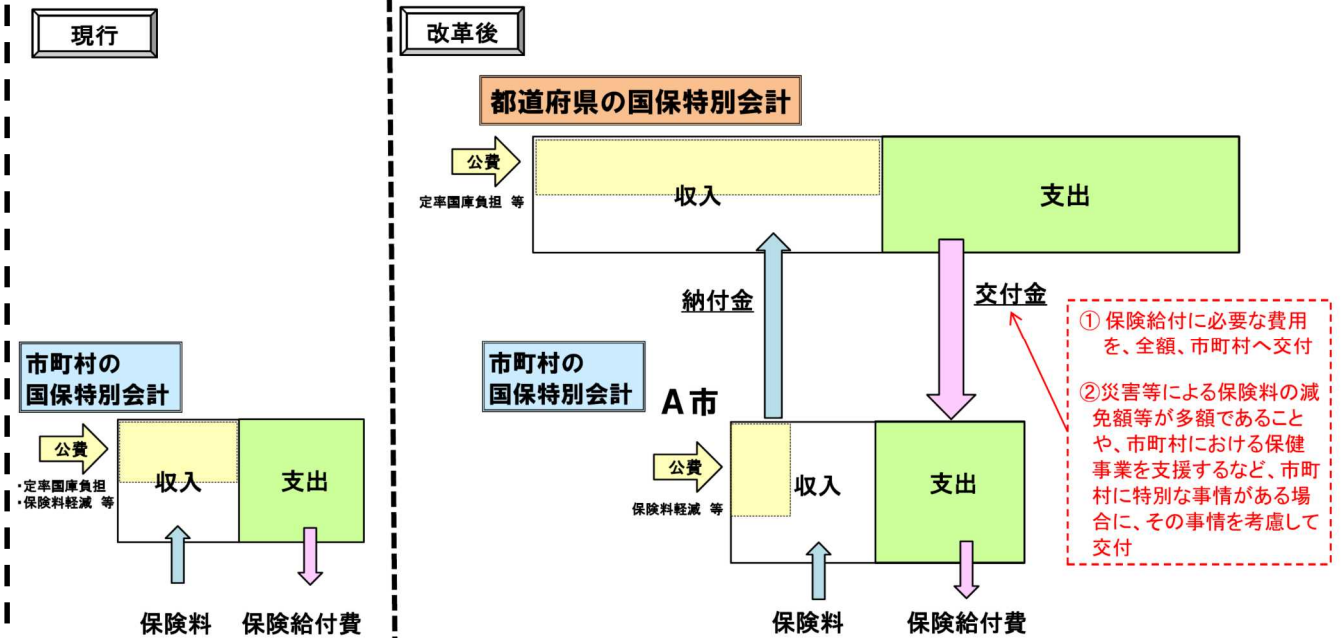
改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

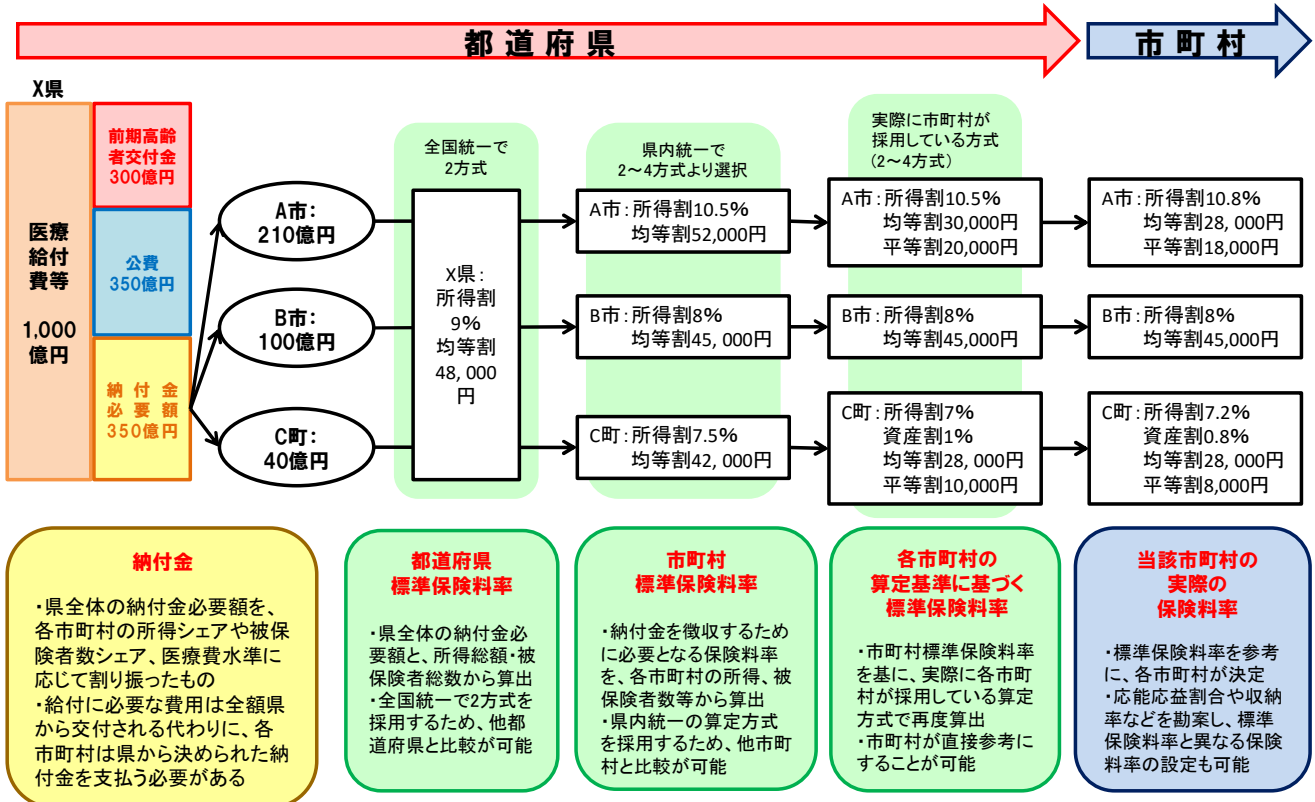
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

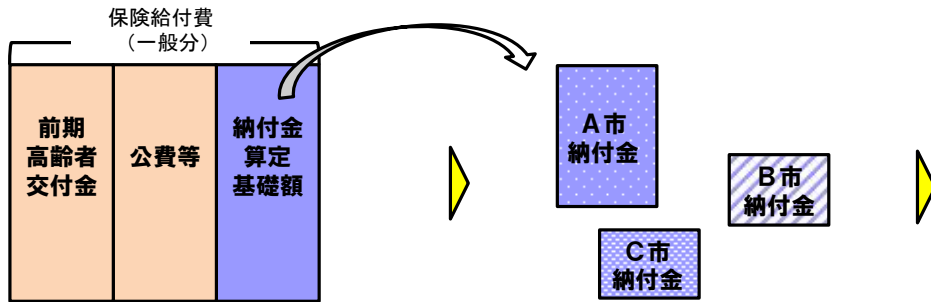
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



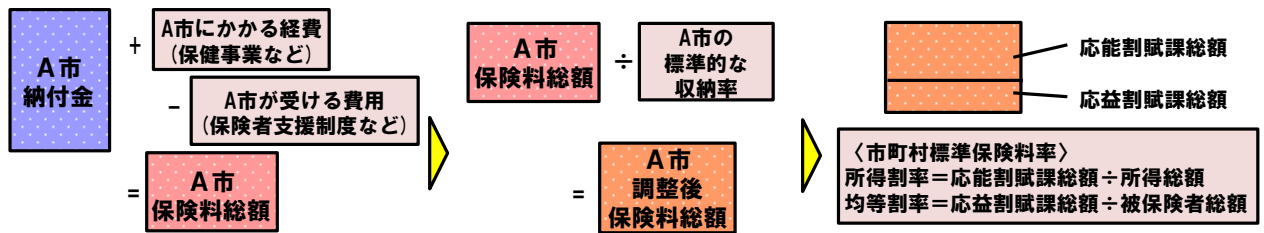
納付金・標準保険料率のイメージ



納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ（医療分）



- ① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して納付金算定基礎額を算定。
- ② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。



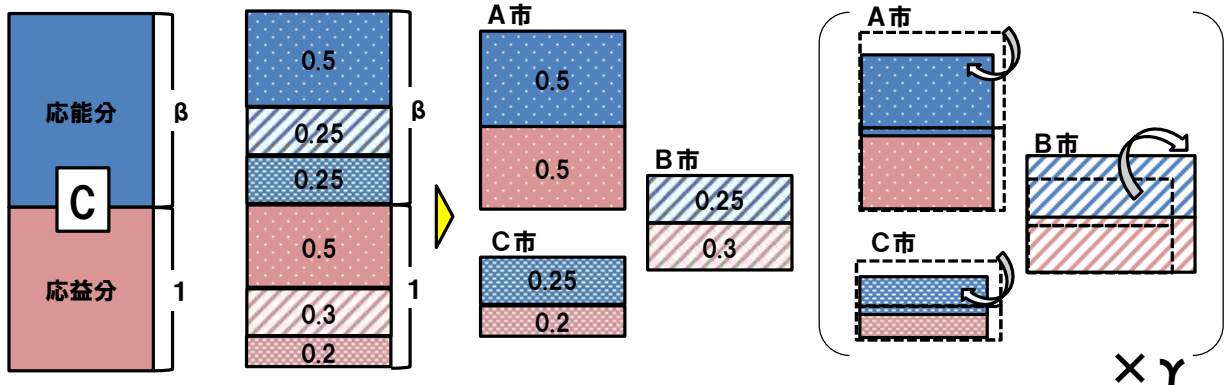
- ③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、保険料総額を算出
- ④ ③に標準的な収納率を割り戻し、調整後保険料総額を算出
- ⑤ ④を各市町村の所得や人数のシェアに応じて分割した上で、それぞれ標準保険料率を算出

納付金の各市町村への配分イメージ（医療分）

$$c = C \times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア})\} / (1 + \beta) \times \gamma$$

- c：各市町村ごとの納付金基礎額
 C：納付金算定基礎額
 α：医療費指数反映係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
 β：全国平均と比較した県の所得水準（全国平均のときβ=1）
 γ：総額をCに合わせるための調整係数

	A市	B市	C市
所得総額（シェア）	400億円 (0.5)	200億円 (0.25)	200億円 (0.25)
人数（シェア）	5万人 (0.5)	3万人 (0.3)	2万人 (0.2)
年齢調整後の医療費指数	0.9	1.2	0.8



- ① Cをβ:1に配分
*千葉県β=約1.16
(平成28年度/医療分)
- ② ①のうち、応能分を所得のシェア、応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分
- ③ ②に $\{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\}$ を乗じた後、合計がCと等しくなるように全体にγを乗算

3 保険料の徴収の適正な実施

(1) 収納対策

ア 総論

- 国民健康保険の財政運営の安定化及び被保険者間の公平性を図る観点から、適正に保険料の賦課・徴収、資格管理、滞納処分等を行うことは重要な取組である。
また、滞納処分等の実施に当たっては、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案して、適切な取扱いをすることが重要である。

イ 市町村の取組

- 地域の実情を考慮しつつ、本方針に掲げる目標収納率の達成及び更なる収納率の向上に向けて、以下の取組などを行う。
 - ・ 納付方法の多様化（口座振替の促進、ペイジー導入、コンビニ収納委託、クレジットカード納付の導入等）
 - ・ 納付勧奨の実施（コールセンターの設置、嘱託職員の配置・活用等）
 - ・ 個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施（滞納者への早期接触、短期被保険者証や資格証明書の活用等）
 - ・ 個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用
 - ・ 長期未展開事案への対応
 - ・ 法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨
 - ・ 生活困窮者担当部局など庁内関係部局等との連携

ウ 県の取組

- 県民の保険料納付意識の向上を図るとともに、市町村が行う収納対策を支援するため、以下の取組などを行う。
 - ・ 収納率向上に向けた市町村への指導・助言
 - ・ 研修や講習会等の実施による市町村職員の能力向上や好事例の共有
 - ・ 国保連が設置する収納率向上アドバイザーによる市町村への実地指導・助言の実施との連携
 - ・ ちば国保月間を活用した効果的な広報等の実施
 - ・ 収納率の向上及びその実現に向けた取組に応じた県繰入金の交付

(2) 目標収納率

- 市町村における保険料の徴収の適正な実施を促すため、県は保険者規模別の目標収納率を設定し、市町村は目標収納率の達成に向けて収納率の向上に努める。

- 目標収納率は、本方針の対象期間の最終年度（平成35年度）に、保険者努力支援制度（平成30年度分）の「収納率向上に関する取組」に関する評価指標における全自治体上位5割に当たる収納率を達成することを目指し、以下のとおり設定する。

- また、現状では、目標収納率と県平均収納率には乖離がみられることから、段階的な収納率向上を目指し、本方針の対象期間の中間年度（平成32年度）の目標数値も併せて設定する。

- 目標収納率を達成した市町村は、独自の目標を設定するなど、更なる収納率向上に取り組む。

[図表13] 目標収納率（現年分）

<u>保険者規模（被保険者数）</u>	<u>目標収納率</u>	<u>平成32年度までの 目標数値</u>
<u>1万人未満</u>	<u>95.43%</u>	<u>93.84%</u>
<u>1万人以上5万人未満</u>	<u>93.02%</u>	<u>91.59%</u>
<u>5万人以上10万人未満</u>	<u>90.50%</u>	<u>90.00%</u>
<u>10万人以上</u>	<u>90.39%</u>	<u>90.15%</u>

※ 保険者規模は、年度平均被保険者数により区分する。

4 保険給付の適正な実施

ア 総論

- 保険給付は、保険制度における基本的事業であり、法令に基づく統一的なルールの下に確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされることが重要である。

イ 市町村の取組

- 診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト（療養費支給申請書を含む）点検の充実・強化を行う。
- 交通事故等の第三者の不法行為の結果生じた給付に対する求償権を適切に行使するため、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、取組の強化を行うとともに、定期的な取組内容の評価・改善を行う。
- 平成30年度以降、被保険者に県内市町村間の住所の異動があった場合でも、世帯の継続性が保たれている場合には高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算することとなるため、以下の場合に世帯の継続性があるものと判定することとし、国保情報集約システムを活用しながら、該当回数把握等を適正に行う。
 - ① 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の継続性を認める。
 - ② 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者の数の増加や、他の世帯への異動による国保被保険者の数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。

ウ 県の取組

- 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行い、レセプト点検や第三者求償事務の取組の充実・強化を支援する。
- 平成30年度以降も保険給付の実施主体は引き続き市町村であることから、レセプト点検は一義的には市町村が実施することとなるが、県は、法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、広域的・専門的な見地から市町村が行った保険給付の点検等を行うことも可能となるため、平成31年度中に点検等を本格的に実施することを目指して、市町村や国保連等と検討を進め、点検等を効果的・効率的に実施するための体制を構築していく。

- 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整に係る事務負担の軽減等について、市町村と全国健康保険協会・各健康保険組合等の被用者保険との間の課題や情報の共有ができるように調整を行う。
- 保険診療等の質的向上及び適正化を図るため、引き続き関東信越厚生局千葉事務所と連携して保険医療機関等の指導等を行う。
- 保険医療機関等に対する監査等の結果により判明した不正利得のうち、①返還先が県内の複数の市町村にまたがり、かつ、②相手方が保険医療機関としての指定の取消しを受け、③破産状態または資力がない場合など、返還金の回収に法的手続き等が必要と想定される案件について、県が一括して事務を受託して対応するなどの取組の実施に向けて、市町村と検討を進め、効果的・効率的に返還金の回収等を実施するための体制を構築していく。

5 医療費の適正化の取組

ア 総論

- 国民健康保険の医療費は、今後も、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展等により増加していくことが見込まれており、将来にわたって安定的な財政運営を続けていくためには、歳出の中心である医療費の適正化に取り組むことが重要である。

イ 市町村の取組

- 特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上のため、以下の取組などを行う。
 - ・ 未受診者に対する文書や電話等による効果的な受診勧奨
 - ・ 社会資源、地域組織を活用したポピュレーションアプローチ
 - ・ 住民の健康意識を高めるための普及啓発
- 後発医薬品の使用促進を図るため、以下の取組などを行う。
 - ・ 後発医薬品使用希望カード等の配布
 - ・ 後発医薬品差額通知の効果的な実施
- 効果的な保健事業の推進を図るため、特定健診結果やレセプト情報、国保データベース（KDB）システム等の健康・医療情報を活用し、データヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行う。
- 糖尿病等の治療中断者への働きかけや、治療中の加入者に対して医療機関等と連携して重症化を予防するための保健指導等を行う。
- 地域の医療関係者等との連携の下、重複頻回受診者・重複服薬者の健康管理や医療に対する意識を深めるため、保健師や看護師等による訪問指導、残薬確認や、特定健康診査及び特定保健指導の機会を活用した指導・助言を行う。
- ヘルスケアポイント事業の実施など、被保険者の自主的な健康管理を促すインセンティブの提供を行う。
- 特定健診等の受診者に対し、ICT等の活用による、わかりやすい健診結果等の情報提供を行う。
- 特定健診・特定保健指導に加えて、関係部門と連携して他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等に取り組む。

- 被保険者に対し、国保制度に対する理解や自らの健康への認識を深めてもらうため、医療費通知を実施する。

ウ 県の取組

- 県民に対し、医療機関等の機能に応じた適切な受診や特定健診等の受診促進、後発医薬品の普及促進等を啓発するための広報等を行う。
- 医療機関や関係団体等に対し、市町村が行う医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるように必要な協力依頼や広報等を行う。
- 糖尿病性腎症の重症化予防について、市町村と医療機関等が連携して受診勧奨や保健指導を行う体制を構築するため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定するとともに、市町村の取組が円滑かつ効果的に推進されるように医師会、糖尿病対策推進会議等との連携体制を構築していく。
- 国保データベース（KDB）システムなどの医療関係データを活用し、医療費の分析や健康課題の把握等を行い、関連施策と連携して医療費適正化の取組を推進する。
- 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行うとともに、研修・講習会等を実施し、好事例の共有や市町村職員の能力の向上を図るとともに、県繰入金を活用し、特定健診等の受診率向上の取組や保健事業・重症化予防の充実・強化を支援する。

6 その他

(1) 市町村が担う事務の効率的な運営の推進

- 県及び国保連は、現在実施している事務の共同実施の取組を引き続き行っていくとともに、市町村等と調整の上、更なる事務の効率化・標準化等に向けた検討を行う。
- なお、国における医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認や医療等IDを用いた医療情報等の連携の仕組みの構築、審査支払機関における診療報酬審査業務のあり方の見直しなど、新たな制度の検討の動きを注視しつつ、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、事務の効率化などの検討を進めていく。

(2) 保険者努力支援制度の活用

- 保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取組を支援する国の制度である。
- 県及び市町村は、保険者努力支援制度の活用を図りながら、被保険者の更なる健康増進や財政基盤の強化に努める。

(3) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 県は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、「千葉県保健医療計画」、「千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画」（医療費適正化計画）、「健康ちば21」、「千葉県高齢者保健福祉計画」、「千葉県障害者計画」等に掲げる関連施策との連携及び関係機関との協力を図る。
- また、市町村に対しても、国保部門と介護部門、衛生部門等との連携が一層図られるよう、必要な助言や研修、情報提供等の支援を行う。
- 特に、「千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画」（医療費適正化計画）における県民の健康の保持の推進や医療の効率的な提供の推進に関する事項について、取組を推進し、目標の達成に努める。

(4) 被用者保険等との連携

- 国民健康保険と全国健康保険協会・各健康保険組合等の被用者保険との間の課題の共有や保健事業、医療費適正化等の取組の推進を図るため、千葉県保険者協議会や健康ちば地域・職域連携推進協議会等の場を通じて必要な連携を図る。
- また、現在、各保険者がそれぞれ実施している健診や保健指導等の健康づくりの取組、健診結果やレセプト等を活用した分析、後発医薬品の使用促進を図るための広報等を、各保険者が連携し、共同で、または同時期に実施するなど、より効果的・効率的な取組の推進について、各保険者とともに検討していく。

(5) 施策の効率的な実施のための取組

- 本方針に関する事項については、必要に応じて県と市町村等で構成する連携会議等を開催し、市町村等との情報共有及び調整等を図る。
- また、本方針に基づく取組状況等については、千葉県国民健康保険運営協議会に毎年度報告し、委員の意見を聴きながら取組の改善を図る。

データ集

目 次

1. 国民健康保険の概要（制度改革前）	3 1
2. 被保険者等の状況	
（1）被保険者数の推移	3 2
（2）異動事由別の被保険者数の増減状況	3 4
（3）被保険者の年齢構成の推移	3 5
（4）世帯主の職業別構成の推移	3 6
（5）1人当たり所得の推移	3 6
3. 医療費の状況	
（1）医療費総額の推移	3 7
（2）1人当たり医療費の推移	3 8
4. 国保財政の状況	
（1）財政収支の状況	4 0
（2）単年度収支等の状況	4 2
（3）法定外一般会計繰入の状況	4 2
5. 保険料（税）の状況	
（1）保険料（税）の調定額、収納額、収納率の推移	4 3
（2）1人当たり保険料（税）の調定額、収納額の推移	4 4
（3）保険料（税）負担率の推移	4 5
（4）滞納世帯、資格証明書・短期被保険者証の交付等の状況	4 5
（5）保険料（税）の減免状況	4 6
6. 保健事業の状況	
（1）特定健診・特定保健指導の実施状況	4 7
（2）データヘルス計画の策定状況	4 8
7. 医療費適正化の取組状況	
（1）医療費通知の実施状況	4 9
（2）後発医薬品差額通知の実施状況	4 9
（3）後発医薬品使用割合（数量ベース）の推移	4 9
（4）レセプト点検の実施状況	5 0
8. 事務の共同処理等の実施状況	5 1
市町村別データ集	5 2

（注）各データの平成28年度数値は速報値

1. 国民健康保険の概要（制度改革前）

国民健康保険（国民健康保険組合が運営するものを除く）は、被用者保険等に参加する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、全国で1,716保険者、本県では54市町村がそれぞれ保険者として国保の運営を担っている（平成27年3月末）。

市町村単位での運営を基本としていることから、近年の少子高齢化の進展等により、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が増加傾向にある。

国保は他の医療保険制度と比較し、無職者や非正規労働者、定年退職後の年金生活者等の加入者が多いこともあり、年齢構成が高く、医療費水準が高い。また、所得水準が低いことにより、所得に占める保険料負担が相対的に重くなっている。【図表1】

【図表1】 公的医療保険制度の各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成27年3月末)	1,716	1	1,409	85	47
加入者数 (平成27年3月末)	3,303万人 (1,981万世帯)	3,639万人 〔被保険者2,090万人 被扶養者1,549万人〕	2,913万人 〔被保険者1,564万人 被扶養者1,349万人〕	884万人 〔被保険者449万人 被扶養者434万人〕	1,577万人
加入者平均年齢 (平成26年度)	51.5歳	36.7歳	34.4歳	33.2歳	82.3歳
65～74歳の割合 (平成26年度)	37.8%	6.0%	3.0%	1.5%	2.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(平成26年度)	33.3万円	16.7万円	14.9万円	15.2万円	93.2万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (平成26年度)	86万円 〔一世帯当たり〕 144万円	142万円 〔一世帯当たり(※3)〕 246万円	207万円 〔一世帯当たり(※3)〕 384万円	230万円 〔一世帯当たり(※3)〕 451万円	83万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成26年度)(※4) 〈事業主負担〉	8.5万円 〔一世帯当たり〕 14.3万円	10.7万円<21.5万円> 〔被保険者一人当たり〕 18.7万円<37.3万円>	11.8万円<26.0万円> 〔被保険者一人当たり〕 22.0万円<48.3万円>	13.9万円<27.7万円> 〔被保険者一人当たり〕 27.2万円<54.4万円>	6.9万円
保険料負担率(※5)	9.9%	7.5%	5.7%	6.0%	8.3%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助(※7)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※6) (平成29年度予算ベース)	4兆2,879億円 (国3兆552億円)	1兆1,227億円 (全額国費)	739億円 (全額国費)		7兆8,490億円 (国5兆382億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※6) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※7) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

【出典：厚生労働省ホームページ掲載資料『我が国の医療保険』から抜粋】

2. 被保険者等の状況

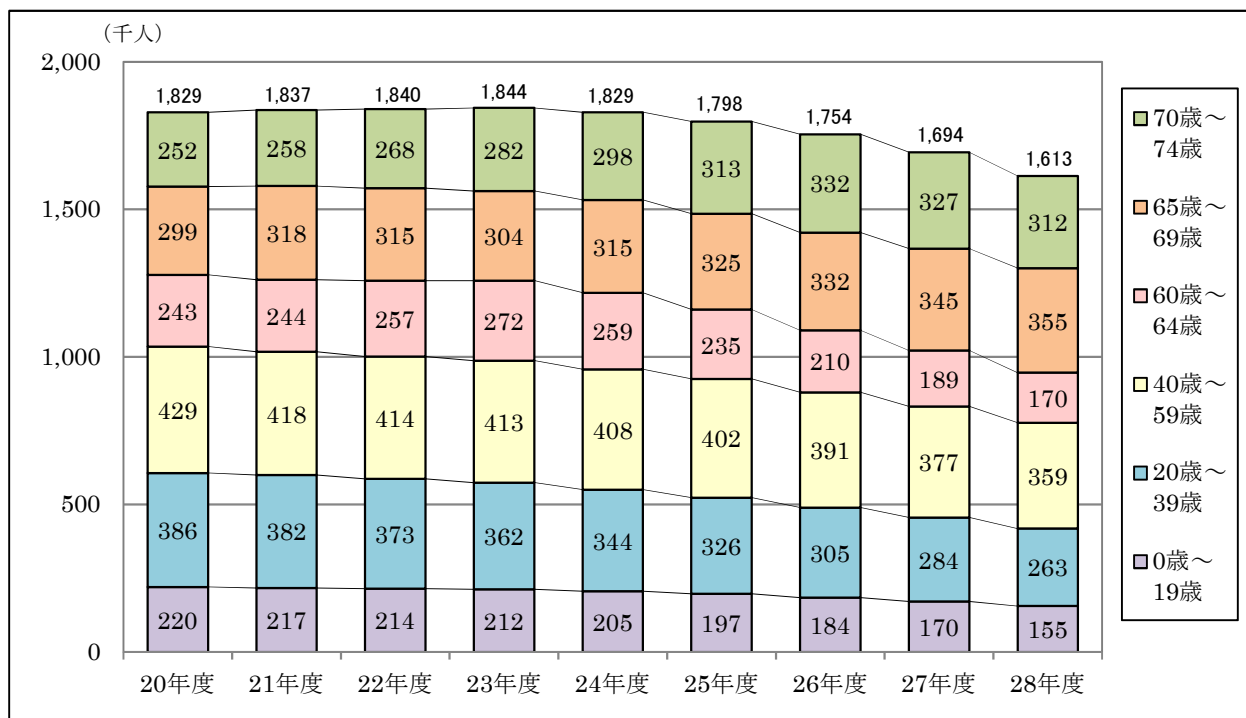
(1) 被保険者数の推移

全国の被保険者数は、平成20年度以降減少し続けているのに対し、本県では、平成20年度以降増加傾向にあったが、平成24年度からは減少に転じ、平成28年度は約160万人となっている。

また、全国及び本県の1世帯当たり被保険者数については、平成22年度から微減傾向にある。

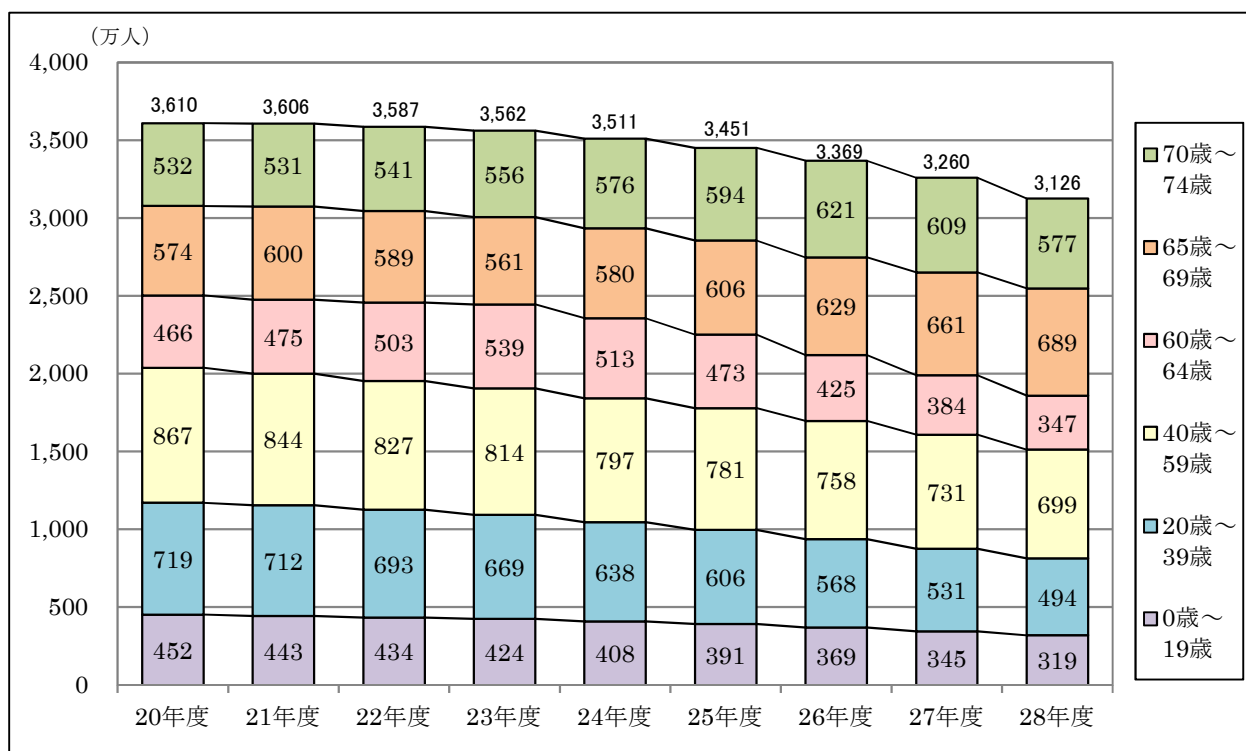
【図表2、3、4、5】

【図表2】被保険者数の推移（千葉県）



【出典：国民健康保険実態調査報告】

【図表3】被保険者数の推移（全国）



【出典：国民健康保険実態調査報告】

【図表 4】国保の世帯数・被保険者数の推移（千葉県）

年度	世帯数 (世帯)	対前年度比	加入割合 (世帯)	被保険者数 (人)	対前年度比	加入割合 (被保険者)	1世帯当たり 被保険者数(人)
20年度	1,031,522	—	42.0%	1,828,962	—	29.8%	1.77
21年度	1,027,388	0.996	41.2%	1,836,685	1.004	29.7%	1.79
22年度	1,037,312	1.010	41.2%	1,840,349	1.002	29.6%	1.77
23年度	1,045,119	1.008	41.2%	1,844,171	1.002	29.7%	1.76
24年度	1,043,421	0.998	40.9%	1,829,054	0.992	29.5%	1.75
25年度	1,040,745	0.997	40.5%	1,797,978	0.983	29.0%	1.73
26年度	1,032,030	0.992	39.6%	1,753,774	0.975	28.3%	1.70
27年度	1,016,869	0.985	39.0%	1,693,735	0.966	27.2%	1.67
28年度	988,131	0.972	37.3%	1,613,104	0.952	25.8%	1.63

【図表 5】国保の世帯数・被保険者数の推移（全国）

年度	世帯数 (世帯)	対前年度比	被保険者数 (人)	対前年度比	加入割合 (被保険者)	1世帯当たり 被保険者数(人)
20年度	20,801,196	—	36,103,205	—	28.2%	1.74
21年度	20,472,041	0.984	36,063,917	0.999	28.2%	1.76
22年度	20,503,730	1.002	35,865,739	0.995	28.0%	1.75
23年度	20,513,117	1.000	35,617,407	0.993	27.9%	1.74
24年度	20,435,101	0.996	35,114,693	0.986	27.5%	1.72
25年度	20,313,719	0.994	34,510,902	0.983	27.1%	1.70
26年度	20,089,522	0.989	33,694,032	0.976	26.5%	1.68
27年度	19,752,072	0.974	32,604,063	0.968	25.7%	1.67
28年度	—	—	31,258,338	0.959	24.6%	—

【出典：国民健康保険事業年報（国・県）、国民健康保険実態調査報告】

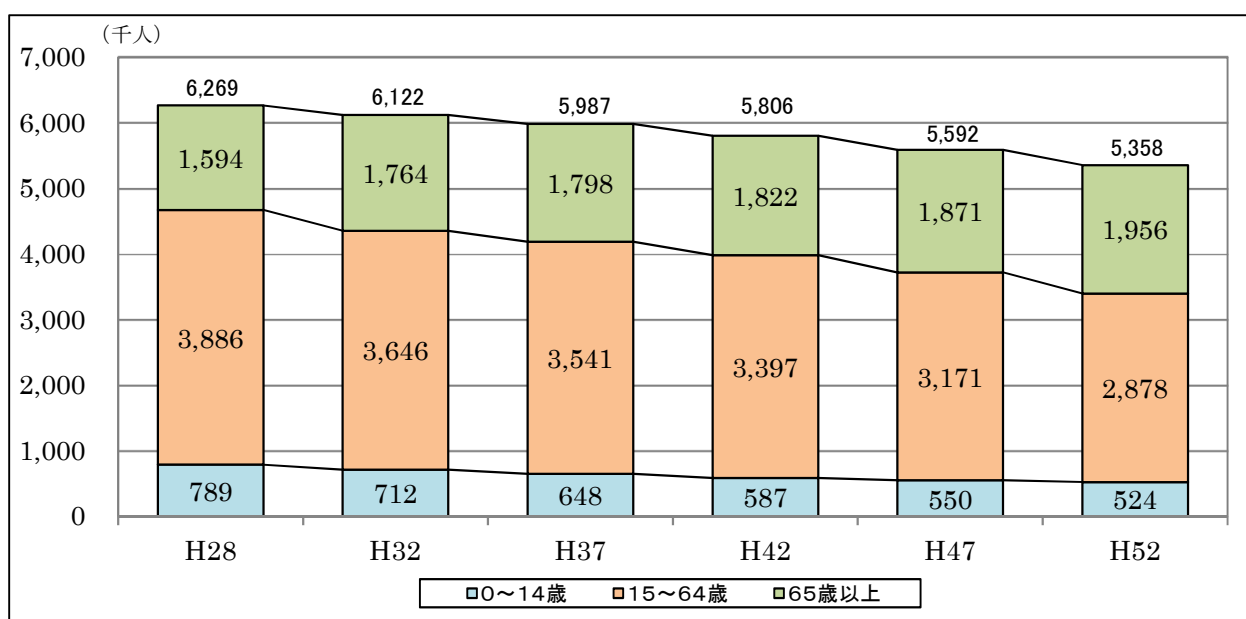
※ 国保の世帯数は事業年報の年度平均の値、被保険者数は実態調査報告の値（各年 9 月 30 日現在）

※ 加入割合（世帯）＝国保世帯数÷世帯総数（千葉県：「毎月常住人口調査」（各年 10 月 1 日現在））

※ 加入割合（被保険者）＝国保被保険者数÷人口総数

（千葉県：「毎月常住人口調査」、全国：総務省統計局「人口推計」（各年 10 月 1 日現在））

【参考 1】総人口の将来推計（千葉県）



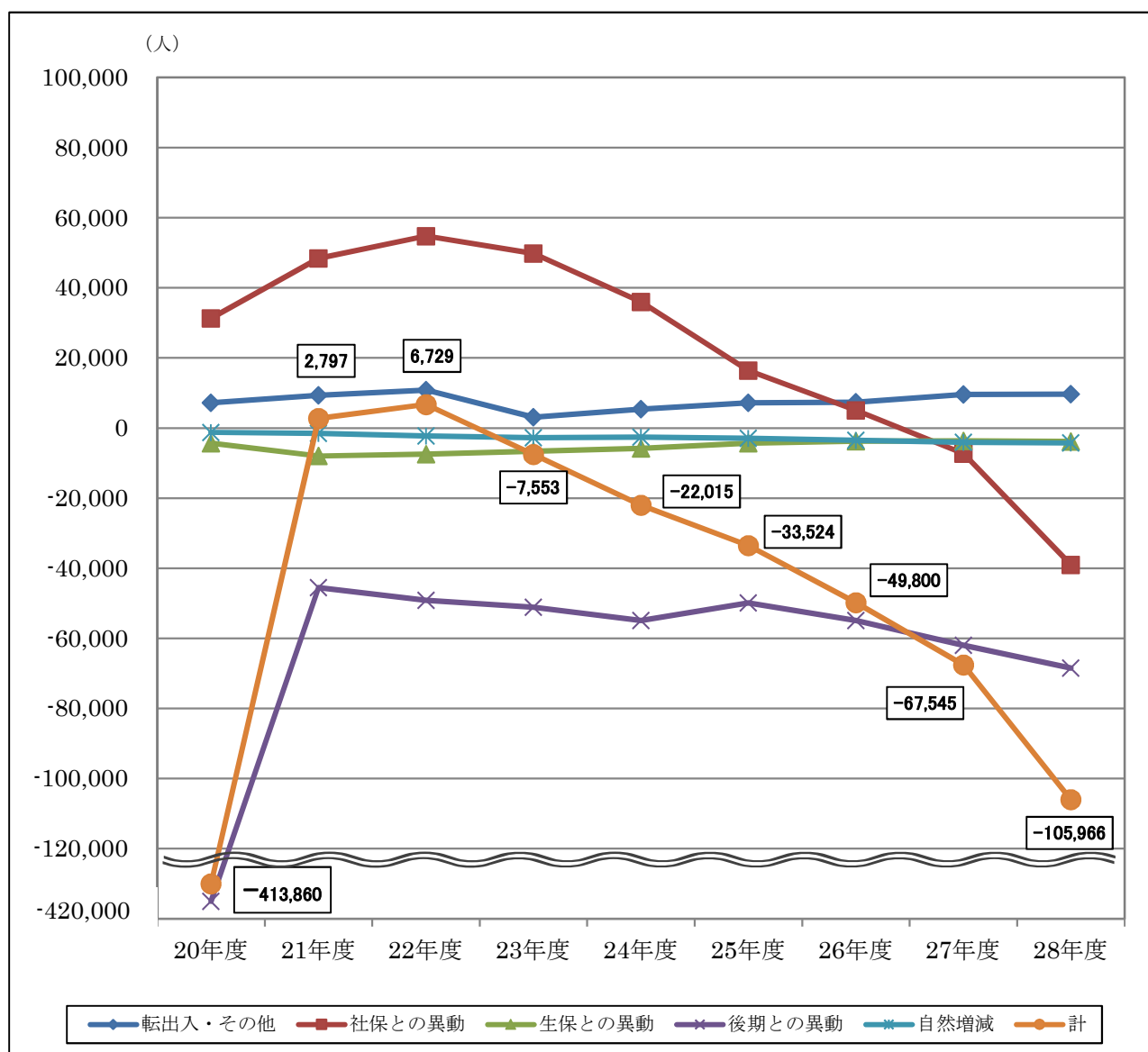
【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」】

※平成 28 年のみ「千葉県年齢別・町丁字別人口」の数値を使用している。

(2) 異動事由別の被保険者数の増減状況

異動事由で多いのは後期高齢者医療制度への加入、社会保険との異動、転出入である。平成28年度の減少数は約11万人となっており、減少幅が大きくなってきている。【図表6】

【図表6】事由別被保険者数の増減状況（千葉県）



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
転出入・その他	7,235	9,342	10,824	3,086	5,355	7,165	7,358	9,560	9,641
社保との異動	31,319	48,419	54,775	49,831	35,970	16,410	5,067	-7,318	-39,052
生保との異動	-4,291	-7,972	-7,474	-6,581	-5,809	-4,293	-3,769	-3,688	-3,800
後期との異動	-446,880	-45,511	-49,159	-51,162	-54,933	-49,895	-54,943	-61,993	-68,479
自然増減	-1,243	-1,481	-2,237	-2,727	-2,598	-2,911	-3,513	-4,106	-4,276
計	-413,860	2,797	6,729	-7,553	-22,015	-33,524	-49,800	-67,545	-105,966

※20年度は後期高齢者医療制度の施行に伴う減少である。

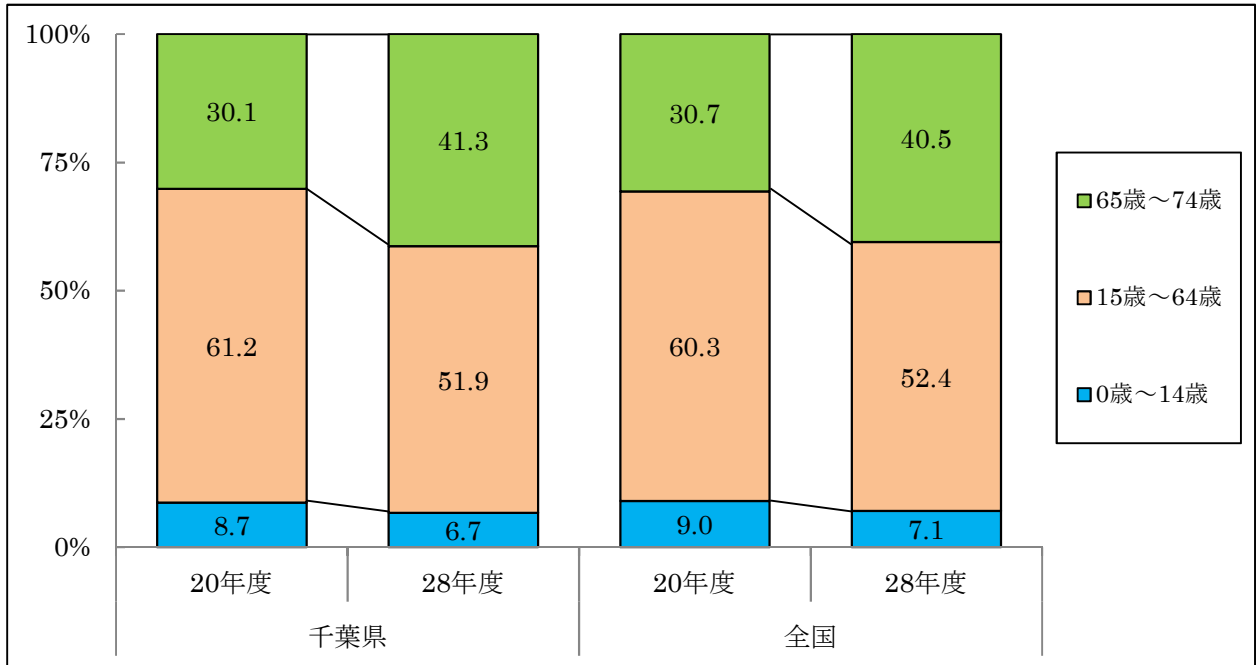
【出典：国民健康保険事業年報（県）】

（３）被保険者の年齢構成の推移

被保険者の年齢構成をみると、65歳から74歳の前期高齢者が占める割合は増加傾向にあり、全国では平成20年度は30.7%であったが、平成28年度は40.5%となっている。

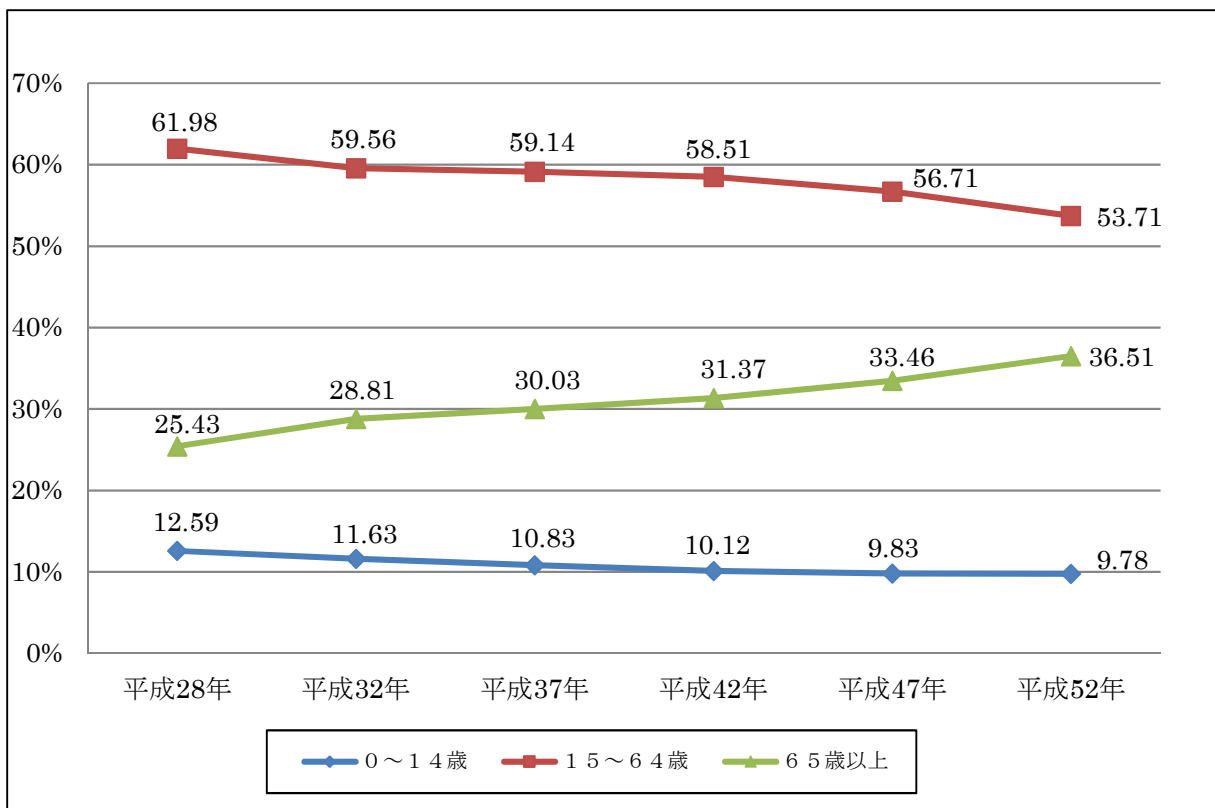
また、本県では65歳から74歳の占める割合は、平成20年度は30.1%であったが、平成27年度は41.3%となっており、全国に比べ0.8ポイント高くなっている。【図表7】

【図表7】被保険者の年齢構成



【出典：国民健康保険実態調査報告】

【参考2】総人口の年齢構成（千葉県）



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」】

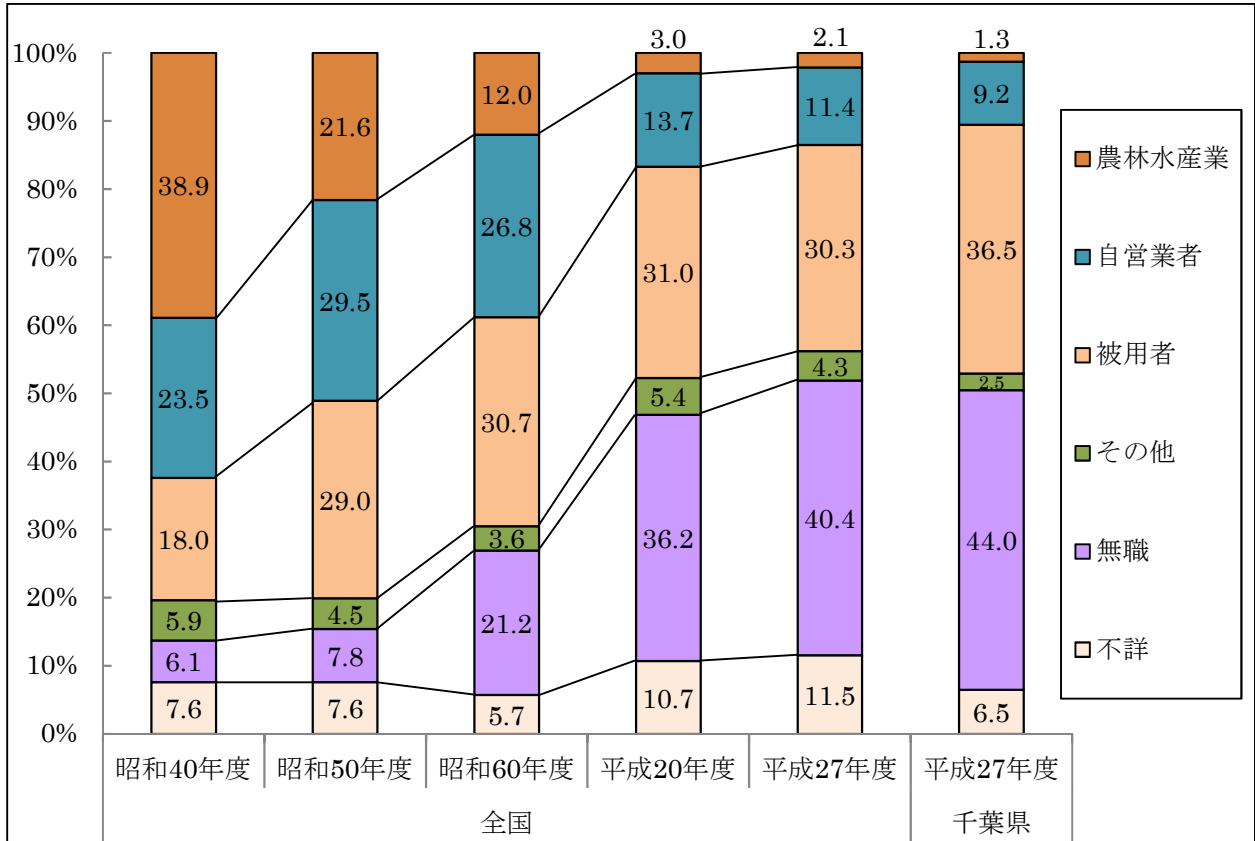
※平成28年のみ「千葉県年齢別・町丁字別人口」の数値を使用している。

(4) 世帯主の職業別構成の推移

世帯主の職業をみると、全国では昭和40年度において、自営業・農林水産業は62.4%、被用者は18.0%、無職は6.1%であったが、平成27年度には自営業・農林水産業は13.5%となり、被用者が30.3%、無職が40.4%を占めていて、自営業・農林水産業の割合が大幅に減少している。

本県では平成27年度において、自営業・農林水産業は10.5%、被用者は36.5%、無職は44.0%となっていて、全国に比べ被用者と無職の割合が高くなっている。【図表8】

【図表8】世帯主の職業別構成割合



【出典：国民健康保険実態調査報告】

(5) 1人当たり所得の推移

本県における国保被保険者の1人当たり所得は、全国平均を上回り、全国5位前後に位置している。市町村間の1人当たり所得の格差は約2倍程度で推移している。【図表9】

【図表9】1人当たり所得の状況

(単位：千円)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
1人当たり所得 (全国)	704	638	628	633	651	676	665	683
1人当たり所得 (千葉県)	803 (全国6位)	736 (全国4位)	720 (全国4位)	721 (全国6位)	738 (全国5位)	762 (全国5位)	750 (全国4位)	765 (全国4位)
最高額	1,216	1,096	1,060	1,072	1,037	1,105	1,061	1,281
最低額	545	460	434	513	549	553	536	556
格差	671 (2.23倍)	636 (2.38倍)	626 (2.44倍)	559 (2.09倍)	488 (1.89倍)	552 (2.00倍)	525 (1.98倍)	725 (2.30倍)

【出典：国民健康保険実態調査報告】

※本データ集において、「所得」とは、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除を行った後の所得（いわゆる「旧ただし書き所得」）のことである。

3. 医療費の状況

(1) 医療費総額の推移

本県の医療費総額は、平成27年度までは増加傾向にあり、全国平均を上回る伸び率で推移してきたが、主に被保険者数の減少により、平成28年度の医療費総額は減少に転じている。

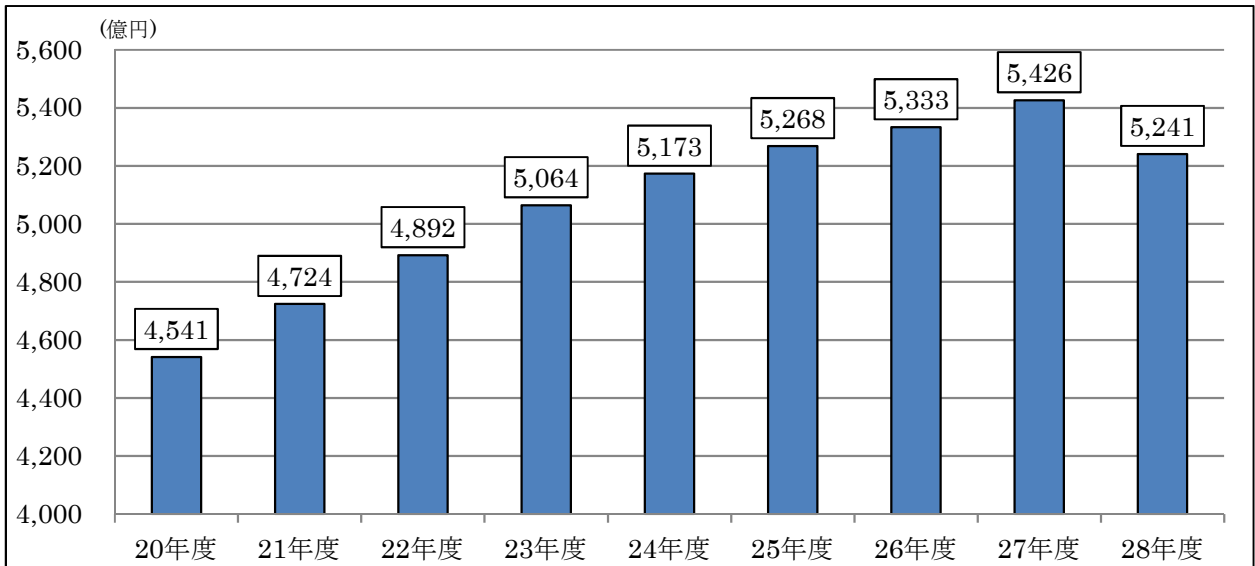
【図表10、11、12】

【図表10】 医療費総額の推移

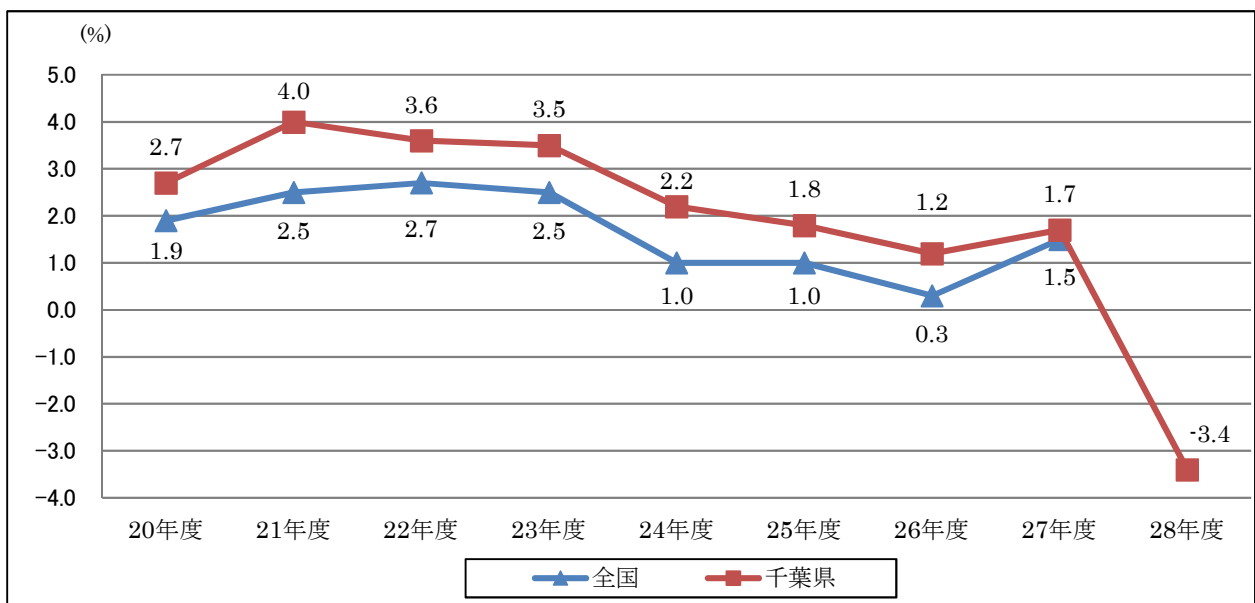
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国	医療費(億円)	101,985	104,528	107,308	109,939	111,021	112,122	112,491	114,229	-
	伸び率(%)	1.9	2.5	2.7	2.5	1.0	1.0	0.3	1.5	-
千葉県	医療費(億円)	4,540	4,724	4,892	5,064	5,173	5,268	5,333	5,426	5,241
	伸び率(%)	2.7	4.0	3.6	3.5	2.2	1.8	1.2	1.7	-3.4

【出典：千葉県国民健康保険事業年報（国・県）】

【図表11】 医療費総額の推移（千葉県）



【図表12】 医療費総額の伸び率の推移



【出典：千葉県国民健康保険事業年報（国・県）】

(2) 1人当たり医療費の推移

本県の1人当たり医療費は、平成20年度から平成28年度までの間に76,812円増加しているが、全国と比較すると低い医療費水準（平成27年度、全国42位）となっている。

なお、本県の市町村ごとの状況では、医療費格差は1.5倍前後で推移しており、平成28年度における医療費が最も高い市町村は386,214円、最も低い市町村は283,821円であり、格差は1.36倍である。年齢調整後医療費指数の格差は1.2～1.3倍程度で推移している。

また、1人当たり医療費は全国平均を上回る伸び率で推移している。

【図表13、14、15、16】

【図表13】1人当たり医療費等の推移（千葉県）

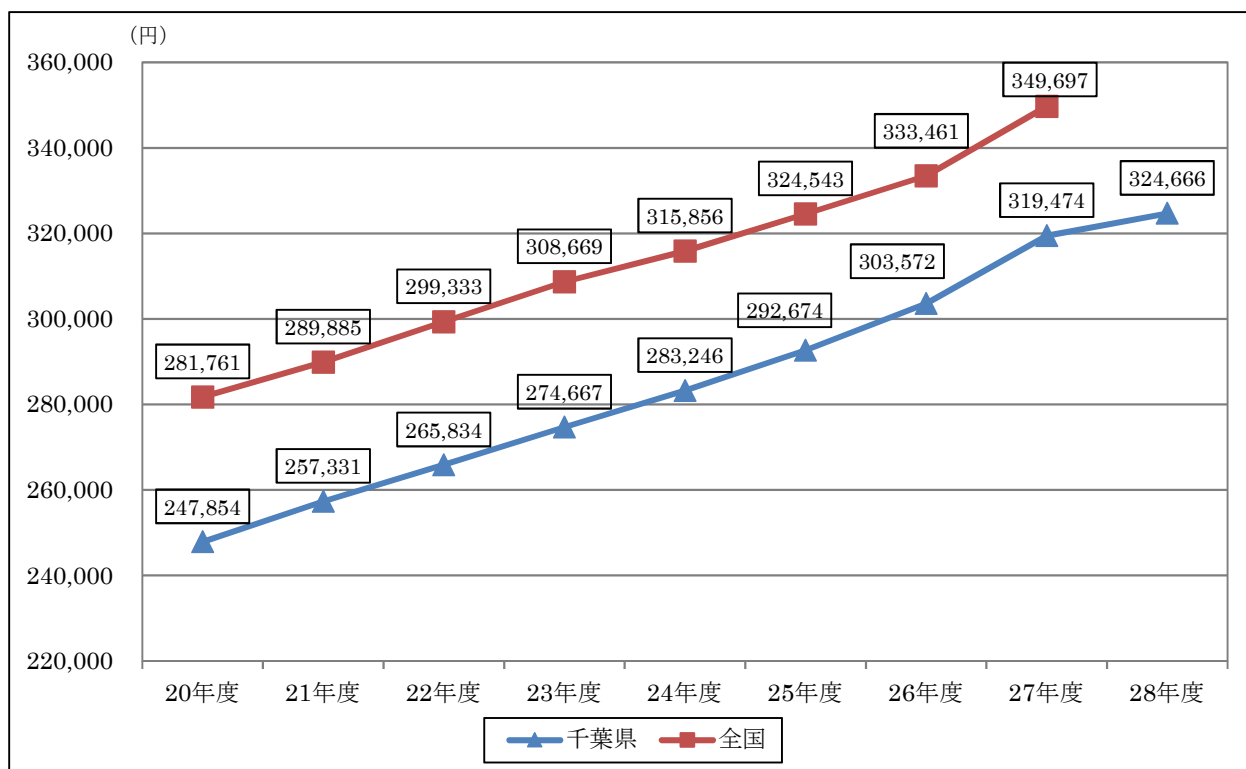
（単位：円）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実績の1人当たり 医療費		247,854	257,331	265,834	274,667	283,246	292,674	303,572	319,474	324,666
		(全国45位)	(全国44位)	(全国45位)	(全国45位)	(全国45位)	(全国45位)	(全国43位)	(全国42位)	(—)
最大		309,325	320,168	337,797	319,718	363,509	352,006	359,439	402,095	386,214
最小		196,818	209,576	222,051	232,004	239,237	242,101	252,848	279,664	283,821
格差		112,507 (1.57倍)	110,592 (1.53倍)	115,746 (1.52倍)	87,714 (1.38倍)	124,272 (1.52倍)	109,905 (1.45倍)	106,591 (1.42倍)	122,431 (1.44倍)	102,393 (1.36倍)
年齢調整後 医療費指数	最大	—	—	—	—	—	—	1.044	1.093	1.018
	最少	—	—	—	—	—	—	0.810	0.833	0.858
	格差	—	—	—	—	—	—	1.29倍	1.31倍	1.19倍

【出典：国民健康保険事業年報（国・県）】

※年齢調整後医療費指数は「当該市町村の5歳階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費」と「当該市町村の実績の1人当たり医療費」を比較して算出した医療費水準で、全国平均を1とした場合の指数である。

【図表14】1人当たり医療費の推移

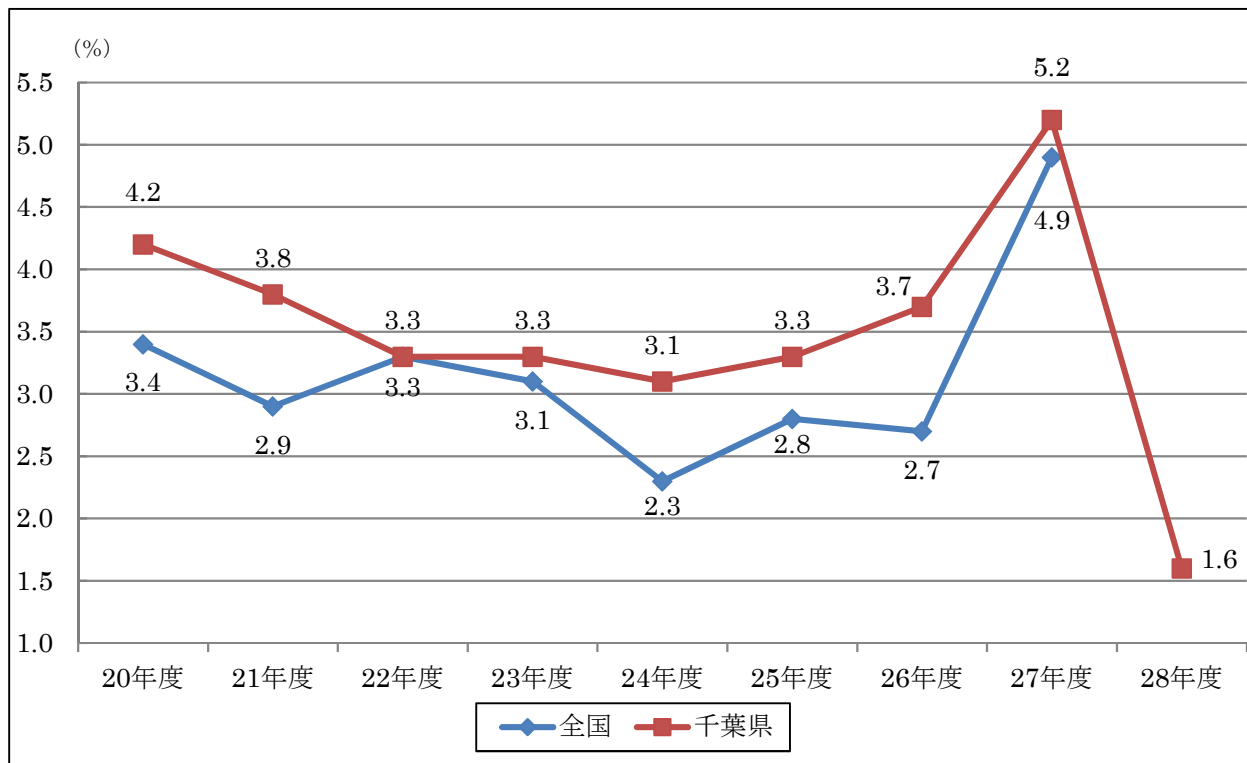


【出典：国民健康保険事業年報（国・県）】

【図表 1 5】 1人当たり医療費の伸び率の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国	3.4%	2.9%	3.3%	3.1%	2.3%	2.8%	2.7%	4.9%	—
千葉県	4.2%	3.8%	3.3%	3.3%	3.1%	3.3%	3.7%	5.2%	1.6%

【図表 1 6】 1人当たり医療費の伸び率の推移（グラフ）



【出典：国民健康保険事業年報（国・県）】

4. 国保財政の状況

(1) 財政収支の状況

本県における国保財政の状況をみると、収入において平成28年度の財政規模は7,630億円であるが、平成27年度は7,830億円であり、約200億円減少している。

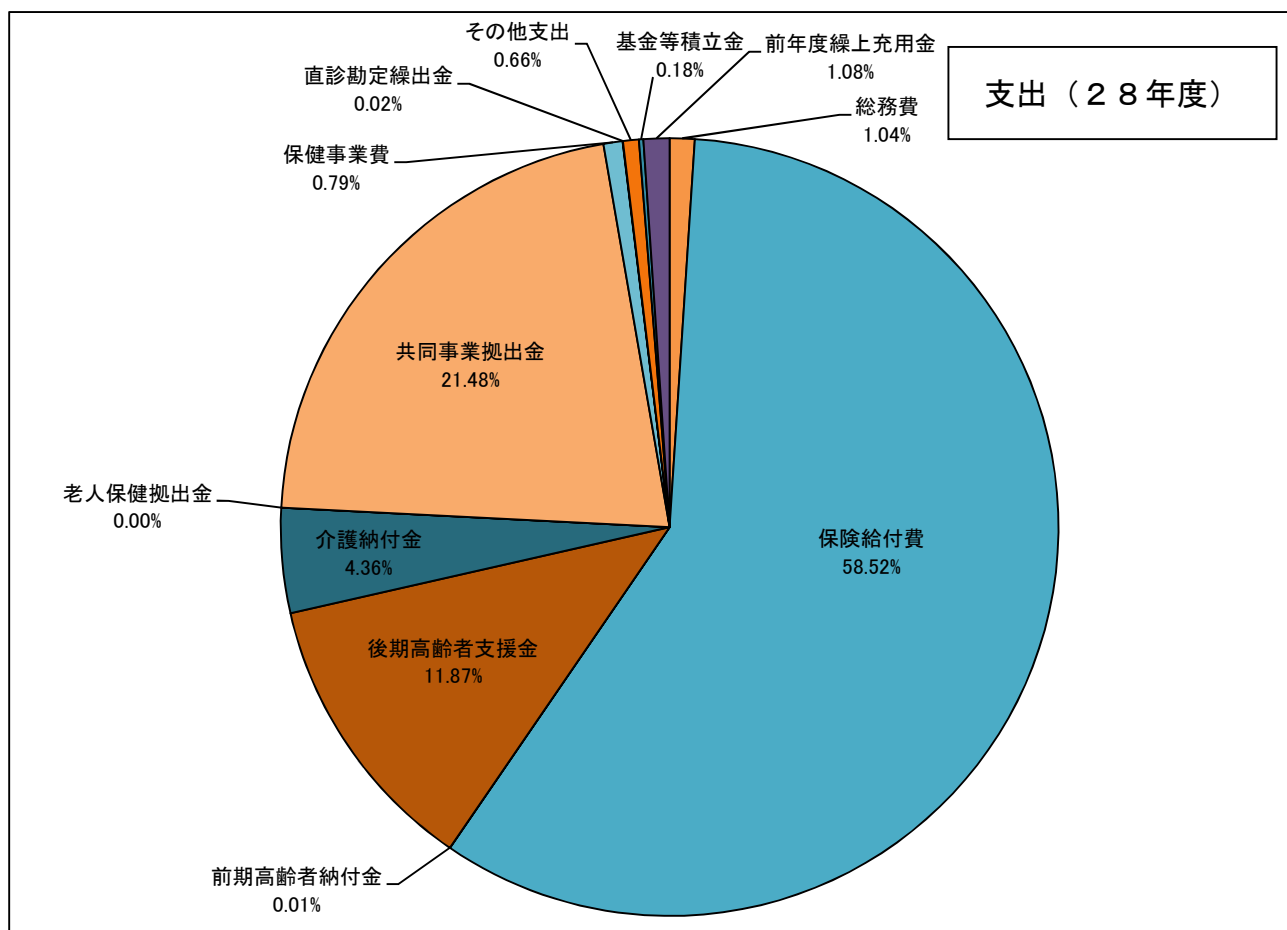
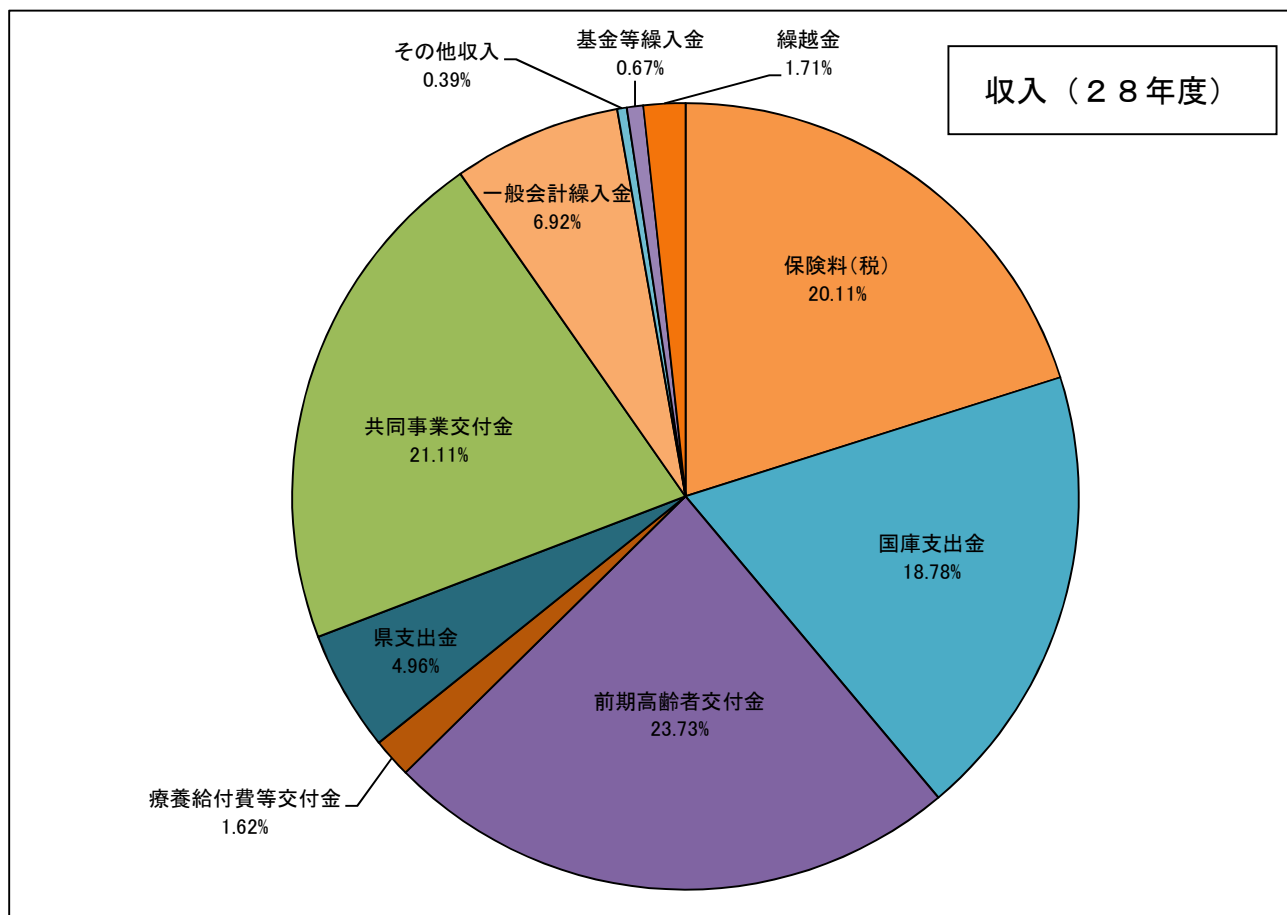
また、歳出において平成28年度の財政規模は7,500億円であるが、平成27年度は7,750億円であり、約250億円減少している。【図表17】

【図表17】

年度		27年度		28年度			
区分		決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)	前年度比(%)	
収入	単年度収入	保険料(税)	158,881,800	20.29	153,404,005	20.11	96.55
		国庫支出金	148,653,142	18.98	143,268,798	18.78	96.38
		前期高齢者交付金	179,631,833	22.94	181,033,440	23.73	100.78
		療養給付費等交付金	16,916,791	2.16	12,355,610	1.62	73.04
		県支出金	38,034,194	4.86	37,851,854	4.96	99.52
		共同事業交付金	161,684,878	20.65	161,072,814	21.11	99.62
		一般会計繰入金	55,611,194	7.10	52,794,878	6.92	94.94
		その他収入	2,846,383	0.36	3,003,985	0.39	105.54
		小計	762,260,215	97.34	744,785,384	97.61	97.71
		基金等繰入金	3,571,236	0.46	5,123,555	0.67	143.47
		繰越金	17,275,088	2.21	13,082,132	1.71	75.73
		市町村債	0	0.00	0	0.00	—
		収入総額	783,106,539	100	762,991,071	100	97.43
		支出	単年度支出	総務費	7,981,438	1.03	7,768,338
保険給付費	452,045,552			58.33	438,747,591	58.52	97.06
前期高齢者納付金	64,367			0.01	64,523	0.01	100.24
後期高齢者支援金	93,811,465			12.10	89,018,692	11.87	94.89
介護納付金	35,128,698			4.53	32,684,284	4.36	93.04
老人保健拠出金	3,161			0.00	2,483	0.00	78.56
共同事業拠出金	161,647,966			20.86	161,009,466	21.48	99.61
保健事業費	5,872,926			0.76	5,943,429	0.79	101.20
直診勘定繰出金	134,699			0.02	134,220	0.02	99.64
その他支出	7,432,421			0.96	4,920,023	0.66	66.20
小計	764,122,692			98.60	740,293,049	98.74	96.88
基金等積立金	2,019,456			0.26	1,355,876	0.18	67.14
公債費	114,620			0.01	2	0.00	0.00
前年度繰上充用金	8,750,363			1.13	8,070,521	1.08	92.23
支出総額	775,007,131	100	749,719,448	100	96.74		
単年度収支差引額		-1,862,477	—	4,492,335	—	—	
収支差引合計額		8,099,408	—	13,271,623	—	—	

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

【図表 1 8】 収入・支出の構成割合



【出典：国民健康保険事業年報（県）】

(2) 単年度収支等の状況

単年度収支差引額から決算補填等目的の法定外繰入金を差し引いた実質収支をみると、平成28年度は約65億円の赤字(30団体)となっている。また、翌年度予算からの繰上充用は、平成28年度において約59億円(3団体)となっている。【図表19】

【図表19】

(単位：百万円)

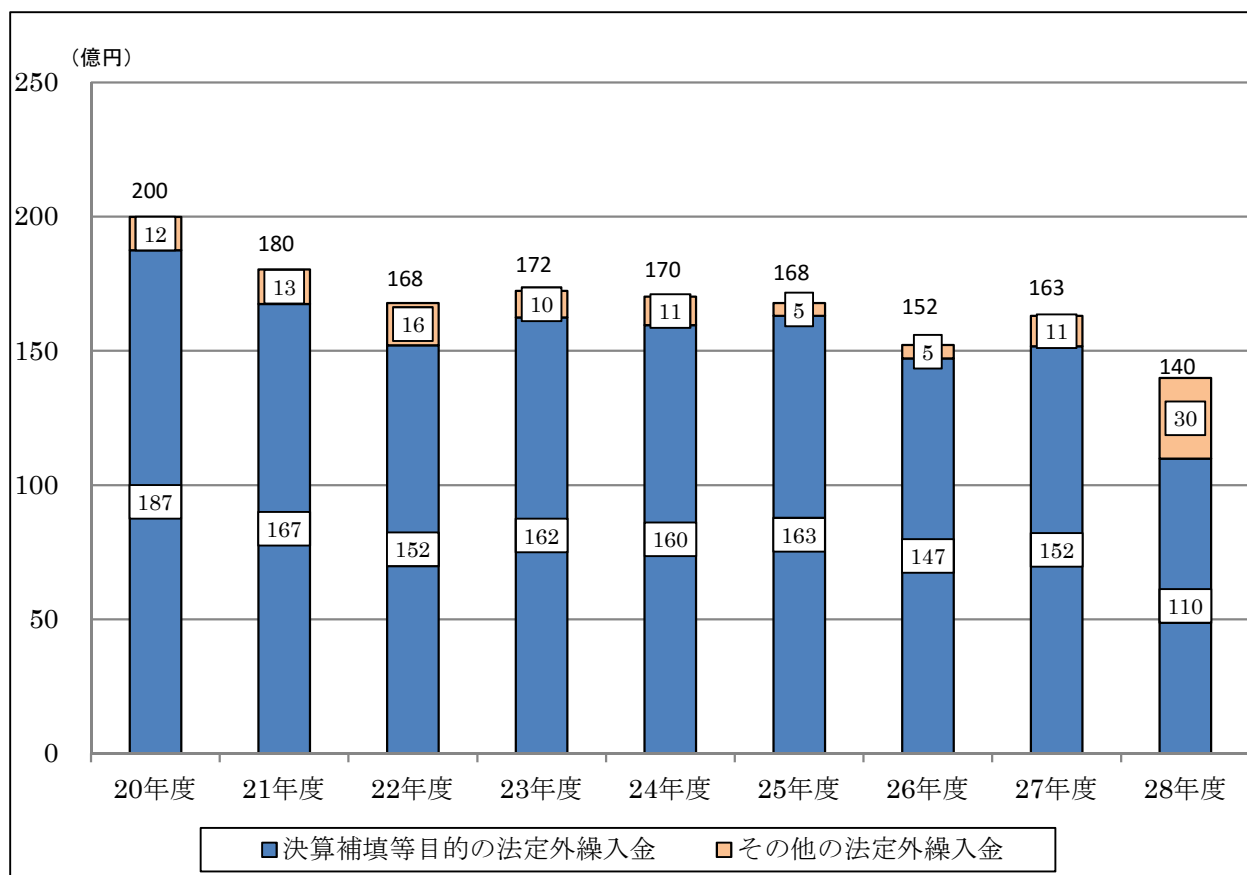
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
単年度収入 A	559,590	567,980	586,075	621,742	646,544	662,179	668,156	762,260	744,785
単年度支出 B	558,775	574,550	586,678	615,519	642,905	658,903	666,187	764,123	740,293
単年度収支差引額 C(A-B)	814	▲6,570	▲603	6,223	3,638	3,276	1,969	▲1,862	4,492
()は赤字保険者数	(24)	(33)	(20)	(12)	(20)	(25)	(24)	(33)	(18)
法定外繰入金									
決算補填等目的 D	18,750	16,745	15,209	16,243	15,957	16,301	14,718	15,168	10,987
その他	1,238	1,286	1,578	992	1,058	483	496	1,134	2,998
単年度実質収支(C-D)	▲17,935	▲23,314	▲15,812	▲10,020	▲12,318	▲13,025	▲12,749	▲17,030	▲6,495
()は赤字保険者数	(32)	(42)	(37)	(26)	(33)	(36)	(38)	(40)	(30)
繰上充用	1,849	7,917	12,192	11,798	11,592	10,067	8,750	8,071	5,869
()は繰上充用実施保険者数	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

(3) 法定外一般会計繰入の状況

一般会計からの法定外繰入金については、平成28年度は約140億円であり、そのうち約110億円は決算補填等目的の法定外繰入金となっている。【図表20】

【図表20】



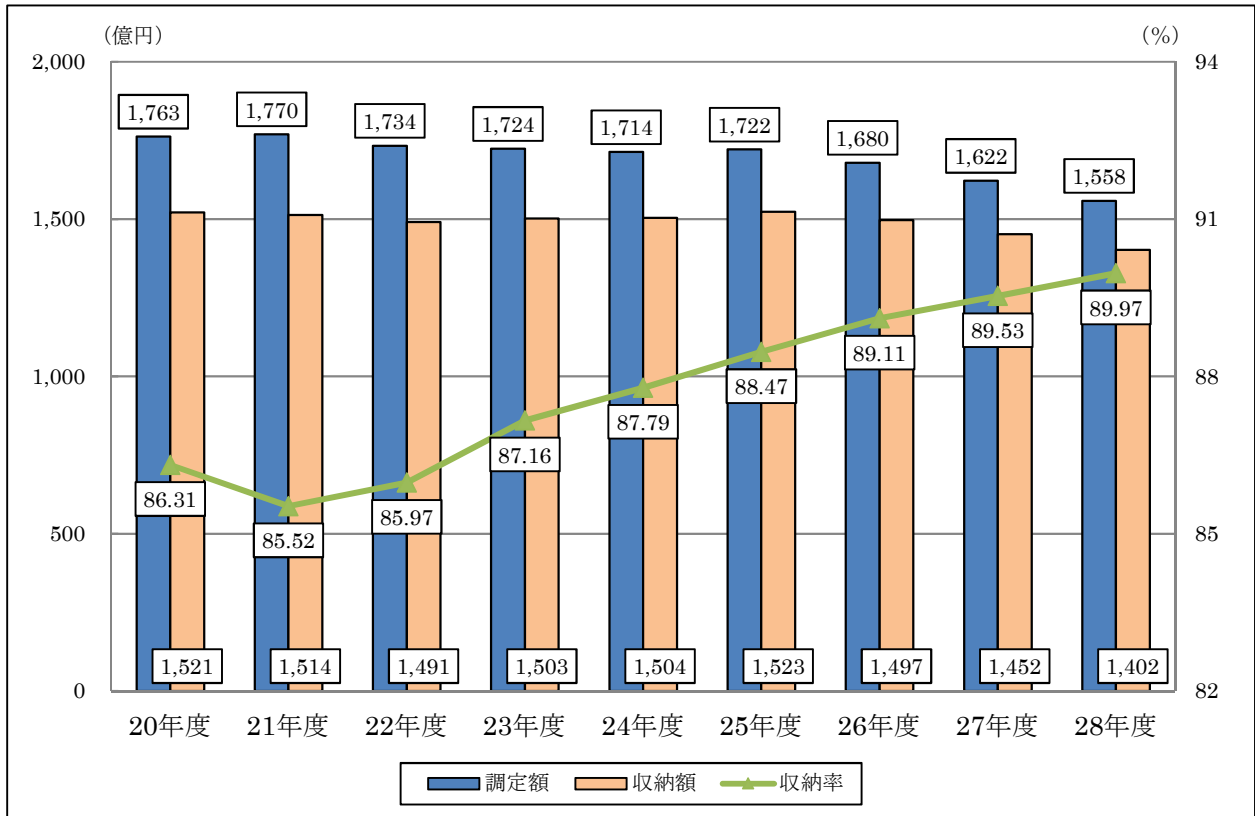
【出典：千葉県保険指導課調べ】

5. 保険料(税)の状況

(1) 保険料(税)の調定額、収納額、収納率の推移

収納率は平成22年度から上昇に転じていて、平成28年度は89.97%となっている。【図表21】
 なお、平成27年度は全国平均の収納率を1.92ポイント下回っており、全国45位となっている。
 【図表22】

【図表21】



【出典：国民健康保険事業年報（県）】

【図表22】 保険料(税)収納率の全国との比較

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
収納率 (全国)	88.35	88.01	88.61	89.39	89.86	90.42	90.95	91.45	—
収納率 (千葉県)	86.31 (全国44位)	85.52 (全国45位)	85.97 (全国46位)	87.16 (全国45位)	87.79 (全国45位)	88.47 (全国44位)	89.11 (全国44位)	89.53 (全国45位)	89.97 —

【出典：国民健康保険事業年報（国・県）】

(2) 1人当たり保険料(税)の調定額、収納額の推移

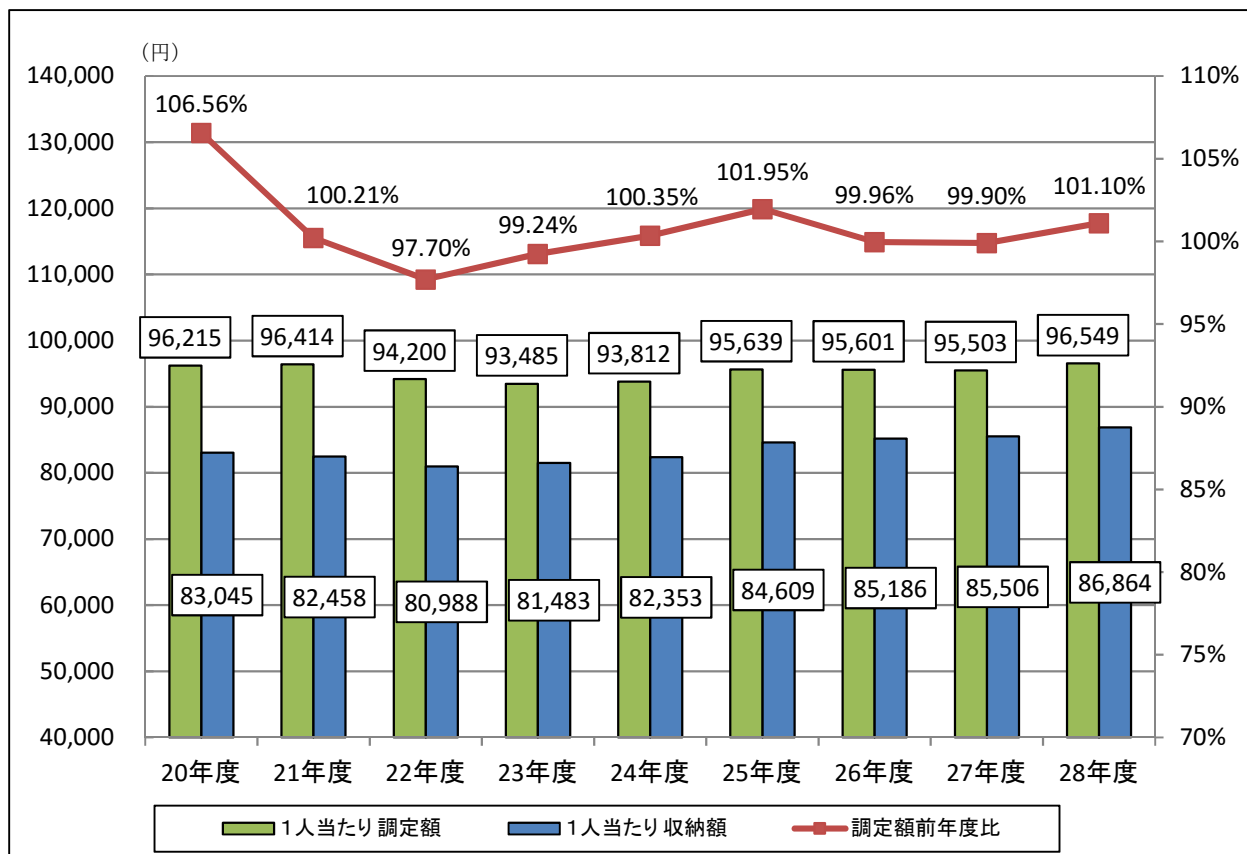
本県における一人当たり保険料(税)調定額(現年分)は、平成28年度で96,549円となっている。また、県内の市町村ごとの状況では、一人当たり保険料(税)調定額の格差は、1.5倍前後で推移してきたが、平成28年度では、最高の市町村で110,358円、最低の市町村で87,294円であり、格差は1.26倍である。【図表23、24】

【図表23】 1人当たり保険料(税)調定額(現年分) (単位:円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1人当たり調定額 (全国)	90,625	90,908	88,578	89,666	90,882	93,175	93,203	92,124	—
1人当たり調定額 (千葉県)	96,215 (全国6位)	96,414 (全国8位)	94,200 (全国9位)	93,485 (全国6位)	93,812 (全国16位)	95,639 (全国18位)	95,601 (全国17位)	95,503 (全国12位)	96,549 (—)
最高額	119,710	112,746	109,778	116,030	111,509	114,603	111,787	111,613	110,358
最低額	80,844	80,772	74,651	73,624	73,391	79,503	78,985	78,032	87,294
格差	38,866 (1.48倍)	31,974 (1.40倍)	35,127 (1.47倍)	42,406 (1.58倍)	38,118 (1.52倍)	35,100 (1.44倍)	32,802 (1.42倍)	33,581 (1.43倍)	23,064 (1.26倍)

【出典：国民健康保険事業年報(国・県)】

【図表24】 1人当たり保険料(税)調定額(現年分)



【出典：国民健康保険事業年報(県)】

※平成20年度の一人当たり国保料(税)調定額の増加原因は、後期高齢者医療制度施行に伴い調定額減少率より被保険者数減少率が上回ったため。

(3) 保険料（税）負担率の推移

本県における所得に占める保険料（税）の割合は、平成20年度から24年度まで被保険者の所得減少などに伴い上昇し、その後は低下傾向にある。【図表25】

【図表25】

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
負担率 (全国)	12.12	12.91	13.88	14.28	14.35	14.30	13.78	13.85	—
負担率 (千葉県)	11.44 (全国42位)	12.01 (全国43位)	12.80 (全国43位)	12.98 (全国43位)	13.01 (全国43位)	12.96 (全国43位)	12.54 (全国43位)	12.73 (全国43位)	12.62 (—)

【出典：千葉県保険指導課調べ】

※保険料（税）負担率 = 一人当たり保険料（税）調定額（国民健康保険事業年報） ÷

一人当たり旧ただし書き所得（国民健康保険実態調査報告）

(4) 滞納世帯、資格証明書・短期被保険者証の交付等の状況

滞納世帯数、資格証・短期被保険者証の交付枚数とも減少傾向にあるものの、滞納世帯に占める資格証明書・短期証被保険者証の交付割合は45%前後で推移している。【図表26】

【図表26】

	全世帯数 【①】	滞納世帯数 【②】	滞納世帯割合 【②/①】	資格証明書		短期被保険者証		計	
				交付世帯数 【③】	滞納世帯に 占める割合 【③/②】	交付世帯数 【④】	滞納世帯に 占める割合 【④/②】	交付世帯数 【③+④】	滞納世帯に占 める割合 【(③+④)/ ②】
平成23年6月	1,053,233	241,201	22.90%	19,878	8.24%	87,743	36.38%	107,621	44.62%
平成24年6月	1,056,370	237,490	22.48%	18,121	7.63%	85,180	35.87%	103,301	43.50%
平成25年6月	1,047,127	226,906	21.67%	17,698	7.80%	83,943	37.39%	101,641	45.28%
平成26年6月	1,046,693	225,387	21.53%	16,237	7.20%	79,054	35.07%	95,291	42.28%
平成27年6月	1,028,118	196,829	19.14%	13,304	6.76%	75,977	38.60%	89,281	45.36%
平成28年6月	1,006,340	179,210	17.81%	11,666	6.51%	68,640	38.30%	80,306	44.81%

【出典：千葉県保険指導課調べ】

(5) 保険料(税)の減免状況

保険料(税)の減免措置は県内全ての市町村で条例化されており、平成28年度は約41,000世帯に対し、約4億7,000万円の減免措置が講じられている。

なお、平成22年度の大幅増は、千葉市が独自に始めた減免(法定軽減に準ずる総所得200万円未満の世帯の保険料1割減免)によるものである。

また、平成23年度は東日本大震災の影響で大幅に増加している。【図表27】

【図表27】

	実施市町村数	世帯数	減免額(千円)
20年度	50	6,638	139,238
21年度	50	4,697	165,452
22年度	53	46,621	389,153
23年度	54	55,459	908,960
24年度	53	55,644	763,875
25年度	53	50,905	480,263
26年度	53	42,647	445,214
27年度	52	41,627	461,184
28年度	53	40,680	467,136

【出典：千葉県保険指導課調べ】

6. 保健事業の状況

(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況

本県における特定健診受診率は、平成22年度年度以降増加しており、平成27年度は38.7%で全国平均を2.4ポイント上回っている。

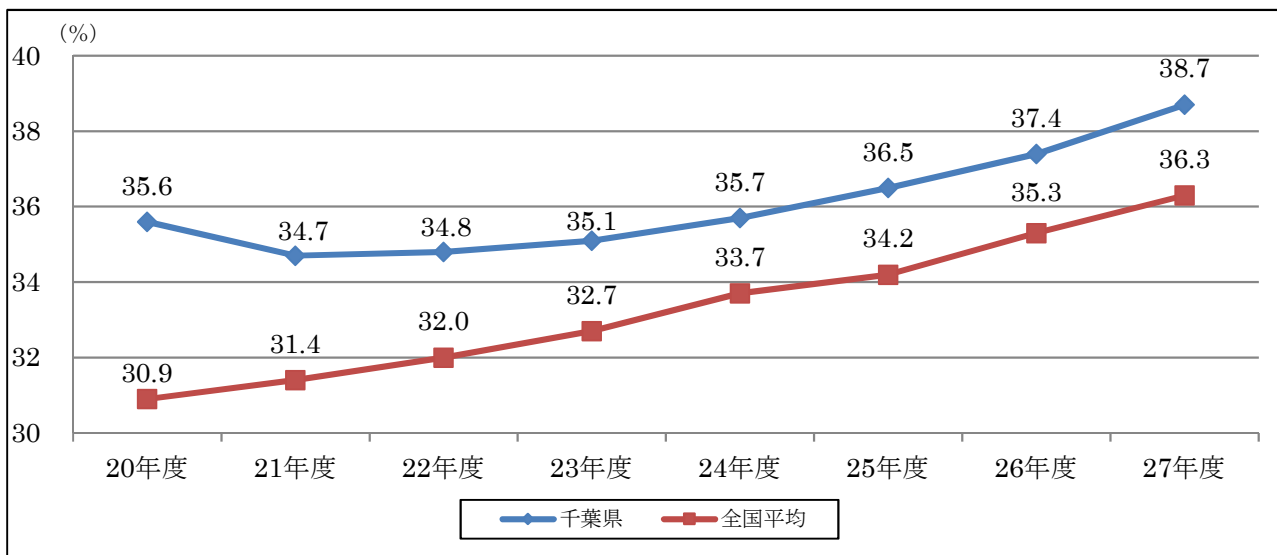
また、特定保健指導実施率は、20%前後で推移しているが、平成27年度は20.2%で全国平均を3.4ポイント下回っている。【図表28、29、30】

【図表28】

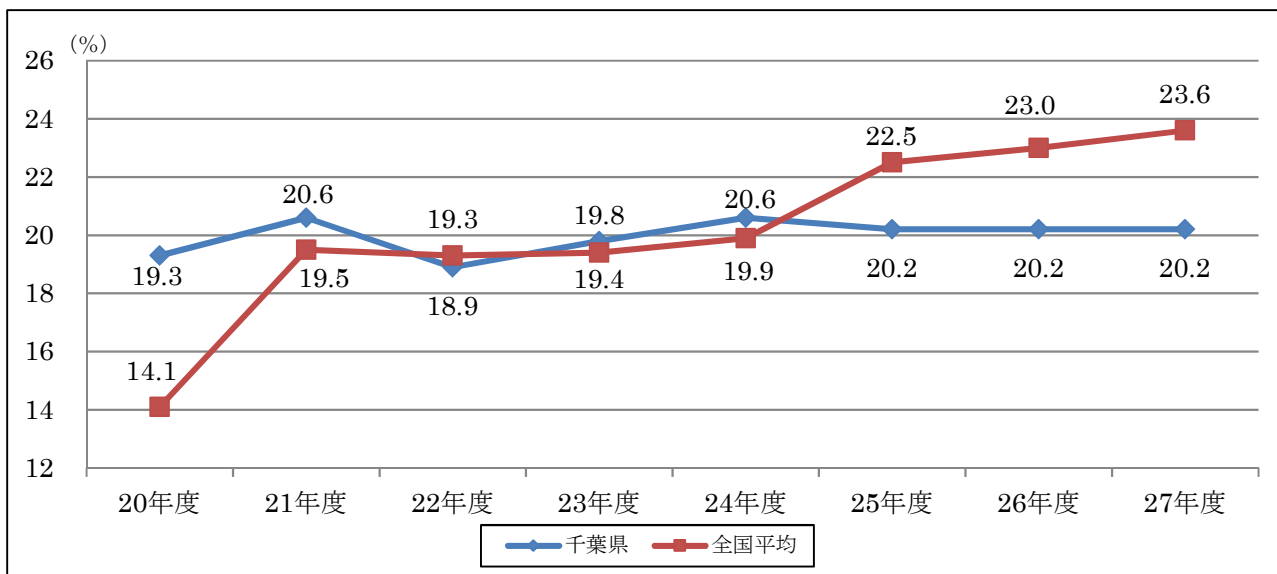
(単位:%)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定健診 受診率	千葉県	35.6	34.7	34.8	35.1	35.7	36.5	37.4	38.7
	全国	30.9	31.4	32.0	32.7	33.7	34.2	35.3	36.3
特定保健指導 実施率	千葉県	19.3	20.6	18.9	19.8	20.6	20.2	20.2	20.2
	全国	14.1	19.5	19.3	19.4	19.9	22.5	23.0	23.6

【図表29】



【図表30】



【出典：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書】

(2) データヘルス計画の策定状況

本県では、平成29年7月1日までに42市町村がデータヘルス計画を策定しており、平成29年度末までに50市町村において計画の策定が完了する見込みである。【図表31】

【図表31】

		27年度 (7月1日時点)	28年度 (7月1日時点)	29年度 (7月1日時点)	29年度末までに 策定済み見込み
千葉県	策定済み 団体数	3	33	42	(50)
	策定割合	5.6%	61.1%	77.8%	(92.6%)
全国	策定済み 団体数	424	1,131	—	—
	策定割合	24.7%	65.9%	—	—

【出典：厚生労働省国民健康保険課調べ、千葉県保険指導課調べ】

7. 医療費適正化の取組の状況

(1) 医療費通知の実施状況

本県では、全ての市町村において医療費通知を実施しており、平成28年度の平均実施回数は3.5回となっている。【図表32】

【図表32】

	実施市町村	実施回数	実施件数
23年度	54	3.7	3,030,550
24年度	54	3.6	3,049,894
25年度	54	3.5	3,068,520
26年度	54	3.5	3,027,435
27年度	54	3.5	2,958,532
28年度	54	3.5	2,933,543

【出典：千葉県保険指導課調べ】

(2) 後発医薬品差額通知の実施状況

後発医薬品差額通知は平成23年度の3市町村から開始され、平成28年度では全ての市町村において実施している。【図表33】

【図表33】

	実施市町村	実施回数	実施件数
23年度	3	0.1	43,130
24年度	21	0.6	152,578
25年度	34	2.1	239,648
26年度	46	2.2	248,968
27年度	52	2.4	249,997
28年度	54	2.6	248,038

【出典：千葉県保険指導課調べ】

(3) 後発医薬品使用割合（数量ベース）の推移

本県の後発医薬品使用割合は年々増加しており、平成28年度は69.22%で、全国平均を0.61ポイント上回っている。【図表34】

【図表34】

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	28年度
千葉県	52.40	59.32	64.04	69.22
全国	51.22	58.38	63.09	68.61

【出典：厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」】

※各年度3月の状況。薬局所在地ベースの数値であり、被保険者住所地ベースではない。

(4) レセプト点検の実施状況

レセプト点検における平成28年度の点検効果は、総額で約2.3億円であり、対前年度比で約1億円増加している。【図表35、36】

【図表35】レセプト点検調査の実施状況

区分	① 被保険者数 (千人)	診療報酬保険者負担総額				資格点検		内容点検	
		② 枚数 (千枚)	③ 金額 (百万円)	②/① 被保険者一人当たり枚数	③/② 1枚当たり金額 (円)	④ 枚数 (千枚)	④/② 割合 (%)	⑤ 枚数 (千枚)	⑤/② 割合 (%)
23年度	1,844	25,460	384,202	13.8	15,090	25,460	100.00	23,632	92.82
24年度	1,825	26,064	411,440	14.3	15,786	26,064	100.00	24,218	92.92
25年度	1,799	26,004	415,706	14.5	15,986	25,999	99.98	25,260	97.14
26年度	1,757	25,964	423,635	14.8	16,316	25,964	100.00	25,852	99.57
27年度	1,699	25,751	434,318	15.2	16,866	25,689	99.76	25,666	99.67
28年度	1,614	25,090	425,351	15.5	16,953	25,090	100.00	24,978	99.55

【図表36】レセプト点検調査による点検効果の状況

区分	点検効果 総額 (百万円)	対前年度 比	点検効果					
			被保険者一人当たり金額			点検効果率		
			過誤調整分 (円)	返納金等調定分 (円)	計	過誤調整分 (%)	返納金等調定分 (%)	計
23年度	2,663	1.096	1,047	397	1,444	0.50	0.19	0.69
24年度	2,640	0.991	1,028	419	1,446	0.46	0.19	0.65
25年度	3,220	1.220	1,223	567	1,790	0.53	0.25	0.78
26年度	2,910	0.904	1,098	558	1,656	0.46	0.23	0.69
27年度	2,192	0.754	1,095	195	1,291	0.43	0.08	0.51
28年度	2,306	1.052	1,181	248	1,429	0.45	0.09	0.54

【出典：千葉県保険指導課調べ】

8. 事務の共同処理等の実施状況（平成28年度）

市町村の負担軽減・事務の効率化等のため、国民健康保険団体連合会を中心に市町村事務の共同処理等を行っている。【図表37】

【図表37】

業務区分	事務	内容
保険者事務	療養費支給決定帳票の作成	国保総合システムにより対応
	高額介護合算療養費支給額計算処理	国保総合システムにより対応
	退職被保険者の適用適正化電算処理	国保総合システムにより対応
	疾病統計の作成	国保総合システムにより対応
	共同処理データの提供	国保総合システム・外付けシステムにより対応
	各種広報事業	ポスター・啓発品の配布、テレビCM等
医療費適正化	医療費通知の作成	国保総合システムにより対応
	後発医薬品差額通知の作成	国保総合システムにより対応
	後発医薬品差額通知に係るコールセンターの設置	希望する市町村から業務を受託
	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	国保総合システムにより対応
	レセプト点検の実施	レセプト二次点検支援システムによりデータを提供
	レセプト点検担当職員への研修	レセプト点検実務の講習
	レセプト点検アドバイザーの派遣	希望する市町村に国保連職員の派遣等を行い、実務を支援
	第三者行為求償事務の受託	全市町村から自動車事故に係る求償事務を受託
	海外療養費の不正請求対策	希望する市町村からレセプト再翻訳、海外医療機関への照会事務等を受託
	保険者間調整の普及・促進	フォローシステムにより事務の省力化
	医療費適正化に関するデータの提供	重複多受診者・長期入院者リスト等を提供
収納対策	口座振替の促進等の広報	啓発ポスター、テレビCM等
	収納担当職員への研修	事例発表・グループワーク等
	保険料収納アドバイザーによる実施指導	市町村に派遣し、指導・助言を実施
保健事業	特定健診の受診促進に係る広報	啓発品の配布、ラジオCM等
	特定健診・特定保健指導等の研修・意見交換	研修・事例発表等
	特定健診データの活用に関する研修	KDBの活用方法等の研修
	重複・頻回受診者に対する訪問指導	重複・頻回受診者リストの提供 国保連の保健師による支援

【出典：千葉県保険指導課調べ】

市町村別データ

○ 被保険者数の推移

(単位：人)

市町村名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
千葉市	263,530	265,401	266,796	266,996	263,582	259,372	252,332	244,334	232,046
銚子市	27,557	27,228	26,785	26,156	25,360	24,772	23,889	22,667	21,468
市川市	125,115	125,280	125,606	125,504	127,720	121,802	119,284	115,590	110,556
船橋市	159,638	161,044	161,597	161,853	159,965	158,123	155,038	150,390	144,379
館山市	18,465	18,262	18,101	17,889	17,722	17,654	16,830	16,107	15,313
木更津市	42,629	42,349	42,155	42,086	41,704	40,933	39,555	37,655	35,404
松戸市	141,949	142,141	142,292	143,021	141,246	138,898	135,515	131,039	125,604
野田市	50,616	50,832	50,878	51,145	50,711	50,190	49,239	47,696	45,412
香取市	31,843	31,320	30,759	30,474	29,629	28,745	27,851	26,572	24,928
茂原市	29,296	29,096	29,064	29,087	29,489	29,039	28,261	27,340	25,977
成田市	34,036	34,963	35,651	36,038	35,886	35,714	35,151	34,452	32,882
佐倉市	48,396	48,845	49,921	50,524	51,076	50,642	49,999	48,712	46,862
東金市	21,492	21,752	22,029	22,244	22,128	21,779	21,270	20,556	19,724
匝瑳市	16,921	16,690	16,387	16,120	15,587	15,353	14,706	13,946	13,021
旭市	29,770	29,457	28,964	28,479	27,888	27,141	26,116	25,035	23,483
習志野市	39,572	39,938	40,114	40,339	39,837	39,069	38,181	36,971	35,392
柏市	109,250	110,700	111,462	112,692	111,832	110,650	109,001	105,717	101,389
勝浦市	7,606	7,601	7,374	7,330	7,002	6,897	6,761	6,449	6,179
市原市	91,084	91,762	92,214	92,568	91,736	89,860	87,078	83,561	78,572
流山市	42,623	42,873	43,321	43,818	43,395	43,050	42,336	40,964	39,539
八千代市	51,305	51,486	51,316	51,315	50,560	49,920	48,795	46,730	44,217
我孫子市	37,068	37,368	37,471	37,595	37,340	37,038	36,649	34,760	33,262
鴨川市	12,214	12,158	12,019	11,936	11,645	11,458	11,093	10,653	10,092
鎌ヶ谷市	32,720	33,096	33,393	33,705	33,578	33,083	32,253	31,110	29,591
君津市	28,606	28,466	28,275	28,067	27,707	26,999	26,165	25,078	22,935
富津市	18,514	18,183	17,886	17,586	17,106	16,555	15,817	14,997	14,078
浦安市	34,581	35,109	35,773	35,735	35,403	35,644	34,875	33,926	32,560
四街道市	26,249	26,743	27,098	27,688	27,641	27,473	26,658	25,816	24,763
酒々井町	6,221	6,354	6,470	6,533	6,490	6,492	6,358	6,175	6,020
八街市	27,938	27,947	27,766	28,138	28,007	27,493	26,532	25,522	23,883
富里市	17,736	17,901	18,133	18,397	18,220	17,940	17,543	17,040	16,496
白井市	15,698	15,943	16,310	16,772	16,907	16,850	16,584	16,249	15,614
印西市	19,935	20,224	20,693	21,116	21,390	21,414	21,373	21,236	20,866
栄町	6,664	6,841	6,911	7,037	7,031	7,008	6,865	6,736	6,644
一宮町	4,365	4,369	4,371	4,293	4,348	4,298	4,141	4,116	3,983
睦沢町	2,471	2,462	2,496	2,499	2,554	2,563	2,526	2,431	2,348
長生村	5,019	5,058	5,040	4,985	5,043	4,941	4,829	4,624	4,378
白子町	5,190	5,093	4,978	4,853	4,862	4,669	4,548	4,304	4,104
長柄町	2,739	2,727	2,663	2,653	2,597	2,525	2,482	2,382	2,284
長南町	2,870	2,876	2,827	2,783	2,805	2,746	2,716	2,653	2,481
大網白里市	16,586	16,660	16,724	16,934	16,950	16,768	16,145	15,766	14,919
九十九里町	7,947	7,831	7,463	7,401	7,240	6,914	6,569	6,192	5,775
芝山町	3,323	3,251	3,159	3,113	3,022	3,041	2,924	2,734	2,617
神崎町	2,155	2,194	2,198	2,155	2,105	2,143	2,041	1,929	1,823
多古町	6,582	6,566	6,341	6,219	6,078	5,901	5,599	5,328	5,119
東庄町	6,219	6,168	6,005	5,926	5,756	5,582	5,420	5,224	4,833
袖ヶ浦市	18,788	18,854	18,819	18,984	18,876	18,539	17,988	17,343	16,303
大多喜町	3,690	3,651	3,639	3,511	3,489	3,347	3,303	3,163	2,961
御宿町	3,312	3,297	3,266	3,236	3,282	3,233	3,128	3,031	2,899
南房総市	17,435	17,217	16,950	16,846	16,512	16,196	15,598	14,844	13,733
鋸南町	3,624	3,490	3,381	3,296	3,207	3,128	3,004	2,859	2,696
いすみ市	16,015	15,969	15,740	15,499	15,395	14,975	14,564	14,274	13,544
山武市	23,101	23,093	22,879	22,801	22,409	21,707	20,928	19,954	18,905
横芝光町	10,694	10,506	10,426	10,201	10,004	9,712	9,368	8,803	8,248
県合計	1,828,962	1,836,685	1,840,349	1,844,171	1,829,054	1,797,978	1,753,774	1,693,735	1,613,104

【出典：国民健康保険実態調査報告】

○ 被保険者数の順位（平成28年度）

市町村名	被保険者数(人)	順位	市町村名	被保険者数(人)	順位	市町村名	被保険者数(人)	順位
千葉市	232,046	1	四街道市	24,763	19	横芝光町	8,248	37
船橋市	144,379	2	八街市	23,883	20	栄町	6,644	38
松戸市	125,604	3	旭市	23,483	21	勝浦市	6,179	39
市川市	110,556	4	君津市	22,935	22	酒々井町	6,020	40
柏市	101,389	5	銚子市	21,468	23	九十九里町	5,775	41
市原市	78,572	6	印西市	20,866	24	多古町	5,119	42
佐倉市	46,862	7	東金市	19,724	25	東庄町	4,833	43
野田市	45,412	8	山武市	18,905	26	長生村	4,378	44
八千代市	44,217	9	富里市	16,496	27	白子町	4,104	45
流山市	39,539	10	袖ヶ浦市	16,303	28	一宮町	3,983	46
木更津市	35,404	11	白井市	15,614	29	大多喜町	2,961	47
習志野市	35,392	12	館山市	15,313	30	御宿町	2,899	48
我孫子市	33,262	13	大網白里市	14,919	31	鋸南町	2,696	49
成田市	32,882	14	富津市	14,078	32	芝山町	2,617	50
浦安市	32,560	15	南房総市	13,733	33	長南町	2,481	51
鎌ヶ谷市	29,591	16	いすみ市	13,544	34	睦沢町	2,348	52
茂原市	25,977	17	匝瑳市	13,021	35	長柄町	2,284	53
香取市	24,928	18	鴨川市	10,092	36	神崎町	1,823	54

【出典：国民健康保険実態調査報告】

○ 1人当たり所得の順位（平成27年）

市町村名	1人当たり所得(千円)	順位	市町村名	1人当たり所得(千円)	順位	市町村名	1人当たり所得(千円)	順位
長柄町	1,281	1	横芝光町	748	19	大多喜町	631	37
浦安市	1,109	2	鎌ヶ谷市	746	20	勝浦市	628	38
流山市	945	3	匝瑳市	744	21	栄町	626	39
市川市	896	4	芝山町	741	22	鴨川市	622	40
習志野市	852	5	四街道市	733	23	八街市	615	41
柏市	823	6	君津市	725	24	長南町	614	42
成田市	822	7	野田市	716	25	南房総市	614	43
船橋市	802	8	銚子市	713	26	茂原市	611	44
我孫子市	786	9	市原市	710	27	白子町	603	45
松戸市	782	10	木更津市	709	28	山武市	599	46
八千代市	778	11	富里市	708	29	御宿町	599	47
白井市	771	12	多古町	707	30	九十九里町	595	48
佐倉市	765	13	酒々井町	684	31	館山市	595	49
袖ヶ浦市	756	14	富津市	664	32	神崎町	589	50
千葉市	756	15	東金市	652	33	睦沢町	582	51
旭市	753	16	香取市	643	34	長生村	577	52
東庄町	753	17	大網白里市	636	35	いすみ市	562	53
印西市	749	18	一宮町	631	36	鋸南町	556	54

【出典：国民健康保険実態調査報告】

※「国民健康保険実態調査報告」は全数調査ではなく抽出調査であり、各市町村の数値はあくまでも参考値である。また、国民健康保険事業費納付金の算定に用いる所得水準とは異なる。

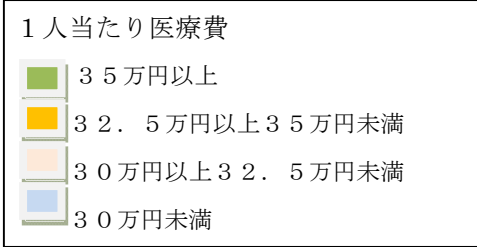
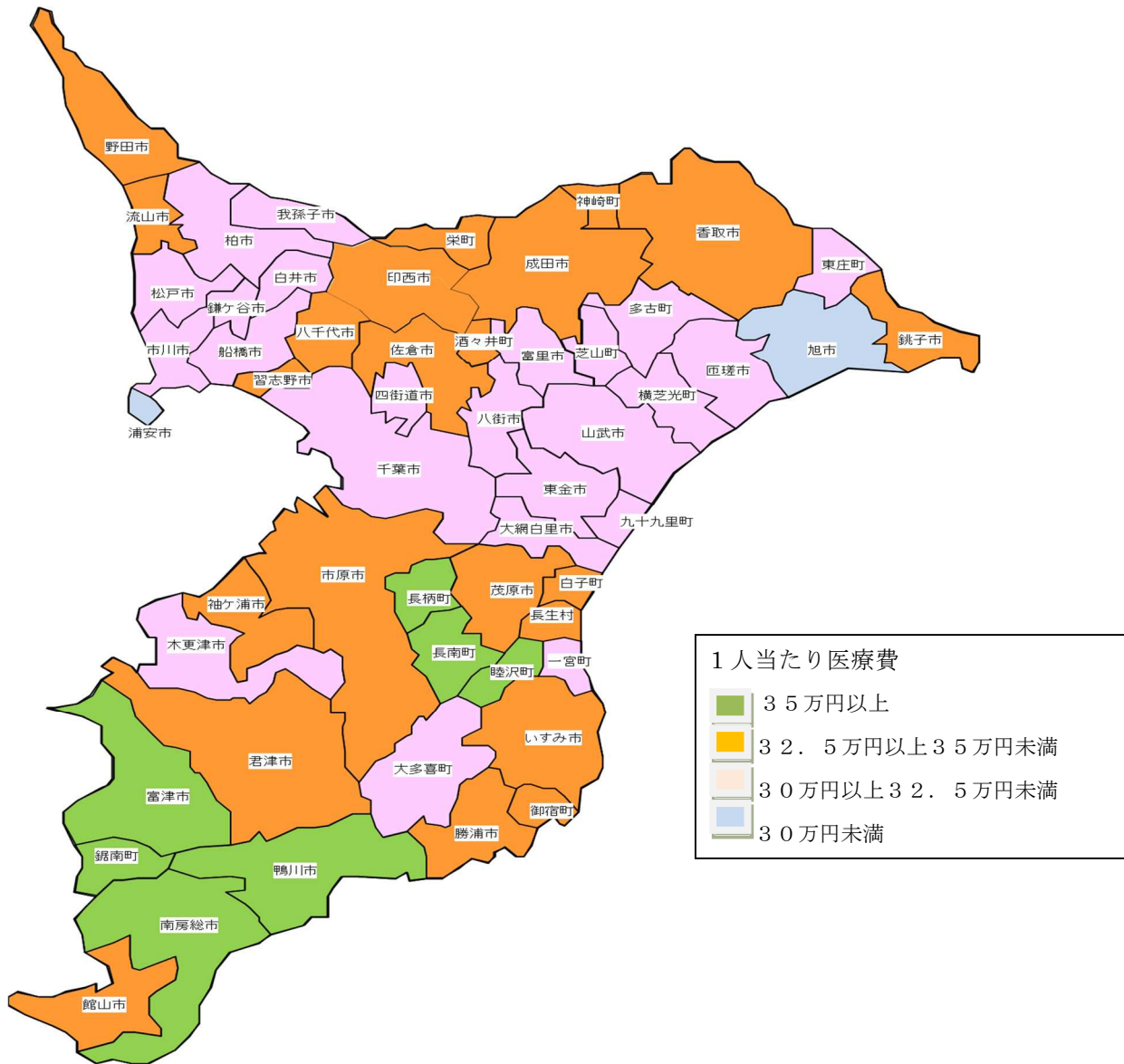
○ 1人当たり医療費の推移

(単位：円)

市町村名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
千葉市	247,276	254,681	261,951	272,234	281,257	290,508	301,228	319,015	322,908
銚子市	244,119	252,769	265,717	283,236	282,974	296,569	300,393	326,721	330,000
市川市	233,011	243,553	250,273	255,647	268,688	280,540	290,202	300,006	304,517
船橋市	264,084	272,420	281,059	286,856	294,538	300,346	308,844	325,397	324,174
館山市	276,493	284,117	287,800	301,990	309,078	315,289	320,809	341,053	343,470
木更津市	254,311	264,316	274,605	289,989	294,483	299,090	305,728	323,476	317,463
松戸市	246,086	254,441	258,377	264,923	275,509	285,199	297,097	306,935	311,720
野田市	251,550	275,780	277,735	283,979	294,913	307,640	326,767	346,167	345,388
香取市	240,713	243,191	262,773	270,458	284,650	295,527	302,692	333,614	341,652
茂原市	252,527	264,518	274,447	279,902	286,318	292,500	310,901	329,740	338,050
成田市	244,389	246,463	261,327	269,513	276,807	282,247	294,775	314,403	331,022
佐倉市	265,486	280,448	280,867	291,739	298,893	312,799	315,761	339,231	342,982
東金市	220,734	238,663	245,504	254,507	266,404	269,281	283,866	304,579	305,957
匝瑳市	221,817	233,318	242,491	252,532	256,770	274,451	282,029	300,636	324,069
旭市	196,818	209,576	223,159	232,004	239,237	242,101	252,848	279,664	283,821
習志野市	259,508	264,778	274,362	285,005	289,240	298,696	306,970	323,925	326,177
柏市	248,826	257,075	267,631	270,868	277,667	290,769	300,727	319,592	322,173
勝浦市	278,018	293,065	312,581	307,844	309,010	328,509	339,137	350,680	345,464
市原市	240,400	248,919	254,777	264,171	278,034	286,556	298,747	312,460	327,212
流山市	258,407	265,151	275,019	283,916	290,643	300,077	309,592	321,928	333,638
八千代市	261,607	274,128	285,899	294,249	292,730	304,689	323,681	332,008	343,710
我孫子市	255,186	268,002	278,735	290,763	293,415	303,760	313,134	329,474	323,086
鴨川市	284,591	288,848	296,597	301,157	313,024	322,091	328,298	350,028	373,153
鎌ヶ谷市	248,451	252,694	266,283	275,268	283,768	288,861	304,758	318,714	321,449
君津市	247,974	270,527	268,993	282,178	296,266	302,301	311,702	332,995	344,198
富津市	268,767	281,487	300,439	306,429	311,496	328,008	344,476	353,231	370,414
浦安市	228,466	240,762	243,977	261,121	268,519	272,372	283,279	290,431	296,049
四街道市	263,959	265,020	278,451	287,513	296,834	301,662	313,737	319,025	319,514
酒々井町	246,313	273,291	283,914	294,083	313,991	314,731	323,082	345,934	347,858
八街市	210,821	219,869	234,848	250,153	262,824	272,992	288,553	305,893	312,250
富里市	209,869	210,827	222,051	232,888	242,471	260,799	276,201	290,627	302,828
白井市	251,361	266,131	265,478	279,753	287,093	287,121	306,736	317,435	319,964
印西市	250,222	255,467	268,945	279,174	281,482	303,736	312,787	321,783	329,905
栄町	262,310	270,237	286,885	289,644	300,927	309,415	330,408	341,088	335,603
一宮町	225,320	231,939	239,343	250,198	260,671	275,265	275,881	305,160	307,798
睦沢町	283,573	311,176	303,206	319,718	305,490	317,426	339,966	387,011	382,854
長生村	241,435	255,610	265,588	271,157	268,833	289,813	306,138	309,019	349,921
白子町	257,920	270,107	263,614	273,463	285,666	302,296	313,156	327,593	328,049
長柄町	255,500	286,846	284,712	311,039	317,166	352,006	359,439	342,535	361,505
長南町	309,325	320,168	337,797	318,683	363,509	328,436	348,286	402,095	376,662
大網白里市	243,730	244,666	254,562	260,827	271,365	283,455	296,075	314,399	324,292
九十九里町	235,811	247,518	272,637	286,195	301,664	292,287	294,586	324,898	324,620
芝山町	198,716	229,538	249,285	259,681	278,321	286,425	285,747	308,895	309,117
神崎町	246,105	262,753	282,094	275,198	279,618	285,970	314,733	349,993	329,716
多古町	220,869	237,493	246,415	254,124	284,117	293,460	297,929	291,491	304,742
東庄町	207,528	225,666	233,531	253,601	255,337	276,618	281,951	309,637	312,451
袖ヶ浦市	246,952	257,997	267,518	285,178	289,081	300,637	301,191	319,743	334,373
大多喜町	265,946	278,251	294,752	297,797	295,078	317,234	336,580	338,007	318,617
御宿町	231,685	255,018	258,193	294,567	303,776	303,305	313,121	327,396	344,820
南房総市	285,873	296,151	310,205	317,093	326,364	338,056	350,215	377,868	386,214
鋸南町	282,143	302,897	302,878	307,497	323,094	340,218	336,357	360,933	385,749
いすみ市	268,469	273,255	285,735	293,473	301,959	306,836	321,472	323,448	341,006
山武市	232,311	231,696	244,956	261,292	268,534	279,119	294,827	310,918	324,491
横芝光町	233,414	242,478	253,219	257,353	266,743	274,243	285,604	290,815	303,027
県平均	247,854	257,331	265,834	274,667	283,246	292,674	303,572	319,474	324,666

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

○ 1人当たり医療費・市町村別マップ（平成28年度）



○ 1人当たり医療費の順位（平成28年度）

（単位：円）

市町村名	1人当たり医療費	順位	市町村名	1人当たり医療費	順位	市町村名	1人当たり医療費	順位
南房総市	386,214	1	茂原市	338,050	19	柏市	322,173	37
鋸南町	385,749	2	栄町	335,603	20	鎌ヶ谷市	321,449	38
睦沢町	382,854	3	袖ヶ浦市	334,373	21	白井市	319,964	39
長南町	376,662	4	流山市	333,638	22	四街道市	319,514	40
鴨川市	373,153	5	成田市	331,022	23	大多喜町	318,617	41
富津市	370,414	6	銚子市	330,000	24	木更津市	317,463	42
長柄町	361,505	7	印西市	329,905	25	東庄町	312,451	43
長生村	349,921	8	神崎町	329,716	26	八街市	312,250	44
酒々井町	347,858	9	白子町	328,049	27	松戸市	311,720	45
勝浦市	345,464	10	市原市	327,212	28	芝山町	309,117	46
野田市	345,388	11	習志野市	326,177	29	一宮町	307,798	47
御宿町	344,820	12	九十九里町	324,620	30	東金市	305,957	48
君津市	344,198	13	山武市	324,491	31	多古町	304,742	49
八千代市	343,710	14	大網白里市	324,292	32	市川市	304,517	50
館山市	343,470	15	船橋市	324,174	33	横芝光町	303,027	51
佐倉市	342,982	16	匝瑳市	324,069	34	富里市	302,828	52
香取市	341,652	17	我孫子市	323,086	35	浦安市	296,049	53
いすみ市	341,006	18	千葉市	322,908	36	旭市	283,821	54

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

○ 年齢調整後医療費指数の順位（平成28年度）

市町村名	医療費指数	順位
鴨川市	1.018	1
富津市	1.007	2
睦沢町	1.006	3
南房総市	1.001	4
長南町	0.996	5
成田市	0.989	6
長柄町	0.982	7
長生村	0.979	8
鋸南町	0.977	9
君津市	0.972	10
香取市	0.969	11
野田市	0.967	12
匝瑳市	0.956	13
八千代市	0.950	14
八街市	0.946	15
袖ヶ浦市	0.940	16
銚子市	0.938	17
いすみ市	0.933	18

市町村名	医療費指数	順位
茂原市	0.931	19
市原市	0.931	20
勝浦市	0.929	21
山武市	0.927	22
東金市	0.927	23
船橋市	0.927	24
市川市	0.917	25
館山市	0.913	26
松戸市	0.912	27
千葉市	0.912	28
柏市	0.909	29
佐倉市	0.909	30
酒々井町	0.908	31
流山市	0.908	32
大網白里市	0.907	33
富里市	0.906	34
印西市	0.904	35
九十九里町	0.904	36

市町村名	医療費指数	順位
神崎町	0.904	37
習志野市	0.903	38
芝山町	0.902	39
浦安市	0.893	40
鎌ヶ谷市	0.892	41
御宿町	0.889	42
木更津市	0.886	43
一宮町	0.884	44
多古町	0.881	45
白子町	0.876	46
白井市	0.874	47
東庄町	0.873	48
栄町	0.871	49
大多喜町	0.868	50
旭市	0.867	51
我孫子市	0.865	52
横芝光町	0.863	53
四街道市	0.858	54

【出典：千葉県保険指導課調べ】

※年齢調整後医療費指数は「当該市町村の5歳階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費」と「当該市町村の実績の1人当たり医療費」を比較して算出した医療費水準で、全国平均を1とした場合の指数である。

○ 1人当たり決算補填等目的法定外繰入の順位

26年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入(千円)	1人当たり 法定外繰入(円)	順位
成田市	1,069,149	30,340	1
浦安市	840,536	24,021	2
市原市	1,912,038	21,901	3
鎌ヶ谷市	625,114	19,316	4
市川市	1,735,168	14,398	5
千葉市	3,636,302	14,380	6
八千代市	615,367	12,599	7
大多喜町	35,000	10,651	8
船橋市	1,650,000	10,631	9
匝瑳市	150,000	10,194	10
神崎町	20,000	9,732	11
流山市	410,445	9,683	12
袖ヶ浦市	150,000	8,314	13
富里市	134,891	7,668	14
旭市	170,000	6,506	15
木更津市	220,000	5,552	16
いすみ市	80,000	5,480	17
習志野市	209,065	5,455	18
横芝光町	50,000	5,330	19
君津市	120,000	4,565	20
柏市	489,035	4,484	21
野田市	200,000	4,055	22
東金市	80,000	3,770	23
栄町	20,000	2,910	24
館山市	45,389	2,690	25
銚子市	47,113	1,976	26
八街市	7,754	291	27
法定外繰入実施団体数		27	
1人当たり法定額繰入(県合計)		8,380	

27年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入(千円)	1人当たり 法定外繰入(円)	順位
成田市	1,223,665	35,532	1
神崎町	50,000	25,907	2
市原市	1,729,575	20,609	3
船橋市	2,740,000	18,174	4
千葉市	3,803,707	15,547	5
市川市	1,651,352	14,143	6
木更津市	503,000	13,296	7
習志野市	432,557	11,659	8
鎌ヶ谷市	352,972	11,346	9
大多喜町	35,000	11,083	10
浦安市	363,568	10,670	11
流山市	412,451	10,018	12
旭市	250,000	10,013	13
匝瑳市	130,000	9,294	14
袖ヶ浦市	150,000	8,649	15
君津市	160,000	6,374	16
富里市	106,202	6,193	17
柏市	456,063	4,303	18
八街市	109,472	4,270	19
野田市	200,027	4,185	20
東金市	80,000	3,896	21
八千代市	178,950	3,822	22
栄町	25,000	3,697	23
いすみ市	20,000	1,402	24
芝山町	2,830	1,020	25
睦沢町	1,260	516	26
法定外繰入実施団体数		26	
1人当たり法定額繰入(県合計)		8,930	

28年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入(千円)	1人当たり 法定外繰入(円)	順位
成田市	754,287	22,893	1
浦安市	583,943	17,917	2
鎌ヶ谷市	450,041	15,216	3
千葉市	3,279,273	14,154	4
市原市	1,075,191	13,660	5
船橋市	1,804,383	12,519	6
大多喜町	35,000	11,820	7
旭市	250,000	10,626	8
市川市	1,114,967	10,004	9
流山市	384,913	9,724	10
山武市	175,982	9,308	11
袖ヶ浦市	150,000	9,186	12
習志野市	222,257	6,286	13
八街市	131,270	5,466	14
富里市	88,660	5,359	15
匝瑳市	50,000	3,830	16
横芝光町	30,000	3,632	17
木更津市	122,000	3,440	18
野田市	150,000	3,300	19
東金市	50,000	2,542	20
栄町	13,736	2,084	21
佐倉市	59,000	1,261	22
八千代市	12,300	279	23
法定外繰入実施団体数		23	
1人当たり法定額繰入(県合計)		6,807	

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

※ 法定外繰入の1人当たり平均（県合計）＝

決算補填等目的法定外繰入（県合計）÷年度平均被保険者数（県合計）

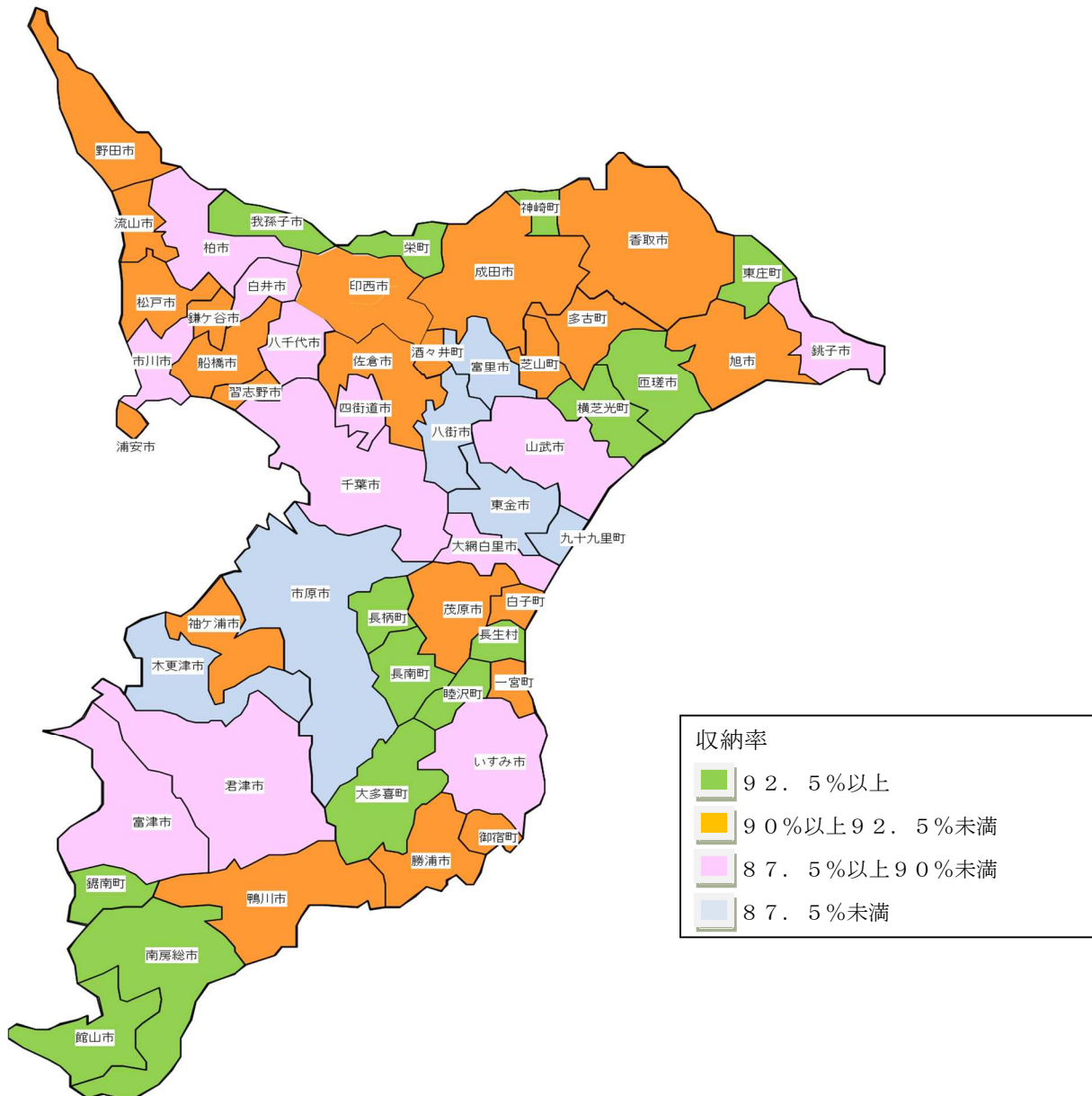
○ 保険料（税）の収納率（現年分）の推移

（単位：％）

市町村名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
千葉市	86.28	85.53	85.65	87.75	88.86	89.44	89.80	89.91	89.93
銚子市	83.84	83.38	83.64	84.45	84.97	87.79	89.16	89.43	89.95
市川市	83.50	82.54	82.89	83.99	84.92	85.58	86.87	88.18	88.73
船橋市	88.82	88.15	88.42	88.87	89.57	90.32	90.53	90.39	90.42
館山市	85.54	84.93	86.26	88.91	90.94	92.32	93.94	92.80	92.99
木更津市	82.50	81.84	81.96	82.84	82.93	83.86	85.47	85.59	86.41
松戸市	85.35	84.42	86.48	88.66	89.66	90.09	90.91	90.90	90.72
野田市	87.39	86.87	87.33	87.39	87.73	87.90	88.27	88.71	90.64
香取市	86.88	86.73	86.63	87.10	87.96	89.18	89.48	89.70	90.71
茂原市	83.61	83.10	84.23	86.33	87.94	88.37	89.15	90.20	91.13
成田市	88.07	87.07	86.12	87.02	87.41	88.16	88.70	89.98	90.50
佐倉市	88.29	87.88	88.46	89.41	89.81	90.12	91.00	90.85	91.64
東金市	81.97	79.86	78.70	80.89	80.70	83.80	85.13	86.88	86.17
匝瑳市	87.04	87.13	87.12	88.18	89.13	90.39	90.80	91.87	92.70
旭市	87.58	87.22	86.72	88.38	88.91	90.07	89.64	92.17	91.90
習志野市	88.10	87.62	88.68	89.33	89.98	90.13	89.85	90.14	90.96
柏市	87.20	86.27	86.74	87.80	87.97	88.10	88.69	89.15	89.31
勝浦市	89.23	88.50	87.88	89.04	88.87	89.49	90.04	90.26	91.31
市原市	84.65	81.90	82.48	83.65	83.99	84.97	84.86	85.27	86.74
流山市	88.75	88.54	88.62	89.64	90.09	90.66	91.31	91.74	91.65
八千代市	87.17	86.30	86.31	87.48	87.37	87.52	88.23	88.21	88.60
我孫子市	88.50	88.28	88.64	88.55	89.09	89.81	90.37	91.92	93.20
鴨川市	91.83	91.38	90.43	90.46	91.11	91.56	92.10	91.61	91.74
鎌ヶ谷市	91.00	90.24	90.20	90.20	90.26	90.42	90.89	90.65	90.59
君津市	82.20	81.23	81.80	83.16	83.96	84.78	87.72	88.61	89.14
富津市	87.74	86.14	86.16	86.36	86.85	87.07	87.78	88.03	88.35
浦安市	88.17	87.49	87.83	88.75	89.11	90.18	91.67	92.21	92.41
四街道市	87.63	87.31	88.06	88.27	88.79	89.33	89.29	89.78	89.91
酒々井町	87.66	88.29	88.84	89.27	89.37	90.46	90.33	90.49	91.13
八街市	76.18	77.22	77.71	84.02	84.06	84.03	84.47	86.09	85.37
富里市	79.56	77.61	79.01	79.68	80.59	82.01	82.74	83.71	86.12
白井市	87.75	87.85	87.56	88.11	88.39	89.24	89.55	89.71	88.90
印西市	87.87	88.68	89.15	89.41	89.60	89.98	90.66	90.80	91.31
栄町	88.12	87.82	88.52	88.91	89.30	91.00	92.18	92.70	93.45
一宮町	89.72	89.11	88.62	89.15	88.85	89.46	88.87	90.52	90.44
睦沢町	91.28	91.76	91.43	91.49	92.26	92.57	92.84	93.34	94.10
長生村	89.07	88.70	89.26	90.28	90.24	91.15	91.34	94.43	94.50
白子町	85.16	85.16	90.11	88.87	88.86	90.46	90.91	91.36	92.02
長柄町	86.41	86.36	86.36	88.90	88.00	97.83	98.65	96.10	95.65
長南町	93.18	91.62	92.04	94.15	93.94	93.93	93.89	94.19	94.47
大網白里市	81.95	81.70	82.27	82.53	82.70	84.17	84.96	88.33	88.60
九十九里町	81.67	80.54	78.28	81.14	83.45	84.54	84.90	87.06	87.33
芝山町	87.76	84.72	85.39	86.68	88.82	90.84	90.40	91.18	90.83
神崎町	89.53	91.87	92.18	92.65	93.60	92.42	92.83	93.88	92.81
多古町	89.07	88.76	89.67	88.38	88.34	90.52	91.94	92.99	91.96
東庄町	92.08	91.97	92.31	92.30	92.67	93.04	93.05	92.69	93.49
袖ヶ浦市	87.29	86.81	86.56	87.33	87.65	88.17	88.92	89.23	90.73
大多喜町	93.76	92.59	92.68	92.67	92.95	92.55	92.66	93.27	94.04
御宿町	89.25	89.09	87.61	89.80	90.17	91.16	90.71	91.37	91.55
南房総市	94.53	94.15	94.01	93.91	93.99	93.60	93.72	93.65	94.15
鋸南町	91.78	91.58	92.12	92.22	92.48	93.20	93.94	93.78	94.29
いすみ市	84.56	83.42	83.67	84.31	85.01	85.77	87.10	87.18	88.54
山武市	81.90	80.36	80.38	81.95	83.29	84.72	85.76	85.84	87.57
横芝光町	87.48	85.93	85.04	85.22	86.41	87.13	87.56	89.62	92.70
県平均	86.31	85.52	85.98	87.16	87.79	88.47	89.11	89.53	89.97

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

○ 保険料（税）収納率・市町村別マップ（平成28年度）



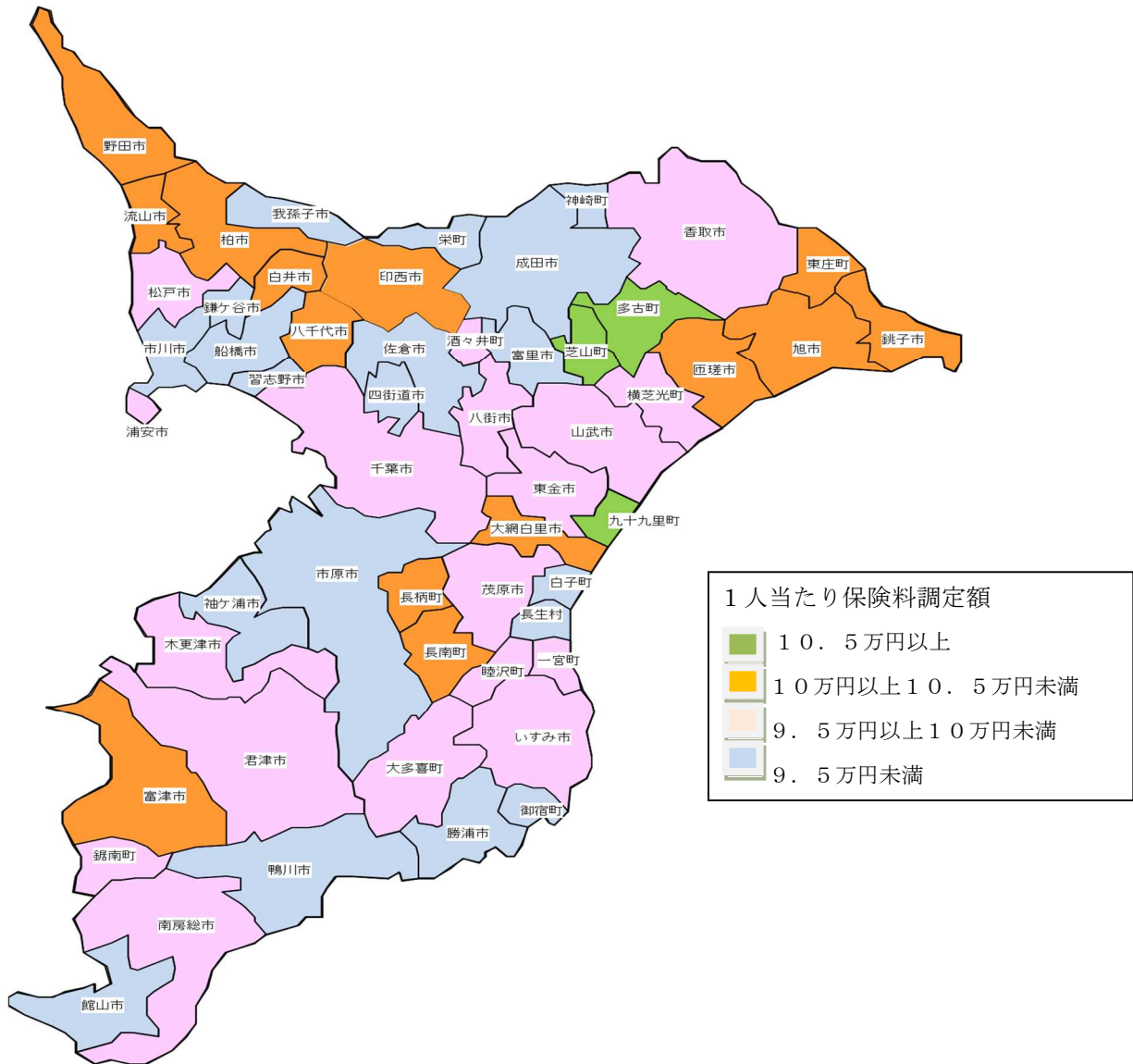
○ 保険料（税）収納率の順位（平成28年度）

（単位：％）

市町村名	保険料（税）収納率	順位	市町村名	保険料（税）収納率	順位	市町村名	保険料（税）収納率	順位
長柄町	95.65	1	鴨川市	91.74	19	銚子市	89.95	37
長生村	94.50	2	流山市	91.65	20	千葉市	89.93	38
長南町	94.47	3	佐倉市	91.64	21	四街道市	89.91	39
鋸南町	94.29	4	御宿町	91.55	22	柏市	89.31	40
南房総市	94.15	5	印西市	91.31	23	君津市	89.14	41
睦沢町	94.10	6	勝浦市	91.31	24	白井市	88.90	42
大多喜町	94.04	7	酒々井町	91.13	25	市川市	88.73	43
東庄町	93.49	8	茂原市	91.13	26	八千代市	88.60	44
栄町	93.45	9	習志野市	90.96	27	大網白里市	88.60	45
我孫子市	93.20	10	芝山町	90.83	28	いすみ市	88.54	46
館山市	92.99	11	袖ヶ浦市	90.73	29	富津市	88.35	47
神崎町	92.81	12	松戸市	90.72	30	山武市	87.57	48
横芝光町	92.70	13	香取市	90.71	31	九十九里町	87.33	49
匝瑳市	92.70	14	野田市	90.64	32	市原市	86.74	50
浦安市	92.41	15	鎌ヶ谷市	90.59	33	木更津市	86.41	51
白子町	92.02	16	成田市	90.50	34	東金市	86.17	52
多古町	91.96	17	一宮町	90.44	35	富里市	86.12	53
旭市	91.90	18	船橋市	90.42	36	八街市	85.37	54

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

○ 1人当たり保険料（税）調定額・市町村別マップ（平成28年度）



○ 1人当たり保険料（税）調定額の順位（平成28年度）

（単位：円）

市町村名	1人当たり 保険料調定額	順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額	順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額	順位
多古町	110,358	1	一宮町	98,634	19	勝浦市	94,666	37
芝山町	107,874	2	香取市	98,523	20	市原市	94,639	38
九十九里町	106,219	3	茂原市	98,431	21	栄町	94,558	39
八千代市	104,881	4	木更津市	98,342	22	習志野市	93,783	40
印西市	104,795	5	南房総市	97,581	23	御宿町	93,628	41
白井市	104,569	6	浦安市	97,559	24	鴨川市	93,364	42
銚子市	104,130	7	八街市	97,447	25	市川市	93,259	43
匝瑳市	103,709	8	千葉市	97,398	26	四街道市	93,170	44
旭市	102,994	9	いすみ市	97,295	27	鎌ヶ谷市	92,993	45
富津市	102,913	10	山武市	96,875	28	佐倉市	92,879	46
長南町	102,849	11	君津市	96,723	29	我孫子市	92,441	47
長柄町	102,785	12	松戸市	96,707	30	富里市	92,435	48
東庄町	101,826	13	鋸南町	96,262	31	袖ヶ浦市	92,252	49
柏市	101,347	14	東金市	96,250	32	館山市	90,873	50
野田市	100,713	15	睦沢町	96,028	33	長生村	89,785	51
大網白里市	100,624	16	横芝光町	95,576	34	成田市	89,492	52
流山市	100,330	17	酒々井町	95,554	35	船橋市	89,383	53
大多喜町	99,741	18	白子町	94,684	36	神崎町	87,294	54

【出典：国民健康保険事業年報（県）】

○ 保険料（税）負担率の順位（平成28年度）

（単位：％）

市町村名	負担率	順位
九十九里町	17.85	1
鋸南町	17.32	2
いすみ市	17.30	3
長南町	16.74	4
睦沢町	16.50	5
山武市	16.17	6
茂原市	16.12	7
南房総市	15.90	8
八街市	15.85	9
大多喜町	15.82	10
大網白里市	15.82	11
白子町	15.71	12
一宮町	15.64	13
御宿町	15.64	14
多古町	15.62	15
長生村	15.56	16
富津市	15.50	17
香取市	15.33	18

市町村名	負担率	順位
館山市	15.28	19
栄町	15.11	20
勝浦市	15.08	21
鴨川市	15.02	22
神崎町	14.82	23
東金市	14.76	24
銚子市	14.60	25
芝山町	14.55	26
野田市	14.07	27
印西市	13.99	28
酒々井町	13.97	29
匝瑳市	13.93	30
木更津市	13.88	31
旭市	13.67	32
白井市	13.57	33
東庄町	13.53	34
八千代市	13.47	35
君津市	13.34	36

市町村名	負担率	順位
市原市	13.33	37
富里市	13.06	38
千葉市	12.89	39
横芝光町	12.77	40
四街道市	12.72	41
鎌ヶ谷市	12.46	42
松戸市	12.37	43
柏市	12.32	44
袖ヶ浦市	12.20	45
佐倉市	12.14	46
我孫子市	11.76	47
船橋市	11.15	48
習志野市	11.01	49
成田市	10.88	50
流山市	10.62	51
市川市	10.41	52
浦安市	8.80	53
長柄町	8.02	54

【出典：国民健康保険事業年報（県）、国民健康保険実態調査報告】

※保険料（税）負担率 = 一人当たり保険料（税）調定額（国民健康保険事業年報）

÷ 一人当たり旧ただし書き所得（国民健康保険実態調査報告）

※「国民健康保険実態調査報告」は全数調査ではなく抽出調査であり、各市町村の数値はあくまでも参考値である。

○ 保険料（税）賦課方式の採用状況（平成28年度）

市町村名	賦課方式		
	医療分	後期分	介護分
千葉市	3方式	3方式	3方式
銚子市	4方式	2方式	2方式
市川市	3方式	2方式	2方式
船橋市	2方式	2方式	2方式
館山市	3方式	2方式	2方式
木更津市	4方式	2方式	2方式
松戸市	3方式	2方式	2方式
野田市	4方式	2方式	2方式
香取市	4方式	2方式	2方式
茂原市	3方式	2方式	2方式
成田市	3方式	2方式	2方式
佐倉市	3方式	2方式	2方式
東金市	3方式	2方式	2方式
匝瑳市	4方式	2方式	2方式
旭市	4方式	2方式	2方式
習志野市	3方式	2方式	2方式
柏市	3方式	2方式	2方式
勝浦市	4方式	4方式	4方式
市原市	3方式	2方式	2方式
流山市	3方式	2方式	2方式
八千代市	3方式	3方式	2方式
我孫子市	3方式	2方式	2方式
鴨川市	3方式	2方式	2方式
鎌ヶ谷市	3方式	2方式	2方式
君津市	4方式	2方式	2方式
富津市	3方式	2方式	2方式
浦安市	3方式	2方式	2方式

市町村名	賦課方式		
	医療分	後期分	介護分
四街道市	3方式	2方式	2方式
酒々井町	4方式	2方式	2方式
八街市	3方式	2方式	2方式
富里市	3方式	2方式	2方式
白井市	3方式	2方式	2方式
印西市	3方式	2方式	2方式
栄町	3方式	2方式	2方式
一宮町	3方式	2方式	2方式
睦沢町	3方式	3方式	3方式
長生村	3方式	2方式	2方式
白子町	3方式	2方式	2方式
長柄町	3方式	3方式	3方式
長南町	3方式	3方式	3方式
大網白里町	3方式	2方式	2方式
九十九里町	3方式	2方式	2方式
芝山町	3方式	2方式	2方式
神崎町	4方式	2方式	2方式
多古町	4方式	2方式	2方式
東庄町	4方式	2方式	2方式
袖ヶ浦市	4方式	2方式	2方式
大多喜町	4方式	4方式	4方式
御宿町	4方式	3方式	3方式
南房総市	3方式	2方式	2方式
鋸南町	3方式	2方式	2方式
いすみ市	4方式	3方式	3方式
山武市	3方式	2方式	2方式
横芝光町	3方式	2方式	2方式

集計	2方式	1団体	45団体	46団体
	3方式	37団体	7団体	6団体
	4方式	16団体	2団体	2団体

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 保険料（税）の滞納措置状況（平成28年6月1日現在）

市町村名	全世帯数 【①】	滞納世帯			資格証明書			短期被保険者証			計		
		滞納世帯数 【②】	滞納世帯 割合 【②/①】	割合順位 (高い順)	交付世帯数 【③】	滞納世帯に 占める割合 【③/②】	割合順位 (高い順)	交付世帯数 【④】	滞納世帯に 占める割合 【④/②】	割合順位 (高い順)	交付世帯数 【③+④】	滞納世帯に 占める割合 【(③+④)/ ②】	割合順位 (高い順)
千葉市	148,324	23,562	15.89%	28	1,424	6.04%	29	10,637	45.14%	22	12,061	51.19%	27
銚子市	12,336	2,020	16.37%	25	375	18.56%	5	1,502	74.36%	3	1,877	92.92%	1
市川市	73,115	13,551	18.53%	19	59	0.44%	47	4,761	35.13%	36	4,820	35.57%	44
船橋市	94,214	13,754	14.60%	36	145	1.05%	45	5,073	36.88%	33	5,218	37.94%	40
館山市	9,489	1,908	20.11%	13	137	7.18%	26	543	28.46%	44	680	35.64%	43
木更津市	22,015	2,992	13.59%	39	1,307	43.68%	1	1,174	39.24%	29	2,481	82.92%	2
松戸市	81,836	16,388	20.03%	14	704	4.30%	32	2,926	17.85%	52	3,630	22.15%	53
野田市	26,891	6,484	24.11%	4	542	8.36%	22	1,715	26.45%	45	2,257	34.81%	46
香取市	14,473	3,342	23.09%	8	102	3.05%	36	1,187	35.52%	35	1,289	38.57%	39
茂原市	15,985	3,072	19.22%	18	195	6.35%	27	1,188	38.67%	30	1,383	45.02%	33
成田市	19,877	3,041	15.30%	33	48	1.58%	44	1,402	46.10%	18	1,450	47.68%	31
佐倉市	28,701	4,059	14.14%	38	505	12.44%	13	1,340	33.01%	39	1,845	45.45%	32
東金市	11,907	2,867	24.08%	5	447	15.59%	11	1,298	45.27%	20	1,745	60.87%	13
匝瑳市	7,161	1,722	24.05%	6	148	8.59%	21	697	40.48%	27	845	49.07%	30
旭市	12,486	2,891	23.15%	7	277	9.58%	19	1,307	45.21%	21	1,584	54.79%	21
習志野市	22,937	5,049	22.01%	11	464	9.19%	20	689	13.65%	54	1,153	22.84%	52
柏市	63,080	12,835	20.35%	12	270	2.10%	40	3,135	24.43%	48	3,405	26.53%	51
勝浦市	3,829	509	13.29%	41	117	22.99%	4	200	39.29%	28	317	62.28%	11
市原市	48,402	13,923	28.77%	2	411	2.95%	37	7,506	53.91%	12	7,917	56.86%	18
流山市	24,570	2,342	9.53%	52	433	18.49%	7	812	34.67%	37	1,245	53.16%	24
八千代市	28,051	4,500	16.04%	26	131	2.91%	38	2,514	55.87%	8	2,645	58.78%	17
我孫子市	21,060	2,649	12.58%	43	221	8.34%	23	637	24.05%	50	858	32.39%	47
鴨川市	6,489	1,108	17.08%	23	284	25.63%	3	163	14.71%	53	447	40.34%	36
鎌ヶ谷市	18,173	2,707	14.90%	34	2	0.07%	48	2,124	78.46%	1	2,126	78.54%	4
君津市	14,526	2,243	15.44%	31	416	18.55%	6	936	41.73%	25	1,352	60.28%	14
富津市	8,612	1,487	17.27%	22	155	10.42%	18	613	41.22%	26	768	51.65%	25
浦安市	20,959	2,540	12.12%	47	12	0.47%	46	1,244	48.98%	15	1,256	49.45%	29
四街道市	15,021	2,302	15.33%	32	50	2.17%	39	1,664	72.28%	4	1,714	74.46%	6
酒々井町	3,625	535	14.76%	35	0	0.00%	49	294	54.95%	10	294	54.95%	20
八街市	13,876	2,764	19.92%	15	208	7.53%	25	1,527	55.25%	9	1,735	62.77%	10
富里市	9,581	2,188	22.84%	10	370	16.91%	9	816	37.29%	32	1,186	54.20%	23
白井市	9,039	2,327	25.74%	3	93	4.00%	34	603	25.91%	46	696	29.91%	49
印西市	12,144	1,395	11.49%	48	158	11.33%	16	667	47.81%	17	825	59.14%	16
栄町	3,905	614	15.72%	29	22	3.58%	35	219	35.67%	34	241	39.25%	38
一宮町	2,297	179	7.79%	54	0	0.00%	49	115	64.25%	5	115	64.25%	8
睦沢町	1,363	182	13.35%	40	3	1.65%	43	53	29.12%	43	56	30.77%	48
長生村	2,600	443	17.04%	24	0	0.00%	49	228	51.47%	14	228	51.47%	26
白子町	2,474	485	19.60%	16	0	0.00%	49	211	43.51%	23	211	43.51%	34
長柄町	1,386	121	8.73%	53	2	1.65%	42	58	47.93%	16	60	49.59%	28
長南町	1,524	188	12.34%	45	0	0.00%	49	71	37.77%	31	71	37.77%	41
大網白里町	8,986	1,431	15.92%	27	60	4.19%	33	1,104	77.15%	2	1,164	81.34%	3
九十九里町	3,519	611	17.36%	21	84	13.75%	12	366	59.90%	7	450	73.65%	7
芝山町	1,445	180	12.46%	44	11	6.11%	28	96	53.33%	13	107	59.44%	15
神崎町	1,085	211	19.45%	17	11	5.21%	30	51	24.17%	49	62	29.38%	50
多古町	2,882	661	22.94%	9	13	1.97%	41	219	33.13%	38	232	35.10%	45
東庄町	2,733	306	11.20%	49	0	0.00%	49	62	20.26%	51	62	20.26%	54
袖ヶ浦市	9,805	1,197	12.21%	46	313	26.15%	2	367	30.66%	41	680	56.81%	19
大多喜町	1,770	192	10.85%	50	23	11.98%	14	123	64.06%	6	146	76.04%	5
御宿町	1,800	325	18.06%	20	35	10.77%	17	96	29.54%	42	131	40.31%	37
南房総市	8,540	1,096	12.83%	42	53	4.84%	31	355	32.39%	40	408	37.23%	42
鋸南町	1,727	182	10.54%	51	21	11.54%	15	78	42.86%	24	99	54.40%	22
いすみ市	8,148	1,168	14.33%	37	88	7.53%	24	630	53.94%	11	718	61.47%	12
山武市	10,853	3,654	33.67%	1	588	16.09%	10	912	24.96%	47	1,500	41.05%	35
横芝光町	4,714	728	15.44%	30	129	17.72%	8	332	45.60%	19	461	63.32%	9
県合計	1,006,340	179,210	17.81%		11,666	6.51%		68,640	38.30%		80,306	44.81%	

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 保険料（税）の減免実施状況（平成28年度）

市町村名	減免世帯数	減免総額(千円)
千葉市	33,322	254,960
銚子市	41	1,112
市川市	477	11,737
船橋市	1,054	35,789
館山市	31	731
木更津市	112	4,399
松戸市	767	24,485
野田市	192	6,068
香取市	39	1,213
茂原市	226	6,446
成田市	129	3,032
佐倉市	420	10,190
東金市	40	1,025
匝瑳市	21	1,382
旭市	19	916
習志野市	272	5,625
柏市	729	17,985
勝浦市	13	442
市原市	197	7,292
流山市	419	8,193
八千代市	311	11,012
我孫子市	348	5,997
鴨川市	26	509
鎌ヶ谷市	190	4,243
君津市	42	935
富津市	28	900
浦安市	237	12,551

市町村名	減免世帯数	減免総額(千円)
四街道市	234	4,932
酒々井町	61	1,377
八街市	66	3,085
富里市	52	1,268
白井市	104	2,660
印西市	79	1,677
栄町	21	508
一宮町	14	336
睦沢町	7	109
長生村	21	393
白子町	9	150
長柄町	13	428
長南町	2	147
大網白里市	60	1,531
九十九里町	33	2,250
芝山町	5	128
神崎町	1	25
多古町	2	53
東庄町	7	364
袖ヶ浦市	56	1,962
大多喜町	0	0
御宿町	16	338
南房総市	22	777
鋸南町	1	30
いすみ市	38	1,235
山武市	34	1,726
横芝光町	20	478

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 一部負担金の減免実施状況（平成28年度）

市町村名	条例等の有無				減免件数		減免金額(千円)	
	条例	規則	要綱	その他		うち東日本 大震災関係		うち東日本 大震災関係
千葉市			○		22	22	511	511
銚子市		○		○	3	0	643	0
市川市		○		○	10	10	327	327
船橋市		○	○		10	10	925	925
館山市				○	2	2	276	276
木更津市			○		3	3	261	261
松戸市		○	○		19	19	1,600	1,600
野田市			○		11	11	116	116
香取市			○		0	0	0	0
茂原市			○		3	3	59	59
成田市		○			7	7	385	385
佐倉市			○		3	3	255	255
東金市			○		1	1	1,253	1,253
匝瑳市		○	○		0	0	0	0
旭市		○	○		0	0	0	0
習志野市			○		1	1	24	24
柏市				○	19	18	3,328	1,198
勝浦市					0	0	0	0
市原市			○		47	46	1,683	1,627
流山市		○	○		6	6	10	10
八千代市				○	8	8	185	185
我孫子市			○	○	0	0	0	0
鴨川市					0	0	0	0
鎌ヶ谷			○		23	23	77	77
君津市		○		○	1	1	216	216
富津市		○			0	0	0	0
浦安市		○	○		4	4	66	66
四街道市				○	0	0	0	0
酒々井町					0	0	0	0
八街市			○		5	2	442	416
富里市			○		0	0	0	0
白井市			○		2	2	1,412	1,412
印西市					1	1	14	14
栄町					0	0	0	0
一宮町					0	0	0	0
睦沢町			○		0	0	0	0
長生村			○		0	0	0	0
白子町					0	0	0	0
長柄町	○		○		0	0	0	0
長南町	○	○	○		2	0	147	0
大網白里市			○		0	0	0	0
九十九里町			○		0	0	0	0
芝山町			○		0	0	0	0
神崎町					0	0	0	0
多古町			○		2	2	391	391
東庄町			○		0	0	0	0
袖ヶ浦市		○	○		4	4	90	90
大多喜町			○		0	0	0	0
御宿町		○			0	0	0	0
南房総市	○				0	0	0	0
鋸南町					0	0	0	0
いすみ市					0	0	0	0
山武市			○		4	2	118	102
横芝光町			○		0	0	0	0
県合計	3	14	33	8	223	211	14,814	11,796

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 特定健診受診率の順位（平成27年度）

市町村名	受診率(%)	順位
東庄町	52.4	1
袖ヶ浦市	52.3	2
睦沢町	49.8	3
船橋市	48.9	4
長柄町	46.9	5
流山市	46.4	6
旭市	45.9	7
浦安市	45.8	8
香取市	45.7	9
長生村	45.5	10
富津市	44.9	11
一宮町	44.9	11
君津市	44.8	13
木更津市	44.7	14
多古町	44.3	15
長南町	43.7	16
市川市	43.6	17
白井市	43.6	17

市町村名	受診率(%)	順位
横芝光町	42.1	19
柏市	42.0	20
南房総市	41.5	21
匝瑳市	39.5	22
東金市	39.1	23
山武市	38.8	24
九十九里町	38.6	25
茂原市	37.2	26
富里市	37.1	27
酒々井町	36.3	28
千葉市	36.1	29
鎌ヶ谷市	35.8	30
神崎町	35.7	31
印西市	35.6	32
市原市	35.4	33
四街道市	35.4	33
大網白里市	35.4	33
野田市	35.2	36

市町村名	受診率(%)	順位
大多喜町	35.2	36
我孫子市	34.8	38
館山市	34.6	39
銚子市	34.5	40
習志野市	34.0	41
御宿町	33.9	42
栄町	33.5	43
佐倉市	33.2	44
芝山町	33.2	44
松戸市	32.9	46
成田市	32.1	47
いすみ市	31.2	48
八千代市	28.8	49
八街市	28.4	50
鋸南町	27.8	51
白子町	26.9	52
鴨川市	26.8	53
勝浦市	25.6	54

【出典：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書】

○ 特定保健指導実施率の順位（平成27年度）

市町村名	実施率(%)	順位
富津市	65.7	1
白井市	57.5	2
東金市	55.8	3
長生村	55.8	3
栄町	52.8	5
匝瑳市	49.8	6
長柄町	49.5	7
勝浦市	46.9	8
睦沢町	45.8	9
館山市	44.3	10
東庄町	42.6	11
大多喜町	39.9	12
木更津市	39.2	13
袖ヶ浦市	38.5	14
一宮町	36.8	15
君津市	32.9	16
旭市	31.9	17
長南町	30.7	18

市町村名	実施率(%)	順位
船橋市	29.5	19
芝山町	26.4	20
御宿町	26.1	21
鎌ヶ谷市	25.8	22
横芝光町	25.8	22
白子町	24.8	24
鋸南町	24.4	25
銚子市	23.1	26
九十九里町	23.1	26
山武市	22.6	28
大網白里市	21.1	29
茂原市	20.3	30
柏市	20.1	31
印西市	19.4	32
市川市	17.7	33
酒々井町	17.4	34
いすみ市	17.4	34
八街市	16.5	36

市町村名	実施率(%)	順位
佐倉市	16.1	37
習志野市	15.5	38
香取市	14.0	39
四街道市	13.6	40
市原市	13.2	41
松戸市	12.9	42
多古町	12.2	43
富里市	11.8	44
南房総市	11.6	45
鴨川市	11.4	46
神崎町	11.4	47
成田市	10.9	48
八千代市	10.5	49
我孫子市	8.8	50
千葉市	8.4	51
浦安市	7.0	52
野田市	6.8	53
流山市	6.6	54

【出典：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書】

○ データヘルス計画の策定状況（平成29年7月1日時点）

保険者	策定の有無	保険者	策定の有無	保険者	策定の有無
千葉市	○	市原市	○	長生村	○
銚子市		流山市	○	白子町	○
市川市	○	八千代市	○	長柄町	○
船橋市	○	我孫子市	○	長南町	
館山市	○	鴨川市	○	大網白里市	
木更津市	○	鎌ヶ谷市	○	九十九里町	○
松戸市	○	君津市	○	芝山町	
野田市	○	富津市	○	神崎町	
香取市	○	浦安市	○	多古町	
茂原市	○	四街道市	○	東庄町	
成田市	○	酒々井町	○	袖ヶ浦市	○
佐倉市	○	八街市		大多喜町	
東金市		富里市		御宿町	
匝瑳市	○	白井市	○	南房総市	○
旭市	○	印西市	○	鋸南町	○
習志野市	○	栄町	○	いすみ市	○
柏市	○	一宮町	○	山武市	○
勝浦市	○	睦沢町	○	横芝光町	○
				県合計	42

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 医療費通知の実施状況（平成28年度）

市町村名	実施回数	対象月数	実施件数	市町村名	実施回数	対象月数	実施件数
千葉市	4	12	73,230	四街道市	4	12	73,376
銚子市	4	12	40,016	酒々井町	3	12	9,837
市川市	4	12	223,741	八街市	3	12	34,900
船橋市	4	12	297,373	富里市	4	4	29,860
館山市	2	12	19,508	白井市	4	12	46,905
木更津市	4	12	106,225	印西市	3	12	49,578
松戸市	4	12	251,402	栄町	4	12	13,578
野田市	3	12	71,235	一宮町	2	12	3,987
香取市	4	12	48,522	睦沢町	3	12	3,442
茂原市	3	12	61,392	長生村	2	12	5,262
成田市	4	12	63,990	白子町	2	12	4,741
佐倉市	3	12	77,362	長柄町	3	12	5,694
東金市	4	12	36,695	長南町	3	12	4,210
匝瑳市	4	12	24,014	大網白里市	3	12	23,170
旭市	4	12	40,308	九十九里町	4	12	11,328
習志野市	2	12	57,504	芝山町	4	12	8,102
柏市	4	12	203,705	神崎町	4	12	3,618
勝浦市	3	12	9,649	多古町	4	12	9,057
市原市	4	12	233,590	東庄町	4	12	8,928
流山市	4	12	81,272	袖ヶ浦市	4	12	49,410
八千代市	4	12	90,993	大多喜町	2	6	3,325
我孫子市	1	12	33,086	御宿町	3	12	4,653
鴨川市	4	12	29,865	南房総市	4	12	42,976
鎌ヶ谷市	4	12	60,255	鋸南町	4	12	5,857
君津市	4	12	69,436	いすみ市	3	12	18,903
富津市	4	12	43,254	山武市	4	12	34,817
浦安市	3	12	53,335	横芝光町	4	12	23,072

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 後発医薬品差額通知の実施状況（平成28年度）

市町村名	実施回数	対象月数	実施件数
千葉市	4	4	38,438
銚子市	1	1	1,569
市川市	4	12	23,903
船橋市	2	2	16,443
館山市	2	2	2,502
木更津市	2	12	5,098
松戸市	2	2	12,209
野田市	4	4	12,732
香取市	4	4	6,916
茂原市	3	3	3,643
成田市	4	4	8,755
佐倉市	1	1	2,151
東金市	3	3	1,676
匝瑳市	1	1	1,427
旭市	1	1	931
習志野市	4	4	6,144
柏市	4	4	23,344
勝浦市	1	1	121
市原市	4	4	19,711
流山市	2	2	2,834
八千代市	8	8	9,517
我孫子市	2	2	1,279
鴨川市	2	2	2,395
鎌ヶ谷市	2	2	1,779
君津市	2	2	3,771
富津市	2	2	1,891
浦安市	2	12	2,189

市町村名	実施回数	対象月数	実施件数
四街道市	2	2	2,015
酒々井町	3	3	2,598
八街市	1	1	1,347
富里市	4	4	1,964
白井市	1	1	568
印西市	3	12	3,088
栄町	3	3	2,393
一宮町	2	2	542
睦沢町	3	3	319
長生村	1	1	259
白子町	1	1	114
長柄町	3	3	530
長南町	1	4	101
大網白里市	3	3	4,363
九十九里町	4	12	1,797
芝山町	1	12	196
神崎町	4	12	531
多古町	4	4	1,600
東庄町	3	3	655
袖ヶ浦市	2	2	1,530
大多喜町	2	6	273
御宿町	2	2	130
南房総市	2	2	1,908
鋸南町	4	4	434
いすみ市	1	1	666
山武市	4	4	2,140
横芝光町	4	4	2,609

【出典：千葉県保険指導課調べ】

○ 後発医薬品使用割合（数量ベース）の推移

（単位：％）

市町村名	26年度	27年度	28年度
千葉市	60.38	64.73	69.73
銚子市	48.55	53.23	57.27
市川市	58.39	63.76	68.59
船橋市	60.37	65.17	69.64
館山市	60.59	67.48	74.26
木更津市	50.63	55.47	61.63
松戸市	60.39	64.23	70.19
野田市	65.03	68.33	71.97
茂原市	55.02	59.22	64.76
成田市	64.07	66.12	70.59
佐倉市	53.67	59.21	65.44
東金市	55.46	59.76	66.13
旭市	70.13	81.93	83.27
習志野市	62.68	66.77	70.93
柏市	61.70	65.23	69.77
勝浦市	33.89	36.69	43.52
市原市	57.92	63.29	69.84
流山市	65.92	70.39	76.22
八千代市	58.04	62.61	67.30
我孫子市	65.16	68.45	72.94
鴨川市	57.96	59.69	68.96
鎌ヶ谷市	63.36	64.91	67.97
君津市	52.76	57.68	65.92
富津市	51.89	54.70	58.03
浦安市	55.52	58.25	62.12
四街道市	62.68	67.13	73.05
袖ヶ浦市	56.31	62.84	69.18

市町村名	26年度	27年度	28年度
八街市	64.01	68.25	72.36
印西市	54.49	60.76	66.40
白井市	64.19	67.36	74.06
富里市	63.33	65.17	72.00
南房総市	59.62	69.43	76.66
匝瑳市	47.93	54.01	63.21
香取市	55.38	61.44	67.73
山武市	60.39	66.59	69.68
いすみ市	51.73	62.39	70.26
大網白里市	62.65	66.14	71.11
酒々井町	59.67	58.82	67.86
栄町	59.36	59.61	73.25
神崎町	-	-	-
多古町	63.45	66.19	72.45
東庄町	-	-	-
九十九里町	60.41	67.44	73.04
芝山町	72.20	74.69	79.90
横芝光町	54.22	62.38	65.67
一宮町	67.54	70.15	77.54
睦沢町	-	-	-
長生村	-	-	-
白子町	76.93	79.77	-
長柄町	-	-	-
長南町	-	38.28	45.56
大多喜町	65.40	72.53	81.91
御宿町	-	-	-
鋸南町	60.73	63.95	69.70
県平均	59.32	64.04	69.22
全国平均	58.38	63.09	68.61

【出典：厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」】

※各年度3月の状況であり、薬局所在地ベースの数値である。

※保険請求のあった薬局数が1～3軒の場合は「-」で表示している。

○ 診療報酬明細書（レセプト）点検効果の状況

市町村名	27年度						28年度					
	1人当たり点検効果額				点検効果率		1人当たり点検効果額				点検効果率	
	(円)				(%)		(円)				(%)	
過誤調整	返納金等 調定	計	内容点検分 再掲	計	内容点検分 再掲	過誤調整	返納金等 調定	計	内容点検分 再掲	計	内容点検分 再掲	
千葉市	920	142	1,062	283	0.41	0.11	1,099	119	1,218	320	0.46	0.12
銚子市	1,424	64	1,488	406	0.56	0.15	1,255	820	2,075	319	0.76	0.12
市川市	1,005	557	1,562	289	0.65	0.12	1,288	402	1,690	385	0.68	0.15
船橋市	1,003	404	1,407	248	0.54	0.09	1,250	652	1,902	445	0.73	0.17
館山市	821	293	1,114	405	0.40	0.14	802	493	1,295	326	0.46	0.12
木更津市	790	237	1,027	371	0.40	0.14	1,055	302	1,357	321	0.51	0.12
松戸市	864	72	936	302	0.38	0.12	809	94	903	341	0.35	0.13
野田市	1,897	117	2,013	281	0.71	0.10	2,212	132	2,345	221	0.81	0.08
香取市	922	126	1,048	259	0.44	0.11	1,173	178	1,351	313	0.55	0.13
茂原市	801	52	853	294	0.32	0.11	1,209	226	1,435	440	0.52	0.16
成田市	1,391	233	1,624	291	0.64	0.11	1,192	316	1,508	368	0.55	0.13
佐倉市	1,764	122	1,886	403	0.68	0.15	1,399	77	1,476	333	0.52	0.12
東金市	891	65	956	215	0.43	0.10	725	63	787	135	0.31	0.05
匝瑳市	660	155	815	214	0.33	0.09	780	197	978	249	0.37	0.09
旭市	849	31	880	111	0.44	0.06	623	52	675	169	0.33	0.08
習志野市	950	288	1,238	396	0.52	0.17	1,195	235	1,430	317	0.60	0.13
柏市	1,270	198	1,468	488	0.57	0.19	1,307	118	1,426	537	0.54	0.20
勝浦市	2,229	52	2,281	1,062	0.79	0.37	4,002	113	4,115	3,259	1.41	1.12
市原市	1,116	216	1,331	403	0.53	0.16	1,242	175	1,417	369	0.52	0.14
流山市	1,377	70	1,447	490	0.62	0.21	1,501	211	1,712	368	0.71	0.15
八千代市	1,298	305	1,602	439	0.60	0.16	1,526	240	1,766	346	0.62	0.12
我孫子市	1,171	71	1,242	361	0.47	0.14	1,156	146	1,302	299	0.49	0.11
鴨川市	1,447	90	1,538	368	0.60	0.14	630	287	917	186	0.34	0.07
鎌ヶ谷市	2,337	71	2,408	320	0.93	0.12	915	133	1,047	253	0.40	0.10
君津市	1,241	90	1,331	437	0.49	0.16	1,371	426	1,797	182	0.62	0.06
富津市	920	240	1,160	361	0.45	0.14	1,158	197	1,355	353	0.50	0.13
浦安市	1,377	383	1,760	332	0.77	0.14	1,227	411	1,638	370	0.69	0.16
四街道市	1,627	33	1,660	560	0.64	0.22	1,750	42	1,792	570	0.69	0.22
酒々井町	383	103	486	234	0.17	0.08	739	929	1,668	91	0.58	0.03
八街市	1,055	25	1,080	96	0.44	0.04	1,301	677	1,978	324	0.75	0.12
富里市	1,098	187	1,285	355	0.55	0.15	902	469	1,370	254	0.55	0.10
白井市	622	7	628	288	0.25	0.11	634	0	634	209	0.24	0.08
印西市	1,138	336	1,474	348	0.57	0.13	956	206	1,162	336	0.43	0.12
栄町	429	252	681	177	0.25	0.06	247	131	378	117	0.14	0.04
一宮町	1,133	0	1,133	956	0.51	0.43	505	0	505	347	0.23	0.16
睦沢町	652	18	670	502	0.21	0.16	327	3	330	283	0.10	0.09
長生村	394	0	394	272	0.18	0.12	364	0	364	285	0.14	0.11
白子町	239	5	244	149	0.09	0.06	371	0	371	220	0.14	0.08
長柄町	1,008	30	1,038	479	0.38	0.17	545	114	659	366	0.22	0.12
長南町	372	51	422	269	0.13	0.08	365	64	429	187	0.14	0.06
大網白里市	846	0	846	137	0.34	0.05	946	0	946	341	0.35	0.13
九十九里町	516	11	526	341	0.21	0.14	384	21	406	202	0.16	0.08
芝山町	244	17	261	151	0.12	0.07	144	0	144	117	0.06	0.05
神崎町	987	55	1,042	331	0.37	0.12	776	399	1,175	210	0.42	0.08
多古町	749	68	817	214	0.35	0.09	491	108	599	136	0.24	0.05
東庄町	1,440	127	1,567	128	0.62	0.05	748	111	859	137	0.33	0.05
袖ヶ浦市	1,065	97	1,163	428	0.45	0.17	1,430	224	1,654	354	0.60	0.13
大多喜町	433	0	433	430	0.18	0.17	208	0	208	208	0.09	0.09
御宿町	234	8	242	147	0.09	0.06	198	162	360	107	0.13	0.04
南房総市	650	139	790	351	0.26	0.11	1,040	108	1,149	379	0.36	0.12
鋸南町	810	0	810	400	0.28	0.14	677	610	1,287	256	0.40	0.08
いすみ市	1,142	160	1,303	328	0.49	0.12	1,797	698	2,495	235	0.89	0.08
山武市	728	173	901	222	0.40	0.10	1,550	147	1,697	335	0.72	0.14
横芝光町	868	76	944	235	0.40	0.10	1,025	185	1,210	232	0.49	0.09
県平均	1,095	195	1,291	330	0.51	0.13	1,181	248	1,429	356	0.54	0.14
全国平均	1,524	342	1,866	448	0.67	0.16	—	—	—	—	—	—

【出典：千葉県保険指導課調べ】